安芸高田市災害廃棄物処理計画

【第１版】

平成 31 年 3 月

安芸高田市

目　　次

第１編 総則 …… 1
第１章 背景及び目的 …… 3
第２章 計画の構成 …… 4
第３章 基本的事項 …… 5
１．基本理念 …… 5
２．基本方針 …… 5
３．災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画の位置付け …… 6
４．対象とする災害 …… 7
５．災害の規模別・種類別の対策 …… 10
６．廃棄物部局の業務 …… 11
７．災害時に発生する廃棄物 …… 12
８．処理主体 …… 13
９．発災後における各主体の行動 …… 14
１０．災害廃棄物処理計画の点検・改定 …… 17

第２編 災害廃棄物対策 …… 19
第１章 平時の備え（体制整備等） …… 21
１．組織体制・指揮命令系統 …… 22
２．情報収集・連絡 …… 26
３．協力・支援体制 …… 27
４．職員への教育訓練 …… 29
５．一般廃棄物処理施設等 …… 30
６．災害廃棄物処理 …… 33
７．各種相談窓口の設置等 …… 62
８．住民への啓発・広報 …… 63
第２章 災害応急対応 …… 65
１．災害応急対応時における各主体の行動と処理主体の検討 …… 68
２．組織体制・指揮命令系統 …… 69
３．情報収集・連絡 …… 70
４．協力・支援体制 …… 72
５．一般廃棄物処理施設等 …… 74
６．災害廃棄物処理 …… 75
７．各種相談窓口の設置等 …… 97
８．住民等への啓発・広報 …… 97
第３章 災害復旧・復興等 …… 99
１．処理主体の決定 …… 102
２．組織体制・指揮命令系統 …… 102

３．情報収集・連絡 102
４．協力・支援体制 102
５．一般廃棄物処理施設等 103
６．災害廃棄物処理 103
７．各種相談窓口の設置等 108
８．住民等への啓発・広報 108
９．処理事業費の管理 108

第３編　課題の整理と今後の取り組み 109

第４編　参考資料 113

第１編 総則

第1章 背景及び目的

近年、防災インフラが整備された今日においても、これまでに例のない風水害や地震が各地で頻発し、それらの被害によって発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）も甚大な量となっている。そして、その災害廃棄物への対応が、その後の住民生活の復旧に大きな影響を与えることから、各自治体にとって大きな課題となっている。

国においては、平成７年に発生した阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、大規模地震による被害範囲、インフラに与える影響及び大量に発生する災害廃棄物等を考慮し、「震災廃棄物対策指針（平成 10 年 10 月）」を策定した。また、平成 23 年には東日本大震災が発生し、大規模地震に加えて津波による被害も大きかったことから、同震災による経験を踏まえ、「水害廃棄物対策指針（平成 17 年 6 月）」とも統合し、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を策定した。その後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）及び「災害対策基本法」が改正（平成 27 年 8 月施行）され、手続きの簡素化等の特例措置や環境大臣の代行措置が規定された。また、廃棄物処理法の基本方針の改正（平成 28 年１月公表）により、地方自治体で災害廃棄物処理計画を策定することが明記された。さらに、平成 28 年に発生した熊本地震による最新の知見を踏まえ、平成 30 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」の改定が行われている。

広島県では、国の動向や平成 26 年に広島市で発生した土砂災害での経験を踏まえ、高い確率で発生が予測されている南海トラフ巨大地震他、各市町で被害が最大となる地震を想定し、「広島県災害廃棄物処理計画」を平成 30 年 3 月に策定している。

安芸高田市（以下、「本市」という。）では、「安芸高田市地域防災計画」の「基本編（平成 30 年 11 月）」、「震災対策編（平成 30 年 11 月）」、「南海トラフ地震防災対策推進計画（平成 30 年 11 月）」（以下、総称して「安芸高田市地域防災計画」という。）に基づき、災害対策の体制が構築されている。しかし、平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨にて県内各地で多量の災害廃棄物が発生し、本市においても約 200t の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、今後、災害廃棄物処理を考慮した体制についての検討が求められている。

このような状況から、本市は、大規模災害発生時において、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として「災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。本計画では、今後発生する各種自然災害（地震、津波及び台風、大雨等による風水害）に対する平時の備え、さらに災害時に発生する災害廃棄物の処理を行うための応急対応及び復旧・復興対策をとりまとめた。

第2章 計画の構成

本計画は、「第１章 総則」と「第２章 災害廃棄物対策」の構成で整理する。

「第 1 章 総則」では、本計画の位置づけや対象とする災害、廃棄物部局の業務、処理主体等、計画の基本事項について定める。

「第１章　総則」の主な内容

- 災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画の位置付け
- 対象とする災害
- 災害の規模別・種類別の対策
- 廃棄物部局の業務
- 災害時に発生する廃棄物
- 処理主体
- 発災後における各主体の行動

「第２章 災害廃棄物対策」では、“平時の備え”“応急対応”“復旧・復興”の３つの構成で整理する。

「第２章 災害廃棄物対策」の主な内容

“平時の備え”	国の災害廃棄物対策指針、広島県災害廃棄物処理計画、安芸高田市地域防災計画を基に、災害廃棄物の処理体制について整理する。また、今後、災害廃棄物処理体制を構築する上で、調整が必要な事項を整理する。
“応急対応”	発災してから３ヶ月以内に行うべきことについて整理する。
“復旧・復興”	「応急対応」の段階で構築した災害廃棄物処理体制の維持、災害廃棄物処理事業の完了にあたっての必要となる対応について整理する。

第3章 基本的事項

１.基本理念

災害廃棄物処理の原則は、廃棄物処理法第２条の３において、「非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。」とされている。

したがって、本計画では、災害廃棄物処理の基本理念を以下のとおり定める。

基本理念

迅速・安全・適正な災害廃棄物処理の実現

２.基本方針

災害廃棄物処理の基本方針は、基本理念を踏まえて、以下のとおりとする。

基本方針１：災害廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物は、一度に多量に発生するものであり、住民の生活や復興の妨げになる。そのため、安全面の配慮や適正な処理方法を踏まえた上で、行政・住民・事業者が協力して、災害廃棄物処理体制を構築する。

基本方針２：安全面や衛生面、環境面への配慮

災害廃棄物の処理では、危険物や処理困難物の混入等に作業員への安全性や、長期仮置き等による衛生面及び環境面に影響を与える可能性があるため、十分な対策を講じた上で実施する。

基本方針３：段階に応じた適正な処理

災害廃棄物の処理は、災害後の復旧や状況の変化に合わせながら、計画的に実施する。また、不法投棄等の不適切な処理が行われないように対策を講じる。また、出来る限り分別し、資源化に努めるものとする。

３.災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法や災害対策基本法等の関係法令、国の災害廃棄物対策指針、広島県災害廃棄物処理計画、安芸高田市地域防災計画に基づく内容とする。本計画の位置づけを図 1 に示す。

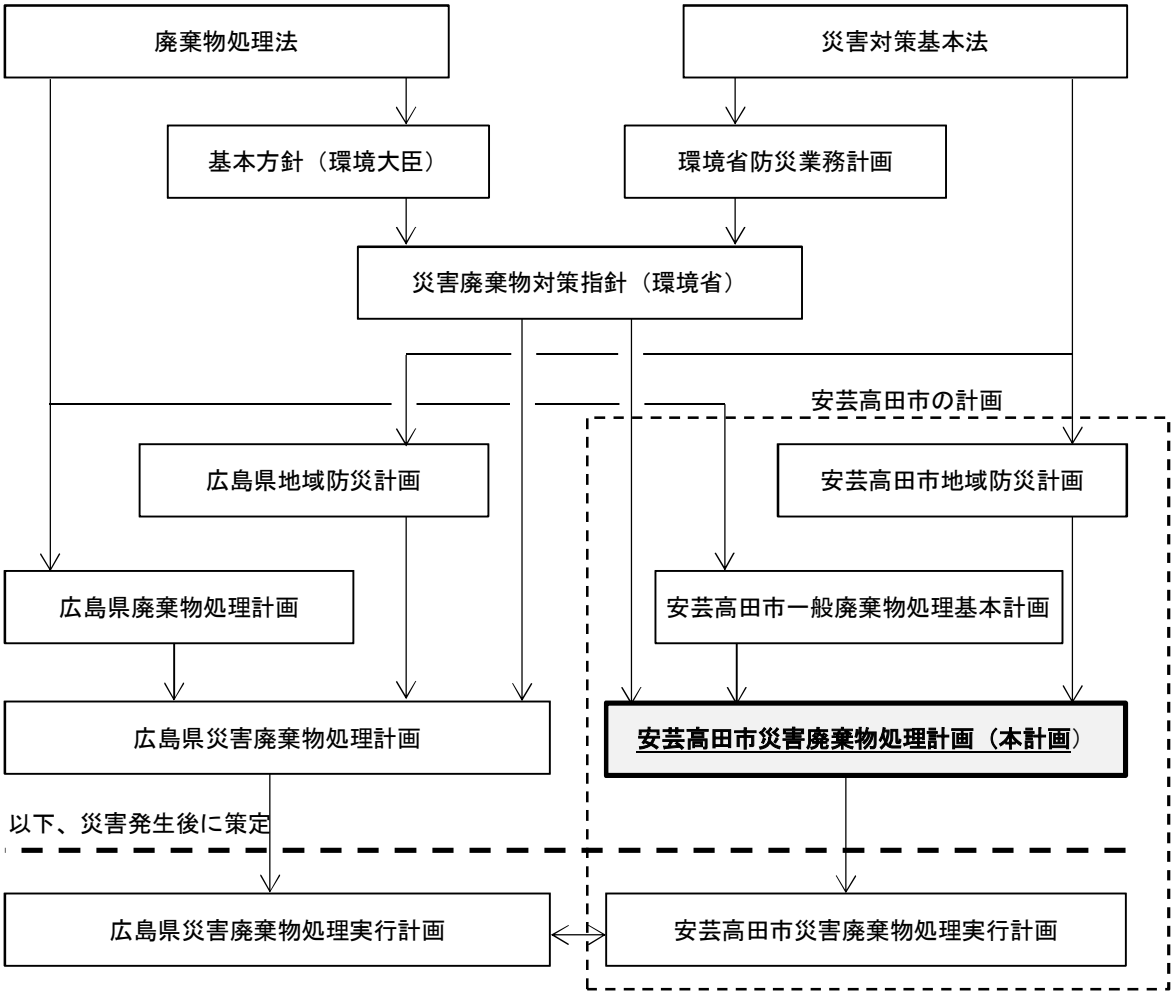

注）「広島県災害廃棄物処理計画　平成 30 年 3 月」を参考に修正・加筆

図 1　本計画の位置づけ

４.対象とする災害

対象とする災害は、震災（南海トラフ巨大地震）と浸水被害、土砂災害を想定する。

１）震災（南海トラフ巨大地震）の被害想定

震災による被害想定は、南海トラフ巨大地震を基に設定する。南海トラフ巨大地震は、被害範囲が広く、広域的な処理の検討が想定される。

南海トラフ巨大地震の被害想定を以下に示す。

表 1　被害想定（南海トラフ巨大地震）

項目		被害想定
震度7の面積率（%）		0.0
震度6強の面積率（%）		0.0
震度6弱の面積率（%）		0.7
震度5強の面積率（%）		31.3
震度5弱の面積率（%）		67.9
震度4以下の面積率（%）		0.0
土砂災害発生箇所（危険度ランクＡ）	急傾斜地（箇所）	1
	地すべり（箇所）	0
	山腹崩壊（箇所）	0
建物被害	全壊（棟）	179
	半壊（棟）	899
	焼失（棟）	0
	合計（棟）	1,078
人的被害	死者（人）	0
	負傷者（人）	79
	重症者＜負傷者の内数＞（人）	1
ライフライン被害	断水人口（人）	9,335
	停電件数（件）	31
避難者数（当日・1日後）	避難所	152
	避難所外	101

出典：安芸高田市地域防災計画

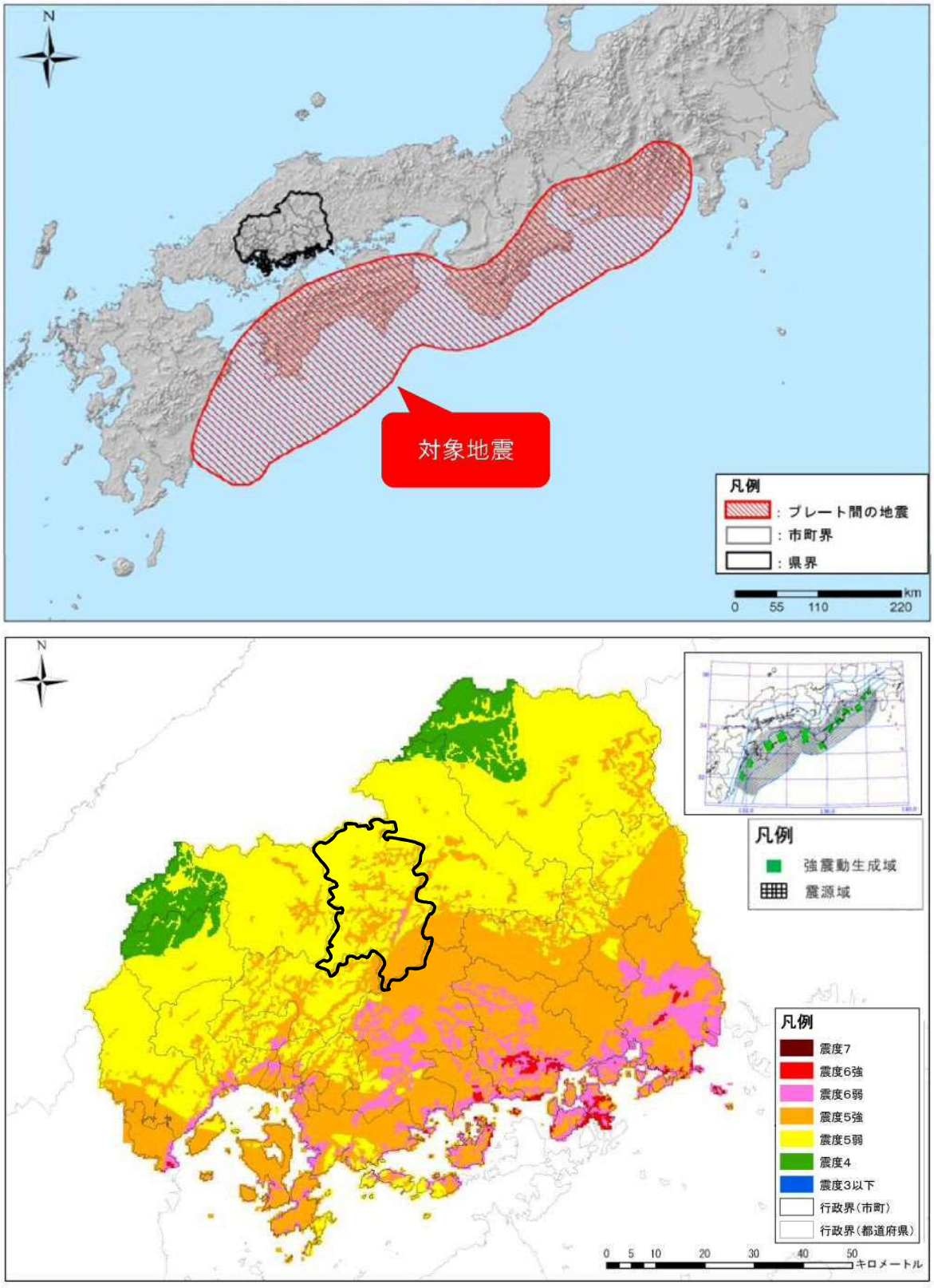

出典：広島県災害廃棄物計画 平成 30 年 3 月

図 2　南海トラフ巨大地震の被害範囲

２）浸水被害、土砂災害の被害想定

浸水被害、土砂災害の被害想定は、安芸高田市洪水・土砂災害ハザードマップに基づくものとする。ハザードマップの例を以下に示す。

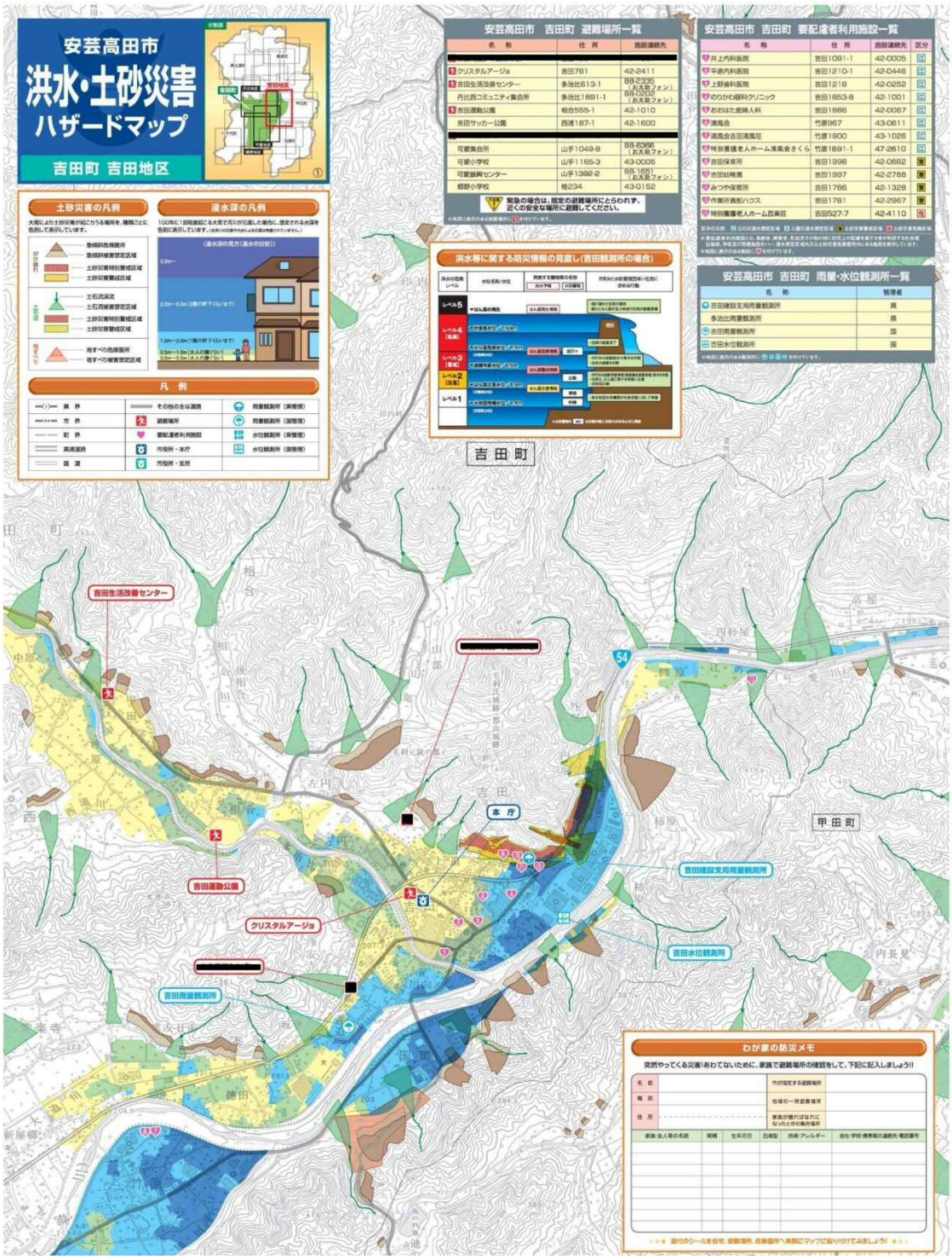

図 3　安芸高田市洪水土砂災害ハザードマップ（例：吉田地区）

５.災害の規模別・種類別の対策

災害廃棄物は、災害の規模や種類によって発生するごみ種類が異なることから、本計画で想定する災害では、以下のとおり対策を整理する。

表 2　災害の規模別・種類別の対策

対象とする災害	災害の規模、場所	災害廃棄物の種類	対策
震災 （南海トラフ地震）	建物被害やライフライン被害等が広範囲にわたって生じる	・倒壊・損壊建物から発生するがれき類 ・避難所ごみ ・仮設トイレのし尿等 ・PCB 含有機器等の有害廃棄物 ・腐敗性廃棄物 ・医療系廃棄物 ・思い出の品　等	・多種多量の災害廃棄物が発生するため、広域処理の検討が必要 ・人命救助や遺体捜索が優先されることを踏まえた事前の準備が必要
浸水被害	川沿いや急傾斜地等での被害が想定される	・床上・床下浸水により、水を被った家電、畳、布団、家具等が多く発生する	・水が引くとすぐに排出が始まるため、迅速な体制作りが必要 ・腐敗性廃棄物を優先的に処理することが必要
土砂災害		・がれき混じり土砂が多く発生する	・土砂、流木、がれきの選別処理が必要

注）「平成 28 年度 大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル業務（中国地方）報告書 平成 30 年 3 月中国四国地方環境事務所」を参考に修正・加筆

注）「災害廃棄物処理の実際　国立研究開発法人国立環境研究所　資源循環・廃棄物研究センター資料」を参考に修正・加筆

６.廃棄物部局の業務

廃棄物部局の業務は、「安芸高田市地域防災計画」に示されている廃棄物処理業務と整合を図るものとする。業務内容は、平時の業務と災害時の業務に分けられる。それぞれの内容を以下に示す。

１）平時の業務

平時の業務としては、災害時に迅速な対応ができるよう、協定の締結や人材育成等による災害廃棄物処理の体制づくりや、一般廃棄物処理施設の点検等による災害の備えを行うものとする。平時の主な業務を以下に示す。

【平時の主な業務】

・災害廃棄物処理計画の策定と見直し
・災害廃棄物対策に関する支援を目的とした協定の締結や法令に基づく事前手続き
・人材育成（研修、訓練等）
・一般廃棄物処理施設の点検や災害時に備えた施設整備
・仮置場候補地の確保　　等

２）災害時の業務

災害時の業務としては、実際の被害状況を把握し、迅速に災害廃棄物処理を行うものとする。災害廃棄物処理は、災害直後には人員の確保が困難なことや、多くの業務が発生することを踏まえて、廃棄物部局だけでなく、県や民間事業者と連携して対応する。

【災害時の主な業務】

・被害状況の把握
・災害廃棄物発生量、処理可能量の算出
・仮置場の設定
・収集運搬、処理、処分の体制づくり
・災害廃棄物処理実行計画の作成
・倒壊家屋の撤去等の住民対応　　等

７.災害時に発生する廃棄物

災害時に発生する廃棄物は、表 3 に示す 4 種類（生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物）に分けられる。災害廃棄物は、原則、自治体が処理する必要がある一般廃棄物である。災害廃棄物は、表 4 に示す廃棄物が発生するが、混合した状態で排出されると、適正に処理・処分・再資源化が行えないため、分別排出が求められる。

なお、津波堆積物は、地理的状況から発生しない。

表 3　災害時に発生する廃棄物の種類

種　類	内　容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

表 4　災害廃棄物の種類と性状

種　類	性　状
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材等の廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）等が混在し、概ね不燃系の廃棄物
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電４品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
小型家電/ その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電４品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
有害廃棄物/ 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・ＣＣＡ(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の近隣自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）等

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

８.処理主体

災害廃棄物の処理主体は、本市とする。なお、災害廃棄物処理は、芸北広域環境施設組合と連携して実施する。

また、自区域内での処理が困難な場合は、県内市町村での処理に向けた調整を県に要請することや、協定等を締結している民間事業者への支援要請を行う等により、災害廃棄物処理体制を構築する。

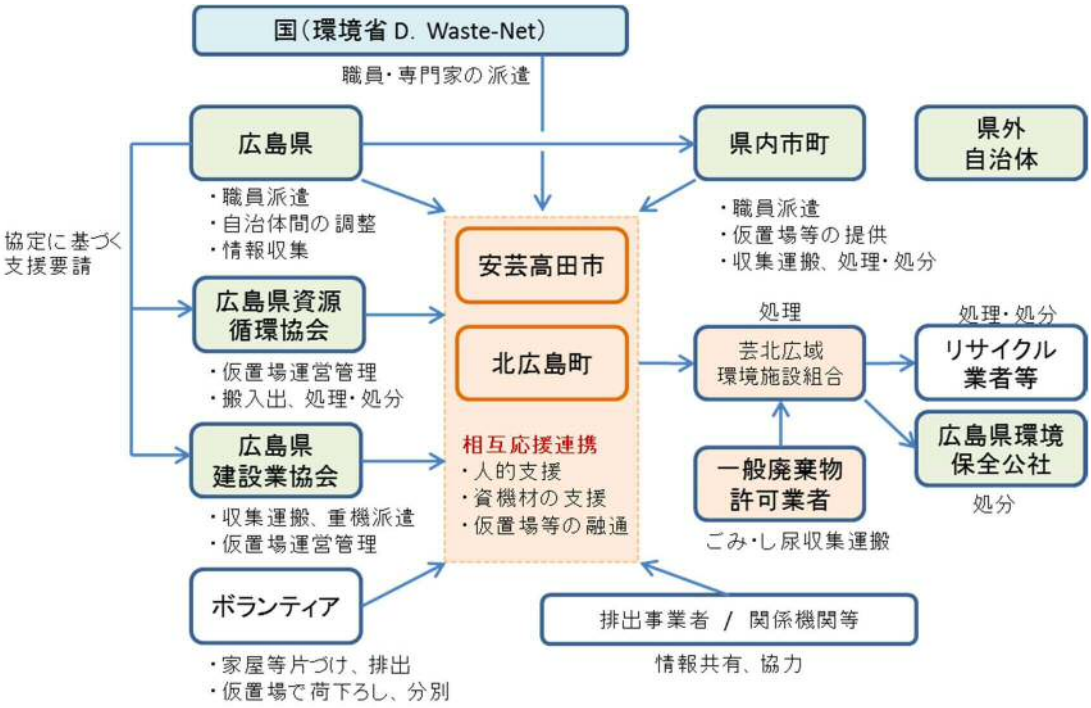

出典：芸北広域環境施設組合　災害廃棄物処理計画基礎検討業務報告書　平成 30 年 3 月

図 4　災害廃棄物処理体制構築のイメージ

９.発災後における各主体の行動

１）発災後の時期区分

発災後の時期区分は、初動期、応急対応（前半）、応急対応（後半）、復旧・復興の４区分に分けられ、時期区分の特徴は以下のとおりである。

表 5　発災後の時期区分

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
	応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
	応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3ヶ月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年３月　環境省

２）災害廃棄物処理の実施時期

災害廃棄物処理の実施時期は、発災後３年程度とする。したがって、本市は、災害廃棄物処理が３年程度で終えるよう、時期区分の特徴を踏まえて、臨機応変に処理を進めるものとする。

３）各主体の行動・役割

災害廃棄物処理にあたっては、各主体（国、県、近隣自治体、民間事業者、本市）と連携して行う必要がある。各主体の役割は以下のとおりである。また、各主体の行動について、大まかな流れを次頁に示す。

住民の役割

平時は、行政の発信する連絡や広報に関心を持ち、情報を収集しながら災害に備える。災害時は、本市の方針に従い、災害廃棄物の円滑な処理に協力する。

民間事業者の役割

平時は、災害時に迅速に対応できるよう、自らの処理ルートを構築するだけでなく、本市との連携について調整する。災害時は、自己責任での処理に努めながら、本市が行う災害廃棄物処理に協力する。

行政（国、県、近隣自治体、本市）の役割

平時は、行政間の連携体制の構築や、民間事業者と協定を締結する等、災害に備える。災害時は、行政間と連携し、住民、民間事業者の協力を得ながら、災害廃棄物処理に努める。

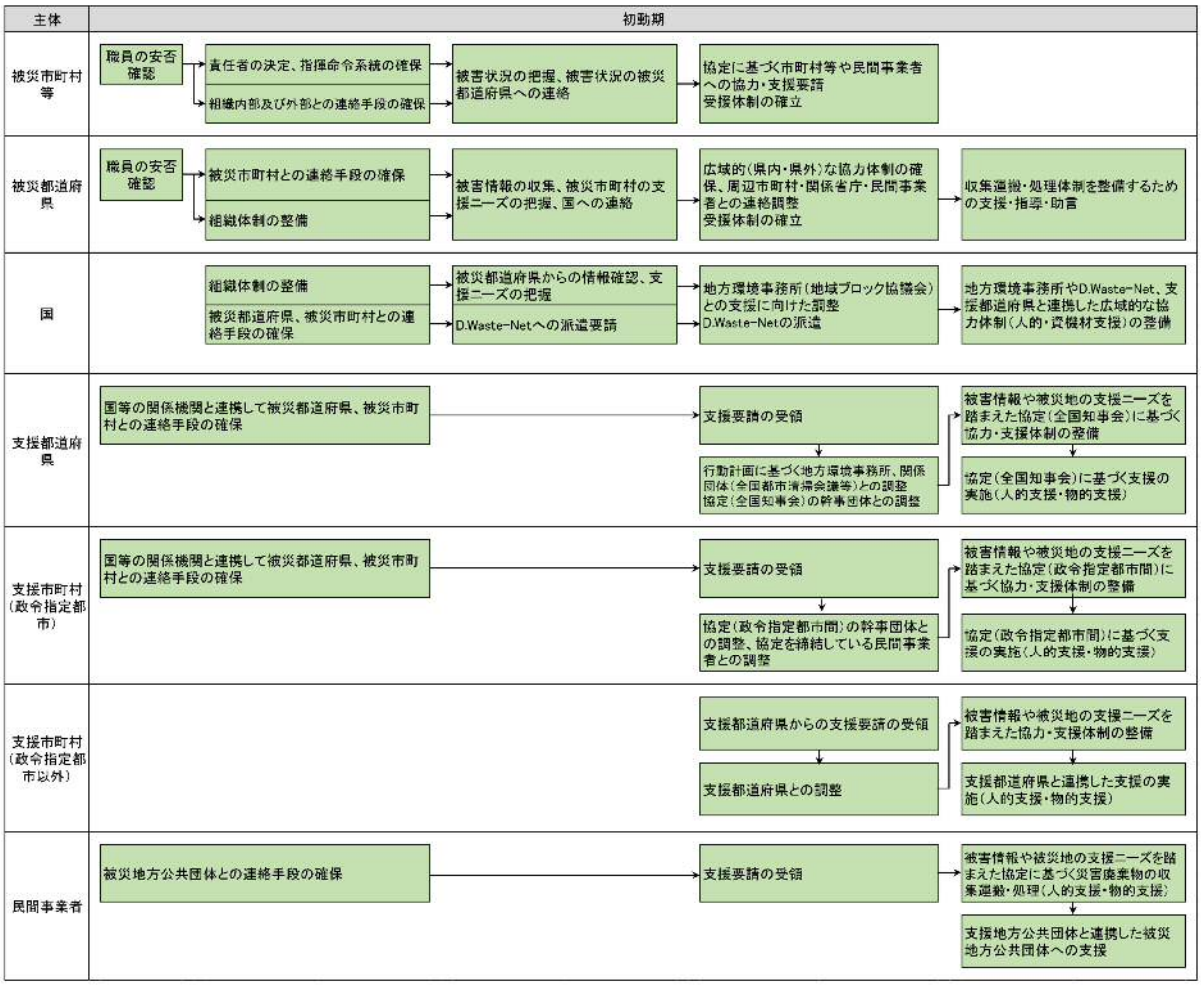

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

図 5　各主体の行動

４）発災後における主な廃棄物業務の流れ

発災後における廃棄物部局の業務は、時期区分の特徴を踏まえて、以下の流れで進めるものとする。

【体制の構築、支援】

・被災状況の把握に努め、関係部局との役割分担や庁外関係者からの受援を念頭に、廃棄物処理を行うための体制を構築する。

【災害廃棄物処理】

・被害情報や処理実績に応じて品目ごとの発生量を把握する。
・品目ごとに処理処分先を整理した処理フローを構築し、実行計画を策定する。
・災害廃棄物の発生量等に応じて仮置場を開設する。
・災害廃棄物の収集・撤去方法を検討し、分別方法と合わせて住民に周知する。
・被災現場から災害廃棄物を分別撤去・収集し、仮置場まで運搬して分別仮置きする。また、片付けごみの分別を促進し、仮置場に受入れる。
・損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に伴う災害廃棄物への対応は、り災証明の発行後に本格化する。
・有害廃棄物・危険物等は作業の安全確保を行った上で優先的に回収する。
・公衆衛生悪化の防止の観点から腐敗性廃棄物等は優先的に回収する。
・仮置場に受入れた災害廃棄物は処理・処分先に応じて破砕・選別した上で搬出し、中間処理や再資源化、最終処分を行う。
・二次災害を防止するため、仮置場の環境対策、モニタリング、火災対策を行う。

【生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理】

・処理施設の被災状況を確認し、処理機能を確保する。
・生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の収集方法を検討し、住民に周知する。
・生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の発生場所を把握した上で収集し、処理施設へ搬入して処理する。

【処理と住民対応の継続】

・災害廃棄物処理を進捗管理し、必要に応じて処理体制を整備、変更を行う。
・情報収集を継続し、定期的に住民、関係部局等への情報提供を行う。
・災害廃棄物処理が進み、状況が変わり次第、適時災害廃棄物処理実行計画を見直す。

注）「災害廃棄物対策指針（改定版 ）平成 30 年３月　環境省」を参考に修正・加筆

図 6　発災後における主な廃棄物業務の流れ

１０.災害廃棄物処理計画の点検・改定

本計画は、定期的に点検を加え、訓練等を通して改定すべき点が見つかれば、その都度、改定を行うものとする。また、非常災害の発生等により新たな知見が得られた際にも適宜点検を行うものとする。

第２編 災害廃棄物対策

第１章　平時の備え（体制整備等）

第２編　災害廃棄物対策
第１章　平時の備え

第1章 平時の備え（体制整備等）

平時の備えでは、発災時における混乱を避けるために、予め定めておくべき事項ついて整理する。

表 6　「平時の備え」の主な内容

項目		策定内容	平時の備え	災害応急対応	災害復旧・復興
１．処理主体の決定		主体の設定	―	各主体の行動内容	各主体の行動内容
２．組織体制・指揮命令系統		地域防災計画に基づく体制の構築	庁内の人員確認 関係部署との調整	人員確保 外部委託の検討	メンタルケア ストレス回避策
３．情報収集・連絡		連絡手段、連絡体制	情報伝達の訓練 連絡体制の整備	情報収集の内容 情報共有事項	確実な連絡手段の選択
４．協力・支援体制	１）　自衛隊・警察・消防との連携	連携体制の構築	連携にあたっての調整事項	伝達事項、支援要請	連携の継続
	２）　県、国の支援	連携体制の構築	連携体制構築	伝達事項、支援要請	連携の継続
	３）　近隣自治体による支援	連携体制の構築	支援内容と方法の検討 災害支援協定の締結	支援要請	連携の継続
	４）　民間事業者との連携	連携体制の構築	業者のリスト化 災害支援協定の締結	支援要請	連携の継続
	５）　ボランティアとの連携	連携体制の構築	ボランティア団体との連携	ボランティアへの情報を周知・広報	―
５．職員への教育訓練		教育訓練の実施	訓練手法、訓練内容	―	―
６．一般廃棄物処理施設等	１）　一般廃棄物処理施設等	施設の運転継続について	点検手引きの作成 必要資機材の備蓄	点検の実施 補修対応	復旧事業
	２）　仮設トイレ等し尿処理	仮設トイレの確保	備蓄状況 災害支援協定の締結	仮設トイレの調達、設置	仮設トイレの撤去
	３）　避難所ごみ	避難所ごみのルール	保管場所・方法、収集運搬ルートの検討	避難所ごみ保管にあたっての留意事項	仮設住宅の解体撤去
７．災害廃棄物処理	１）　災害廃棄物処理実行計画	計画について	―	策定項目について	計画の見直し
	２）　発生量、処理可能量、処理見込み量	計算方法について	想定災害での試算	計算方法	計算値の見直し
	３）　処理スケジュール	スケジュールについて	検討事項の整理	検討にあたっての留意事項	スケジュールの見直し
	４）　処理フロー	処理フローについて	想定災害での処理フロー	処理フロー作成について	処理フローの見直し
	５）　収集運搬	収集運搬体制の構築	収集運搬車両のリスト作成、複数のルート検討	体制構築にあたっての留意事項	体制の適時見直し
	６）　仮置場	仮置場について	必要面積の試算 候補地の設定	仮置場の管理・運営	仮置場返却について
	７）　環境対策、モニタリング、火災対策	モニタリング、環境対策について	対策に必要な資材の保管	モニタリング内容 対策例	対策の継続
	８）　仮設処理施設	仮設処理施設の設置	必要性の確認 設置手続き短縮の検討	―	施設の管理・運営 解体・撤去
	９）　損壊家屋等の撤去 （必要に応じて解体）	公費による撤去について	公費解体の対象条件について検討	公費解体の手順 石綿対策	撤去の効率化 損壊家屋の組成調査
	１０）　選別・処理・再資源化	処理、再資源化体制の構築	処理先の検討	処理方法と留意事項	処理の継続
	１１）　最終処分	最終処分体制の構築	最終処分場のリスト作成 協定の締結	処分先の設定	処分の継続
	１２）　広域的な処理・処分	広域処理体制の構築	手続き方法や契約書の様式等を検討	―	広域処理の検討
	１３）　有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	有害廃棄物の対策	届出事業所との事前協議 有害物質流出時の体制	処理フロー 有害物質の取り扱い	適正処理の継続
	１４）　思い出の品等	思い出の品等の取り扱い	取り扱いルールの検討	貴重品の引き渡し 思い出の品の保管	一定期間が経過したものの処分、住民への広報
	１５）　災害廃棄物処理事業の進捗管理	進捗の管理について	―	量的管理について	処理が長期間に及ぶ際の進捗管理
	１６）　許認可の取扱い	許認可について	手続きや事務作業の把握 作業期間短縮の検討	手続きの実施	手続きの実施
８．各種相談窓口の設置等		相談窓口の設定	窓口の設置案、受付体制、情報の管理方法	窓口の開設	受付の継続
９．住民等への啓発・広報		啓発・広報について	平時の啓発・広報の内容 実施方法	啓発・広報の内容 情報発信の留意事項	啓発・広報の継続
10．処理事業費の管理		処理事業費の管理について	―	―	適切な価格であるかの確認

１.組織体制・指揮命令系統

１）廃棄物部局の位置づけ

組織体制・指揮命令系統は、安芸高田市地域防災計画に基づいた体制とする。そのため、災害廃棄物対策は、「市民部 市民班」が行うものし、本部会議や事務局、その他実施部と連携して取り組むものとする。

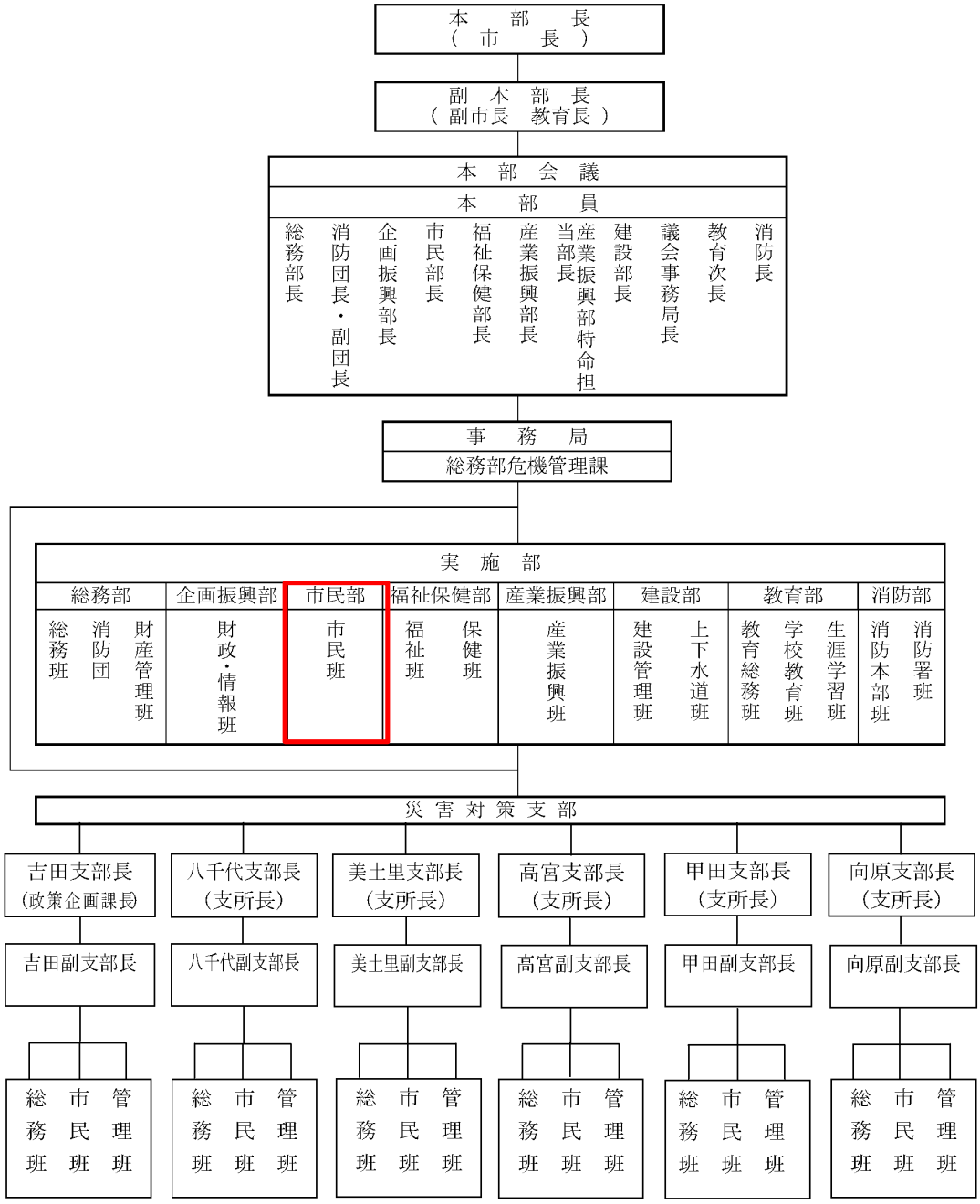

出典：安芸高田市地域防災計画

図 7　組織体制・指揮命令系統

２）廃棄物部局（市民部市民班）の体制

廃棄物部局（市民部市民班）は、本市の災害対策本部だけでなく、国、県の災害廃棄物対策本部、近隣自治体等とも連携して災害廃棄物処理を行うため、以下の体制を構築する。

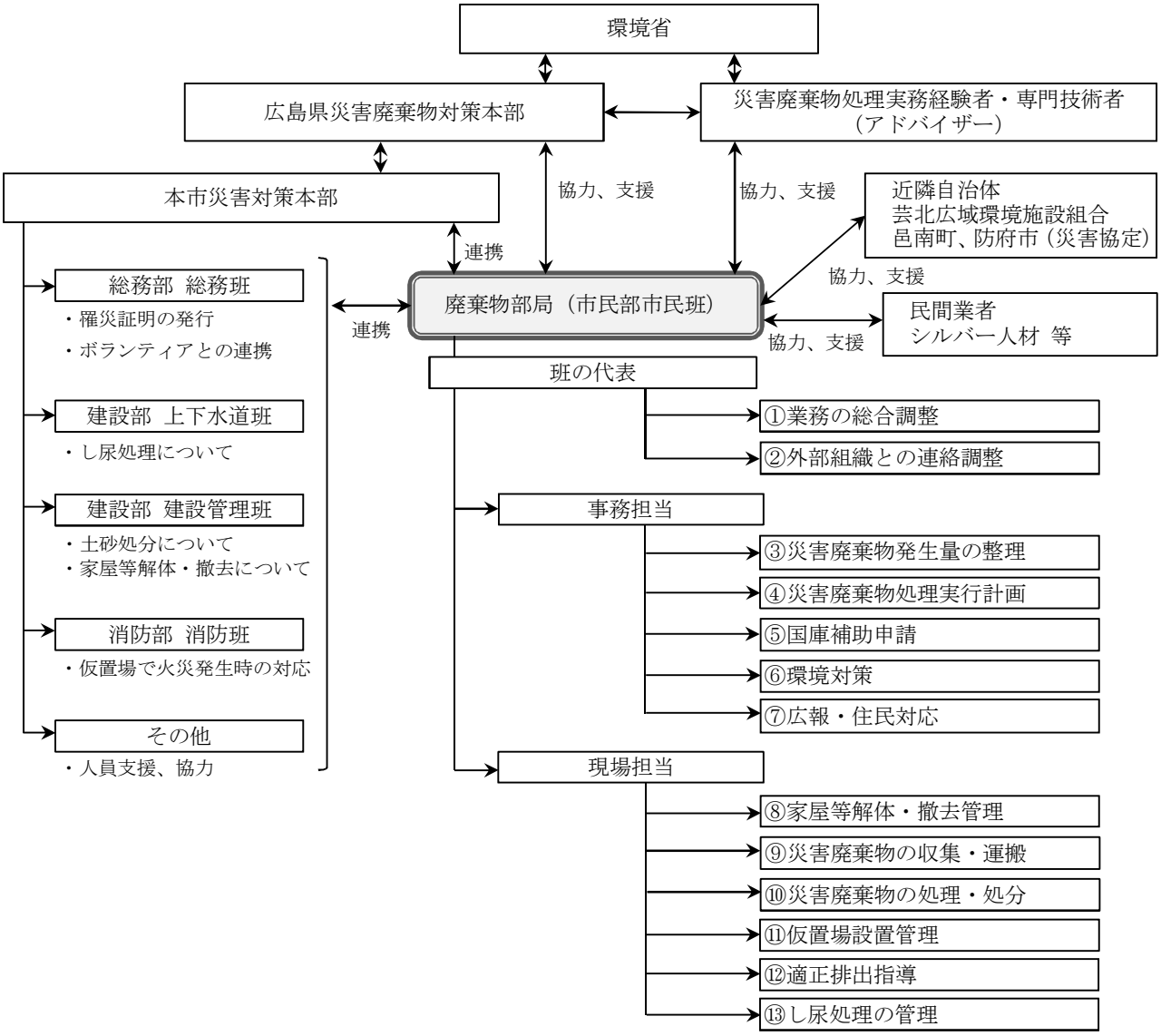

図 8　廃棄物部局の体制

廃棄物部局（市民部市民班）では、班の代表、事務担当、現場担当の 3 つに分けて業務に取り組む体制を構築する。それぞれの役割分担は以下のとおりとする。

【廃棄物部局（市民部市民班）の役割分担】

班の代表：廃棄物部局の体制を構築する。また、班内・班外の連絡調整を行うことで、災害廃棄物処理の進捗管理を行う。

事務担当：災害廃棄物処理実行計画の作成や国庫補助申請、住民対応等の事務作業を中心に行う。

現場担当：災害廃棄物の収集運搬、処理、処分の実施、仮置場の管理等、現場作業を中心に行う。

班の代表、事務担当、現場担当の業務内容は、役割分担を基に以下のとおり設定する。ただし、災害時は人員確保が困難なことや状況によって優先すべき業務が変動することもあるため、それぞれの業務を柔軟に振り分けるものとする。

表 7　各担当の業務内容

班　名	担当名	業務内容
班の代表	①総合調整	・廃棄物対策本部職員の配備 ・廃棄物対策本部の統括及び連絡調整 ・他部局及び災害対策本部との連絡調整 ・災害廃棄物処理対策関係情報の集約・共有化 ・災害廃棄物処理の進捗管理
	②連絡調整	・国・県・近隣自治体、民間事業者等との連絡・調整 ・広域処理体制の整備 ・支援団体、ボランティア等の受入調整
事務担当	③災害廃棄物 発生量の整理	・災害廃棄物等発生量の推計 ・仮置場・仮設処理施設の設置計画
	④災害廃棄物 処理実行計画	・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物処理実行計画の見直し
	⑤国庫補助申請	・国庫補助申請に関すること
	⑥環境対策	・環境調査、環境モニタリングの実施 ・廃棄物処理における環境保全対策の実施
	⑦広報・ 住民対応	・廃棄物処理対応に関する情報の住民周知 ・廃棄物処理に関する住民相談窓口の開設、運営 ・住民からの問い合わせ対応 ・思い出の品・貴重品の引渡し
現場担当	⑧家屋等解体・ 撤去管理	・解体・撤去の委託契約 ・解体・撤去処理 ・思い出の品、貴重品の回収・保管
	⑨災害廃棄物の 収集・運搬	・収集運搬ルートの管理 ・収集運搬車両の確保 ・廃棄物の優先収集、一時収集中止等の検討 ・近隣自治体等の支援部隊との連携 ・関係部局との連絡調整
	⑩災害廃棄物の 処理・処分	・芸北広域環境施設組合との連携 ・処理・処分の委託 ・仮設処理施設の設置・運営管理 ・仮設処理施設の解体・撤去 ・有害廃棄物、リサイクル法対象品等の適正処理の実施
	⑪仮置場設置 管理	・仮置場の運営管理 ・二次被害の防止
	⑫適正排出指導	・避難所ごみの分別区分 ・不適正排出や不法投棄の防止 ・有害・危険廃棄物、適正処理困難物の管理・指導 ・適正処理困難物の処理ルートの確保
	⑬し尿処理の 管理	・し尿処理施設の復旧・管理・運営 ・既存のし尿処理施設以外での処理 ・し尿収集運搬車両の確保 ・し尿収集運搬ルートの管理・報告 ・災害用トイレの確保・設置・維持管理・撤去 ・関係部局との連絡調整

３）組織体制・指揮命令系統における平時の備え

平時の備えとしては、体制の構築・維持にあたっての留意事項を踏まえ、予め庁内の人員確認や関係部局との調整を行っておくものとする。

【体制の構築・維持】

・災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術を有する者を配置する。
・家屋等解体・撤去、仮置場の原形復旧等、重機による作業が生じることを踏まえ、設計・積算・現場管理が行える者を配置する。
・激務が想定されるため、各担当に二人以上を配置することを検討する。また、職員のメンタルヘルスケア・ストレス回避策、交代勤務制度を検討しておく。
・他部局へ職員が借り出される場合を想定し、近隣自治体や広島県に人的支援を依頼できるよう、人材のリスト化等を行っておく。

注）「災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年３月　環境省」を参考に修正・加筆

２.情報収集・連絡

災害廃棄物処理は、被災状況等の情報を収集し、収集した情報を災害対策本部や関係部局、県、国と情報共有しながら進める必要がある。

１）情報ネットワーク等の整備

本市は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

２）伝達手段の多重化、多様化を踏まえた訓練、マニュアルの整備

本市は、住民等に対して仮置場の情報や避難所でのごみ分別区分等が確実に伝わるよう、伝達手段の多重化、多様化を図る必要がある。そのため、平時の備えとしては、伝達手段ごとに情報伝達の訓練やマニュアルの整備を適時行うものとする。

【伝達手段 例】

・お太助フォン
・災害情報共有システム（Ｌ－アラート）
・広報車
・報道機関
・携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む）
・インターネット
・アマチュア無線　等

お太助フォン

３）災害広報実施体制の整備

本市は、災害時に協力・支援が得られるよう、関係機関に対して平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくことにより、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、研修等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努める必要がある。

そのため、平時の備えとしては、災害発生時における情報等の収集・伝達にかかる体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努めるものとする。

４）情報の分析整理

本市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対応の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索する必要がある。

そのため、平時の備えとしては、災害時の混乱を防ぐため、仮置場の呼び方や名称等を統一しておく等、予め情報の一元化を行っておくものとする。

注）「安芸高田市地域防災計画」を参考に修正・加筆

３.協力・支援体制

災害時の協力・支援は、自衛隊や警察、消防、近隣自治体及び民間事業者等、様々な機関から受けることとなる。そのため、関係機関とは、予め連携体制・相互協力体制を整備しておくものとする。

１）自衛隊・警察・消防との連携

発災初動期において、本市はまず人命救助を優先しなければならない。迅速な人命救助のためには、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物を撤去等する必要がある。そのため、平時の備えとしては、仮置場候補地や分別区分等、予め情報を伝えることができる情報を整理し、自衛隊・警察・消防と共有しておくものとする。

【自衛隊・警察・消防との連携にあたっての調整事項】

- 災害廃棄物の撤去対策（仮置場候補地、分別区分　等）
- 貴重品、思い出の品の保管対策（保管場所、引き渡しルール　等）
- 不法投棄の防止対策（仮置場以外でのごみ置き去り、便乗ごみの搬入防止　等）
- 二次災害の防止対策（仮置場での火災防止　等）

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

２）国、県の支援

災害時は、国、県から災害廃棄物対策への技術的な支援を受けることができる。そのため、本市は、災害時に円滑に支援を受けれるよう、前述（２．２）災害広報実施体制の整備 p26）に基づいて、平時から情報収集・連絡体制の構築を行う。

３）近隣自治体による支援

近隣自治体に対しては、お互いに協力・支援が得られるように、平時から支援内容と方法、連絡体制等を検討し、協議調整を行う。

４）民間事業者※との連携

本市は、民間事業者からの支援・協力が得られるよう、平時の備えとして、民間事業者と災害支援協定等を締結し、協力・支援体制を構築する。このとき、自区域内で災害発生時に大量の廃棄物を排出する可能性がある事業者や危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者とも連携し、二次災害の防止並びに廃棄物の適正処理が行える体制を構築する。

また、自区域内の民間事業者が所有する施設等の種類・数・能力、災害時に使用できる車両保有台数等について調査し、リスト作成を行い、情報を継続的に更新する。

※民間事業者：産業廃棄物事業者や建設事業者、セメント事業者、リサイクル事業者、バイオマス事業者、建設機材レンタル事業者（協会）等

５）ボランティアとの連携

災害時においては、被災家屋の片付け等をボランティアの協力を得て行う場合がある。災害廃棄物の対応は、有害物質が混入している等の危険が伴う場合があるため、ボランティアの安全確保の観点から、適切な指示が行えるように予め準備しておく必要がある。

そのため、平時の備えとしては、ボランティア等への周知事項（排出方法や分別区分、廃棄物の取り扱いルール等）を記載したチラシ等を作成し、関係機関※と共有するものとする。

※関係機関：総務班、県、日本赤十字社広島県支部、大規模災害時におけるボランティア活動支援連絡協議会（広島県社会福祉協議会及びボランティア団体で構成）等

４.職員への教育訓練

職員への教育訓練は、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるために、定期的に研修、訓練等を企画・実施する。

訓練手法は、ウォークスルー、机上型訓練、リアルタイム型訓練の３種類ある。本計画は、初版であるため、まずはウォークスルー、机上型訓練を行い、必要に応じて本計画の改定を行うものとする。訓練の実施時期を以下に示す。

なお、災害時の対応についての教育訓練に加えて、災害廃棄物処理事業の補助制度等、関連する情報収集にも平時から努めるものとする。

表 8　訓練手法の概要

訓練方式	内容
ウォークスルー	・手順確認テスト ・プロセス単位・業務単位での机上読み合わせ
机上型訓練	・一般従業員向けの災害時緊急対応 ・対策本部要員としての緊急対応 ・現場の長としての緊急対応 ・BCP の発動
リアルタイム型訓練	・対策本部における時系列的な緊急対応（部署ごとの役割の検証） ・対策本部の情報収集及び意思決定

出典：高知県 机上型事業継続訓練マニュアル

表 9　訓練の実施時期（案）

時期	訓練方式	概要
平成 31 年度 前期	ウォークスルー	廃棄物部局（市民部市民班）の職員が各自で本計画を熟読し、内容を把握する。
平成 31 年度 後期	机上型訓練	初動期（発災後数日間）に想定される事態、対応手順、誰が対応するか、関係部局等への連絡事項について市民部市民班にてグループ討議し、想定される課題を洗い出しする。 課題の対策を検討し、必要に応じて改定を行う。
今後	リアルタイム型訓練	災害時のシナリオを想定し、実際に行動をすることで、机上では発見できなかった課題と、その対策についての検討を行う。

５.一般廃棄物処理施設等

本市の一般廃棄物は、芸北広域きれいセンター（ごみ処理施設）と安芸高田清流園（し尿処理施設）にて処理されている。本市が管理している安芸高田清流園についての対策を以下に示す。

なお、芸北広域きれいセンターについては、芸北広域環境施設組合が管理する施設であるため、芸北広域環境施設組合が中心となって対策に取り組むものとする。

１）一般廃棄物処理施設等の耐震化等

安芸高田清流園は、平成 23 年度に竣工した施設であり、新耐震基準に基づいて建設されている。

施設の位置は、水害、土砂災害の被害想定範囲外にあるが、周辺が被災することが想定される。そのため、ライフラインの耐震性向上等の対策を計画的に実施していく。

表 10　安芸高田清流園の施設概要

項目	内容
施設名	安芸高田清流園
所在地	安芸高田市高宮町船木 1966-2
処理方式	膜分離型高負荷脱窒素処理方式
処理能力	50kl/日（し尿 36kl・浄化槽 14kl）
処理水放流先	中国電力（株）用水路→熊見発電所→江の川→日本海
収集体制	し尿汲み取りは委託制 浄化槽は許可制（一般分）、委託制（市管理分）

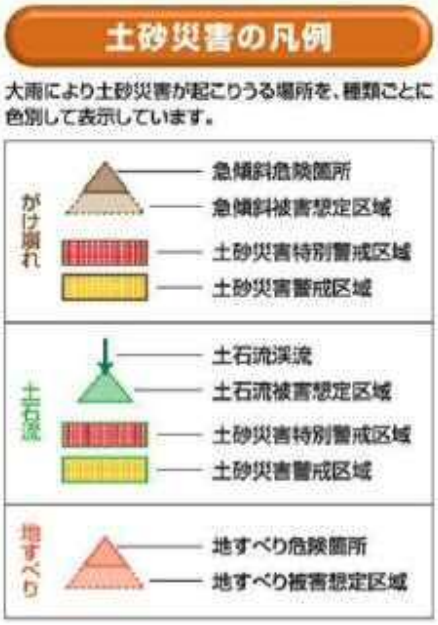

出典：安芸高田市洪水土砂災害ハザードマップ 船木地区

図 9　安芸高田清流園周辺の被災状況

２）一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備

一般廃棄物処理施設等の補修体制の誠意日としては、点検手引きを予め作成する。また、薬品や燃料、補修等に必要な資機材の備蓄を行う。

３）仮設トイレ等し尿処理

災害時には、公共下水道が使用できなくなる場合があり、発災初動時のし尿処理に関して、仮設トイレを迅速に設置しなければ、被災者の生活に支障が生じる。

そのため、平時の備えとして、仮設トイレ、マンホールトイレ（災害時に下水道管路にあるマンホールの上に設置するトイレ）、簡易トイレ（災害用携帯型簡易トイレ）、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行う。また、本市で備蓄を行うだけでなく、近隣自治体等と協力し、広域的な備蓄体制を確保するとともに、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等と災害支援協定を締結する等の対応を行う。（仮設トイレ必要基数は、６．１）（３）し尿発生量、仮設トイレ必要基数 p33 を参照）

表 11　仮設トイレ等の備蓄状況

本庁及び支所名	仮設トイレ	携帯トイレ
本庁	―	67
八千代支所	―	40
美土里支所	―	40
高宮支所	―	40
甲田支所	―	40
向原支所	―	40
消防本部	―	―
合計	―	267

出典：安芸高田市地域防災計画

４）避難所ごみ

避難所ごみについては、保管場所・方法、収集運搬ルートを予め検討する。また、収集運搬委託業者が収集を実施できなくなった場合の対策を検討する。

６.災害廃棄物処理

１）発生量・処理可能量

（１）災害廃棄物発生量

① 算定方法

災害廃棄物発生量は、被害棟数に対して発生原単位を乗じることで算出する。また、災害廃棄物の種類別割合は、過去の事例等により示されている割合を参考とする。災害廃棄物発生量の原単位と種類別割合の参考資料を次頁に示す。

【災害廃棄物発生量の算出式】

災害廃棄物発生量＝建物被害棟数×原単位（トン/棟）×種類別の割合（%）

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省（技術資料 1-11-1）

なお、本計画における災害廃棄物発生量は、既存の報告書等を参考に整理する。

表 12　対象とする災害と災害廃棄物量の想定

対象とする災害	災害廃棄物量の想定
震災（南海トラフ地震）	「平成 28 年度（補正繰越）大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル業務（中国地方）報告書（平成 30 年 3 月）中国四国地方環境事務所」を基に災害廃棄物量を整理
豪雨 （大雨に伴う浸水・洪水・土砂崩れ）	平成 30 年 7 月豪雨の災害廃棄物発生量を参考に、浸水家屋で生じる廃家電の量や土砂量等を見込む

災害廃棄物の発生原単位の設定②

発生原単位の算定結果

算定した発生原単位

	発生原単位	算出に用いたデータ
全　壊	117トン/棟	・東日本大震災における岩手県及び宮城県の建物被害棟数：消防庁被害報 ・東日本大震災における岩手県及び宮城県の災害廃棄物処理量 岩手県：「災害廃棄物処理詳細計画（第二次改訂版）」（岩手県, 2013. 5） 宮城県：「災害廃棄物処理実行計画（最終版）」（宮城県, 2013. 4）
半　壊	23トン/棟	・同上（半壊の発生原単位は「全壊の20%」に設定）
床上浸水	4. 60トン/世帯	・既往研究成果をもとに設定 「水害時における行政の初動対応からみた災害廃棄物発生量の推定手法に関する研究」(平山・河田 2005)
床下浸水	0. 62トン/世帯	・同上

発生原単位の特徴

- 本検討による発生原単位は、住宅に加えて公共建物、その他の被害を含む東日本大震災の処理量から算出していることから、被害全体を含んでいる。
- 推計対象地域における住宅・非住宅建物（大規模建物や公共建物を含む）及び公共施設系（インフラなど）の災害廃棄物を含んだ全体の発生量を算出する原単位という特徴を有し、単位は「トン/棟」になるが、単純に建物１棟の解体に伴う発生量を表すものではない。

【東日本大震災の処理の実績値について】

- 災害廃棄物の処理量と全壊棟数（消防庁被害報）の回帰モデルにおける市町村毎の「回帰の標準化された残差」のヒストグラム（右図）から、全体にはバラつきが少ない結果となっているが、仙台市の事例のみ-7.3と大きくかけ離れている。
- 仙台市の被害は、丘陵地を造成した住宅地での地滑り等の要因も含んでおり、消防庁被害報の全壊棟数約3万棟に比較して、実際の解体棟数は約１万棟にとどまっている。その結果、被害報による全壊棟数に対応する災害廃棄物の発生量が少なかったと推察されるため、仙台市の実績は今回の発生原単位の設定には用いないこととした。

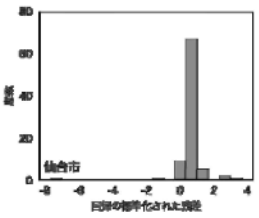

災害廃棄物の処理量と全壊棟数との回帰の標準化された残差のヒストグラム

災害廃棄物の種類別割合の設定

種類別の割合

- 廃棄物としての処理方法の違いを考慮して、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材の種類別に災害廃棄物量を算出する。
- 南海トラフ巨大地震については、津波を伴う災害であった東日本大震災（宮城県＋岩手県）の処理実績に基づく種類別割合※1を用いる。
- 首都直下地震については、首都圏の建物特性を反映させるため、既往文献の発生原単位に9都県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県）の構造別の建物棟数を加味して設定した種類別割合※2を用いる。
- 火災については、既往文献の発生原単位をもとに設定した焼失後の種類別割合※3を用いる。

項目	液状化、揺れ、津波		火災	
	東日本大震災の実績（宮城県＋岩手県）	既往文献の発生原単位に首都圏の建物特性を加味して設定	既往文献の発生原単位をもとに設定	
			木造	非木造
可燃物	18%	8%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	28%	65%	20%
コンクリートがら	52%	58%	31%	76%
金属	6.6%	3%	4%	4%
柱角材	5.4%	3%	0%	0%
	⇩	⇩	⇩	⇩
	南海トラフ巨大地震に適用	首都直下地震に適用	南海トラフ巨大地震及び首都直下地震に適用	

【算出に用いたデータ】
※1　東日本大震災の実績をもとに設定した種類別割合
・宮城県：「災害廃棄物処理実行計画（最終版）」（宮城県,2013.4）
・岩手県：「災害廃棄物処理詳細計画（第二次改訂版）」（岩手県,2013.5）
※2　既往文献の発生原単位に首都圏の建物特性を加味して設定した種類別割合
・発生原単位　：「平成8年度大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係わる調査報告書」（平成9年3月、厚生省生活衛生局）
・構造別建物棟数、1住宅あたりの延床面積：住宅・土地統計調査（平成20年）
※3　火災焼失した災害廃棄物の種類別割合：「平成8年度大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係わる調査報告書」（平成9年3月、厚生省生活衛生局）

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年３月　環境省（技術資料 1-11-1）

図 10　災害廃棄物発生量の推計方法

② 震災（南海トラフ地震）の災害廃棄物発生量想定

震災（南海トラフ地震）の災害廃棄物発生量は、安芸高田市地域防災計画（平成 29 年 6 月）や広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 10 月）における建物の被害想定に対して、災害廃棄物発生量の原単位を乗じることで算出されたものである。

震災（南海トラフ地震）の災害廃棄物発生量は、以下のとおりである。なお、本市は内陸部であるため、津波堆積物が発生しない。

表 13　震災（南海トラフ地震）の災害廃棄物量想定

災害廃棄物	柱角材 (5.4%)	可燃物 (18%)	コンがら (52%)	金属類 (6.6%)	不燃物 (18%)
42,000 t	2,268 t	7,560 t	21,840 t	2,772 t	7,560 t

出典：平成 28 年度（補正繰越）大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル業務（中国地方）報告書（平成 30 年 3 月）中国四国地方環境事務所

③ 豪雨災害（大雨に伴う浸水・洪水・土砂崩れ）の災害廃棄物発生量想定

豪雨災害（大雨に伴う浸水・洪水・土砂崩れ）は、局所的かつ発生場所の想定が困難であるため、災害廃棄物発生量の推計が困難である。

そのため、本計画では、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害廃棄物発生量を例として示す。また、水害・土砂災害による災害廃棄物に関する留意事項を整理する。

表 14　平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害廃棄物発生量

ごみの種類	発生量
燃えるごみ	12,740 kg
粗大ごみ	26,220 kg
混合廃棄物・木質系廃棄物	100,810 kg
タイヤ	346 kg
消火器	22 本
家電 4 品目	106 台
鉄くず・小型家電	17,040 kg
木くず	27,680 kg
がれき・陶磁器・瓦くず等	10,970 kg

出典：安芸高田市資料

表 15　水害・土砂災害による災害廃棄物に関する留意事項

種別	主な品目	性状の特徴	留意事項
水害・土砂災害により浸水した廃棄物	家電製品、家具類、畳、マットレス、粗大ごみ、庭木等	水を被った物であり、土砂等が付着した状態（家財が中心）	・がれきに混合、付着した土砂等は極力除去し、分別を徹底する ・水分を含むことで腐敗性が高まる廃棄物を優先的に撤去し、処理する
水害・土砂災害による倒壊家屋等に由来する廃棄物	解体家屋、コンクリートがら、家電製品、家具類、畳、マットレス、粗大ごみ、廃自動車、庭木等	土砂や流木・草木等とがれきが混合した状態	

出典：芸北広域環境施設組合　災害廃棄物処理計画基礎検討業務報告書　平成 30 年 3 月

（２）災害廃棄物の処理可能量

① 算定方法

災害廃棄物の処理可能量と算定のシナリオ設定は、環境省の「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて　中間とりまとめ（平成 26 年 3 月）」に示されている「既存の廃棄物処理施設における処理可能量の試算」の方法に準拠して想定する。

災害廃棄物処理可能量の推計方法を次頁に示す。

災害廃棄物の処理可能量の定義

- 「一般廃棄物処理実態調査（平成23年度）」に記載されたデータを用いて、年間処理量（または年間埋立処分量）の実績に災害廃棄物受入れ量を見込むにあたり設定した分担率を乗じ、処理可能量及び埋立処分可能量を算出。

焼却（溶融）施設 ⇒ 処理可能量 ＝ 年間処理量（実績） × 分担率

最終処分場 ⇒ 埋立処分可能量 ＝ 年間埋立処分量（実績） × 分担率

制約条件の設定の考え方

定量的な条件設定が可能であり、災害廃棄物の実際の受入れの際に制約となる可能性のある条件を複数設定する。

＜焼却（溶融）施設＞

①稼働年数	稼働年数による施設の経年劣化の影響等による処理能力の低下を想定し、稼働年数が長い施設を対象外とする。
②処理能力（公称能力）	災害廃棄物処理の効率性を考え、ある一定規模以上の処理能力を有する施設のみを対象とする。
③処理能力（公称能力）に対する賦存能力の割合	ある程度以上の割合で処理能力に余裕のある施設のみを対象とする。
④年間処理量（実績）に対する分担率	通常時の一般廃棄物との混焼での受入れを想定し、年間処理量（実績）に対する分担率を設定する。

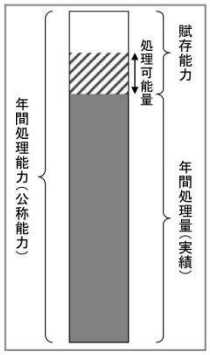

＜最終処分場＞

①残余年数	市町村が所有する一般廃棄物の最終処分場については、次期最終処分場整備の準備期間を考慮し、残余年数が大きい施設を対象とする。
②年間埋立処分量（実績）に対する分担率	通常時の一般廃棄物と併せて埋立処分を行うことを想定し、年間埋立処分量（実績）に対する分担率を設定する。

5

シナリオ設定

- 一般廃棄物処理施設については、現状の稼働（運転）状況に対する負荷を考慮して安全側となる低位シナリオから災害廃棄物等の処理を最大限行うと想定した高位シナリオ、また、その中間となる中位シナリオを設定し、処理可能量を試算した。
- 産業廃棄物処理施設については、一般廃棄物処理施設よりも弾力的な対応が可能である面も考慮して、年間の処理実績の範囲内で3つのシナリオを設定し、処理可能量を試算した。
- シナリオの設定にあたっては、東日本大震災での実績（次ページに参考事例）を参照し、できるだけ現実的な設定となるよう留意した。

＜一般廃棄物焼却（溶融）処理施設＞

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①稼働年数	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
②処理能力（公称能力）	100t/日未満の施設を除外	50t/日未満の施設を除外	30t/日未満の施設を除外
③処理能力（公称能力）に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし※
④年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

※処理能力に対する余裕分がゼロの場合は受入対象から除外している。

＜一般廃棄物最終処分場＞

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①残余年数	10年未満の施設を除外		
②年間埋立処分量の実績に対する分担率	最大で10%	最大で20%	最大で40%

＜産業廃棄物焼却（溶融）処理施設、産業廃棄物最終処分場＞

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
年間処理量（または年間埋立処分量）の実績に対する分担率	最大で10%	最大で20%	最大で40%

出典：巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて（平成 26 年 3 月）環境省

図 11　災害廃棄物処理可能量の推計方法

② 本市における処理可能量

芸北広域きれいセンターにおける災害廃棄物処理可能量（可燃物）を以下に示す。

災害廃棄物処理可能量（可燃物）は最大 1,632ｔ/年（280 日稼働）であり、可燃物の発生推計量を自区域内で処理する場合、処理開始から 3 年以上を要する計算となる。災害廃棄物の可燃物を 3 年以内に処理するためには、県との調整による広域処理や外部への処理委託（廃棄物処理事業者等の活用）、仮設処理施設の設置についての検討が必要となる。

表 16　震災（南海トラフ地震）の災害廃棄物量想定

低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ	最大利用方式
処理能力・稼働年数により除外	処理能力により除外	1,632ｔ （分担率 15.3%）	1,632ｔ

注）「平成 28 年度（補正繰越）大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル業務（中国地方）報告書（平成 30 年 3 月）中国四国地方環境事務所」を参考に修正・加筆
注）処理可能量（最大 1,632ｔ）は、処理可能量から通常のごみ処理量を差し引いた数値である。
　　処理能力 44t/日×280 日－通常のごみ処理量(H28 実績)10,688ｔ＝1,632ｔ
注）分担率 15.3%≒処理可能量 1,632t÷通常のごみ処理量(H28 実績)10,688ｔ×100
注）処理可能量（最大 1,632ｔ）は、本市と北広島町の災害廃棄物を考慮した数値である。そのため、本市分の処理可能量は、次式のとおり按分すると、1,106ｔと想定される。
　　処理可能量（最大 1,632ｔ）×本市で発生する可燃物（7,560ｔ）÷本市と北広島町で発生する可燃物（11,160ｔ）≒1,106ｔ

（３）し尿発生量、仮設トイレ必要基数

① 算定方法

災害時のし尿は、主に避難所等に設置される仮設トイレからの汲み取りにより発生する。そのため、し尿発生量は、以下の式を参考に、避難者数と１人１日当たりし尿排出量を用いて算出する。なお、仮設トイレ必要基数は、し尿発生量や仮設トイレの容量、収集間隔日数を踏まえて算出する。

表 17　し尿発生量の推計方法

し尿発生推計量	Ａ＝Ｂ×Ｃ Ａ：避難所におけるし尿発生推計量（Ｌ/日） Ｂ：仮設トイレ需要者数（避難所避難者）（人） Ｃ：1 人 1 日当たりし尿排出量　1.7（Ｌ/人・日）
仮設トイレ必要基数	Ｄ=Ａ×Ｅ÷Ｆ Ｄ：避難所における仮設トイレの必要基数（基） Ｅ：し尿収集間隔日数　3（日） Ｆ：仮設トイレの平均的容量　150（Ｌ/基）

出典：広島県災害廃棄物処理計画 平成 30 年 3 月

② し尿発生量

災害時のし尿発生量、仮設トイレ必要基数を以下に示す。

し尿発生量は 262L/日と想定され、安芸高田清流園の処理能力 50kL/日に対して 0.5%程度である。また、仮設トイレの必要基数は 6 基と想定される。

表 18　し尿発生量の推計

避難者数	1 人 1 日当たりし尿排出量	し尿発生量
154 人	1.7 L/人日	262 L/日

表 19　仮設トイレ必要基数の推計

し尿発生量	し尿収集間隔日数	仮設トイレ容量	仮設トイレ必要基数
262 L/日	3 日	150 L/基	6 基

２）処理スケジュール

処理スケジュールは、災害廃棄物の種類ごとに保管及び処理方法を検討し、処理期間である３年以内で処理が完了できるよう、優先順位を決めた上で作成する。処理スケジュールの例を以下に示す。

【処理スケジュールの検討事項】

- 災害廃棄物の処理に必要な人員
- 災害廃棄物の発生量
- 処理施設の被災状況等を考慮した処理可能量
- 災害廃棄物の被災地からの撤去速度
- 仮設処理施設の設置に要する期間
- 仮置場閉鎖に要する期間
- 費用対効果

表 20　処理スケジュール（例）

出典：岩手県災害廃棄物処理詳細計画第二次（ 平成　5 年度 ）改訂版（平成 25 年 5 月）

３）処理フロー

処理フローは、災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れを示す。

可燃物は、平常時と同様に芸北広域きれいセンターにて処理を行うものとする。ただし、処理余力が足りないことが想定されるため、別途、処理方法を検討する。

不燃物は、本市内に最終処分場を有していないため、平常時と同様に「（一財）広島県環境保全公社」に処分を委託することや、民間委託等について検討する。

コンクリートがら、柱角材、金属くずは、それぞれ適切に資源化できるよう、予め民間業者と調整を行っておくものとする。

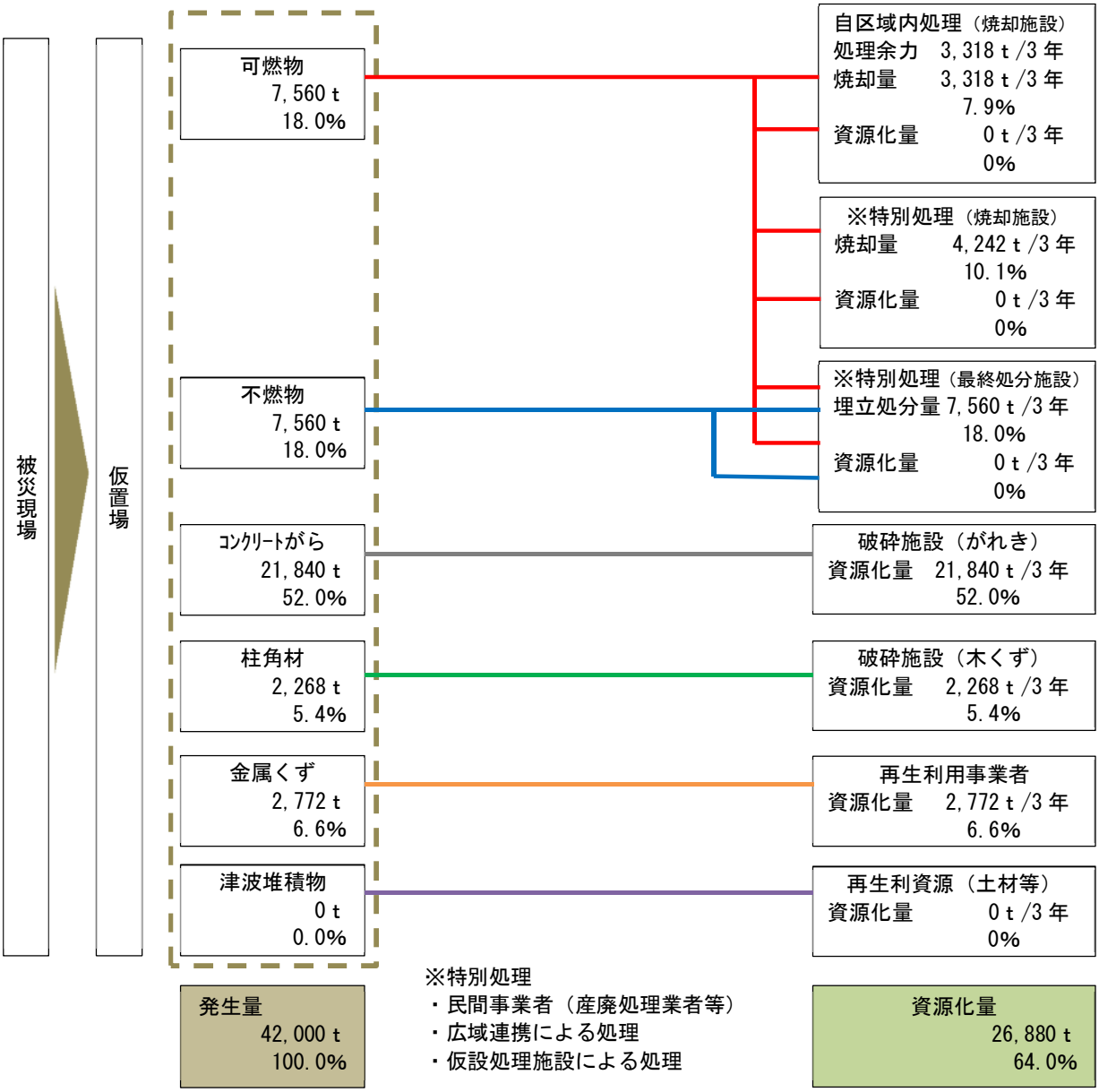

注）「平成 28 年度（補正繰越）大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル業務（中国地方）報告書（平成 30 年 3 月）中国四国地方環境事務所」を参考に修正・加筆
注）自区域内処理（焼却施設）処理余力 3,318t/3 年＝安芸高田市分の処理可能量 1,106 t（表 16 注釈より）×3 年

図 12　災害廃棄物の処理フロー

４）収集運搬

災害廃棄物の収集運搬は、対応時期によって異なるため、災害予防、発災時・初動期、仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時に分けて考える必要がある。

平時の備えとしては、発災直後に収集能力を上回る廃棄物が発生する場合があることから、予め災害時の収集運搬体制（優先する廃棄物の種類、収集運搬方法、収集ルート、資機材、連絡体制等）を検討しておくものとする。

【収集運搬における災害予防】

- 災害廃棄物等の収集運搬を着実に実施できるよう、燃料の確保やタイヤ等の消耗品の確保、車両故障への対応を検討。
- 気象情報等に注意しながら発災前に収集・運搬車両を避難させる等の対策を検討。
- 洪水ハザードマップを参考に、発災後に運行可能なルートを検討。
- 地元の建設業協会や産業廃棄物協会等と事前に協力体制及び連絡体制を確保しておくとともに、関係団体の所有する収集運搬車両のリストを事前に作成しておく。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

収集ルートについては、平時の収集ルートだけでなく、道路啓開計画等の発災後の時期区分に応じたルートが設定できるよう、広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図（平成 25 年 6 月）等を参考に、複数のルートを検討しておくものとする。

表 21　道路啓開の実施順序 例

行動区分	第一段階 （3 時間～3 日）	第二段階（3 週間程度）		第三段階 以降 （3 ヶ月程度）
		1 週間程度	3 週間程度	
	発災直後	被災者支援等	排水対策	浸水域の復旧
啓開対象道路	・医療機関、防災拠点等への搬送路 ・燃料輸送道路 ・救助者の救出用道路 ・浸水域外への主要幹線道路	・避難者救出のための道路 ・支援物資輸送路 ・浸水域内、止水・排水対策箇所、排水機場への道路	・堤防道路 ・排水ポンプ配置箇所への道路	・国道 ・排水に伴いドライ化した道路
啓開作業	・がれき除去 ・段差解消 ・陥没等補修	・がれき除去 ・段差解消 ・部分盛土	・堤防復旧（土のう等） ・橋梁仮復旧 ・部分盛土、仮設路	・がれき除去 ・部分盛土、仮設路
課題	・道路の被災 ・未耐震化橋梁の被災 ・国道、高速道路への通行確保	・浸水による道路の不連続 ・浸水域への仮設路設置 ・高速道路 IC への連絡道路接続	・堤防の被災・沈下 ・未耐震化橋梁の被災 ・堤防道路の不連続・通行不能区間（排水ポンプ車の搬入路確保）	・残浸水区間への仮設盛土 ・がれきの除去 ・幹線道路の早期復旧

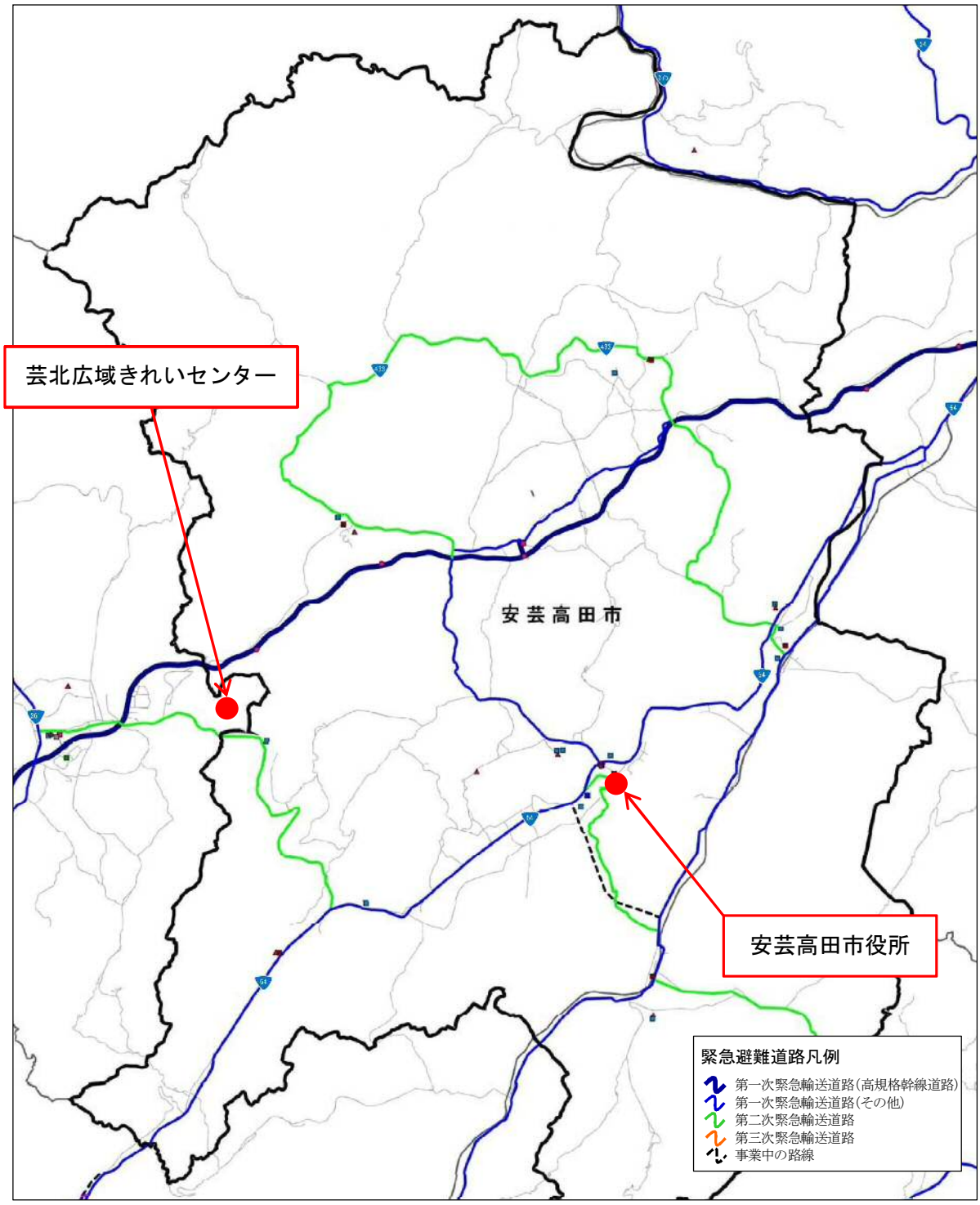

図 13　広島県緊急輸送道路ネットワーク計画図（平成 25 年 6 月）

なお、現在のごみ及びし尿の収集運搬車両、収集運搬許可業者については、以下のとおりである。

表 22　ごみ収集運搬車の台数

車種	積載量（ｔ）	保有台数（台）				積載量合計（ｔ）
		芸北広域環境施設組合	委託	許可	合計	
塵芥車	2			3	3	6
	2.5	1	1	5	7	17.5
	3			2	2	6
	3.5		1	2	3	10.5
	5		2		2	10
ダンプ	0.35			2	2	0.7
	2	1	1	1	3	6
	3	1	2		3	9
	4	1	1		2	8
キャブオーバー	0.35	1	3		4	1.4
	1.5			1	1	1.5
	2		2		2	4
バン	0.35		3	3	6	2.1
	1.5			2	2	3
コンテナ車	2			1	1	2
	4		1	1	2	8
道路作業車	2			4	4	8
	3			2	2	6
合計		5	17	29	51	109.7

積載量合計（ｔ）＝積載量（ｔ）×保有台数合計

表 23　本市の事業系一般廃棄物収集運搬業を行っている許可業者

会社名	住所
㈱マルシン	広島県安芸高田市吉田町上入江 1277 番地の 3
松岡クリーナー㈱	広島県広島市南区出島三丁目 1 盤 15 号
㈲国司衛生興業	広島県安芸高田市吉田町国司 196 番地
公益社団法人 安芸高田市シルバー人材センター	広島県安芸高田市吉田町多治比 611 番地 1
㈱パブリック	広島県山県郡北広島町春木 249 番地 1
㈱コーヨー	広島県広島市安佐南区大町西一丁目 20 番 11 号
西日本高速道路メンテナンス中国㈱	広島県広島市東区若草町 12 番 1 号

表 24　本市の家庭ごみ収集運搬業務を行っている委託業者

会社名	住所
㈲国司衛生興業	広島県安芸高田市吉田町国司 196 番地
㈱高田環境	広島県安芸高田市吉田町吉田字大浜 1489 番地の 14
㈲日之丸衛生社	広島県安芸高田市吉田町国司 543 番地
㈱マルシン	広島県安芸高田市吉田町上入江 1277 番地の 3

５）仮置場

仮置場は、主に一時的な仮置場（場合によっては分別等も行われることもある）と、主に災害廃棄物の破砕・選別等を行う仮置場に分けて設置する。また、災害廃棄物から破砕・選別された復興資材を利用先へ搬出するまでの間、一時的に保管しておく保管要地として利用することも想定する必要がある。

平時の備えとしては、仮置場の必要面積や候補地について整理する。

表 22　仮置場の用途と利用方法

用途	説明
一時的な仮置場	・道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置き ・住民が自ら持込む仮置き
破砕作業用地等	・仮設破砕機等の設置及び処理作業（分別・選別等）を行うための用地
保管用地	・中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管 ・最終処分場の処理又は輸送能力等とバランスせずに堆積するものの保管 ・コンクリートがらや津波堆積物等の復興資材を利用先まで搬出するまでの一時的な保管 ・焼却灰や有害廃棄物等の一時的な保管（危険物も含む） ・需要とバランスせずに滞留する再資源化物の保管（但し、再資源化物のみを仮保管している場所は含まない）

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

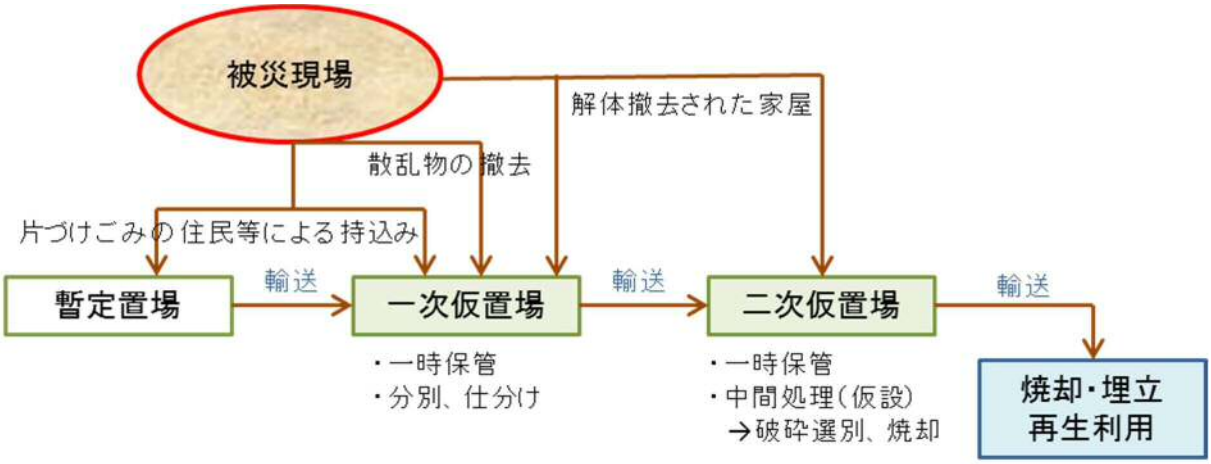

出典：芸北広域環境施設組合　災害廃棄物処理計画基礎検討業務報告書　平成 30 年 3 月

図 14　仮置場の種類と機能

（１）仮置場の必要面積

仮置場の必要面積は、発生する災害廃棄物量を用いて、以下のとおり試算する。

① 計算方法

仮置場の必要面積は、以下の方法により試算する。

◆面積の推計方法の例

面積＝仮置量/見かけ比重/積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

仮置量＝がれき発生量－年間処理量

年間処理量＝がれき発生量/処理期間

○ 見かけ比重：可燃物 0.4（t/㎥）、不燃物 1.1（t/㎥）

注：厚生省の「大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係わる調査報告書（8 年度）」の値。

○ 積み上げ高さ：5m

注：厚生省の「大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係わる調査報告書（8 年度）」の値。

○ 作業スペース割合：作業スペース割合 100%

注：仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用された。そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加える。

出典：「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」（平成 17 年 3 月改正、千葉県）
出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省（技術資料 1-14-4）

② 計算結果

仮置場の必要面積は、12,562 ㎡と想定される。必要面積の確保は、一つの仮置場ではなく、複数の仮置場により行うものとする。

表 23　仮置面積

種類	発生量	年間処理量（処理期間３年）	仮置量	比重	積上げ高さ	作業ｽﾍﾟｰｽ割合	必要面積
	t	t	t	t/㎥	m	%	㎡
可燃物	7,560	2,520	5,040	0.40	5	100	5,040
不燃物	7,560	2,520	5,040	1.10	5	100	1,833
ｺﾝｸﾘｰﾄがら	21,840	7,280	14,560	1.48	5	100	3,935
柱角材	2,268	756	1,512	0.55	5	100	1,100
金属類	2,772	924	1,848	1.13	5	100	654
合計	42,000	14,000	28,000	—	—	—	12,562

（２）仮置場の候補地

「平成 28 年度（補正繰越）大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル業務（中国地方）報告書（平成 30 年 3 月）中国四国地方環境事務所」にて示された仮置場候補地を以下に示す。平時の備えとして、これらの候補地については、地元住民や関係部局等と予め情報共有し、使用条件等について調整する。

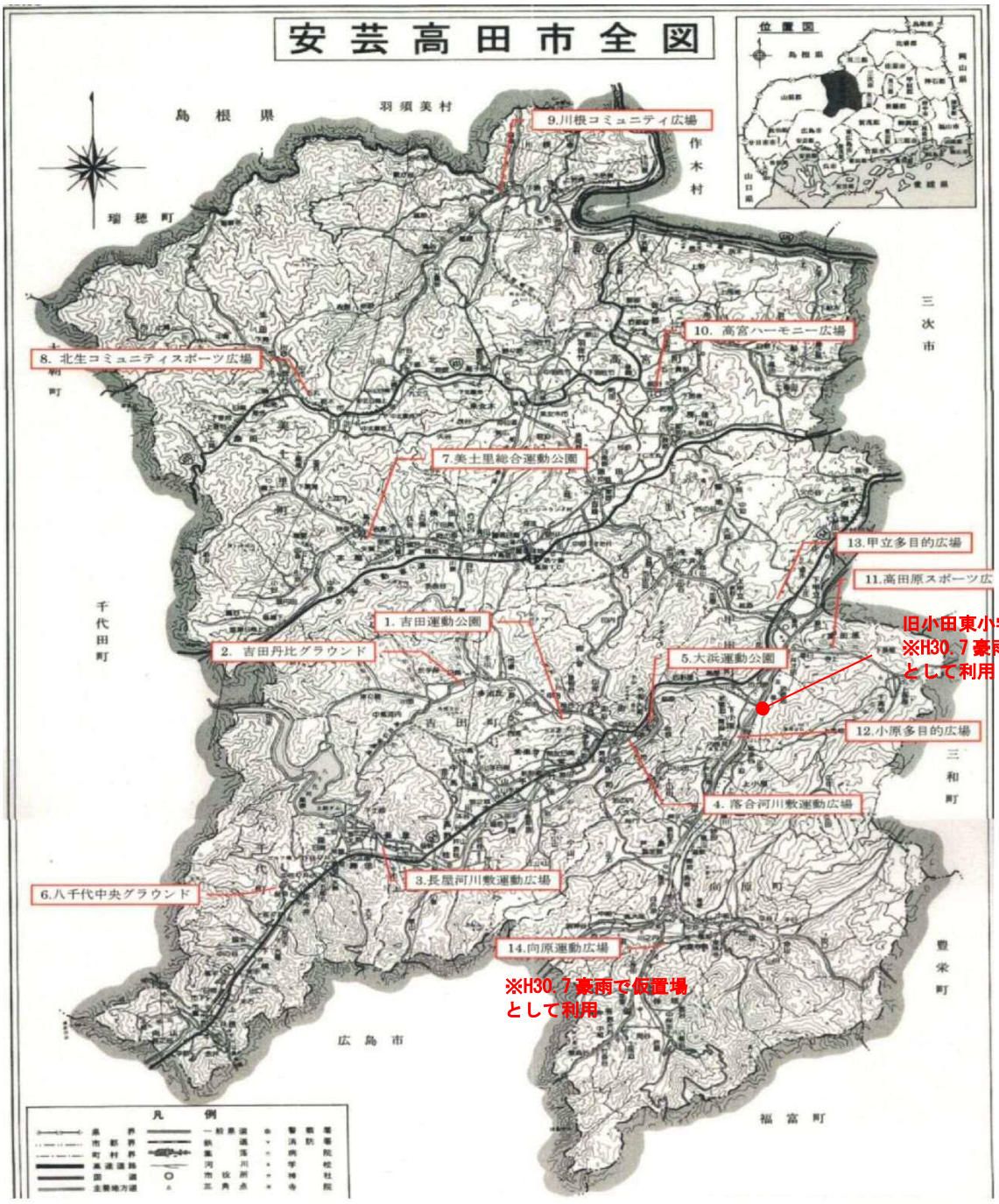

注）「平成 28 年度（補正繰越）大規模災害時における災害廃棄物処理計画策定モデル業務（中国地方）報告書（平成 30 年 3 月）中国四国地方環境事務所」に加筆

図 15　仮置場候補地

表 27　仮置場候補地

場　　所	面　　積	備　　考
１．吉田運動公園	約 12.100 ㎡	
２．吉田丹比グラウンド	4.800 ㎡	
３．長屋河川敷運動広場	4.800 ㎡	河川敷であるため、水害時には使用不可
４．落合河川敷運動広場	3.200 ㎡	
５．大浜運動公園	―	
６．八千代中央グラウンド	約 10.500 ㎡	
７．美土里総合運動公園	11.300 ㎡	
８．北生コミュニティスポーツ広場	3.700 ㎡	
９．川根コミュニティ広場	―	
１０．高宮ハーモニー広場	7.900 ㎡	
１１．高田原スポーツ広場	5.100 ㎡	
１２．小原多目的広場	5.100 ㎡	
１３．甲立多目的広場	10.100 ㎡	
１４．向原運動広場	10.000 ㎡	

なお、災害時には、平時に想定していた仮置場が被災し、使用中止となることも想定される。そのため、平時の備えとして、図 15 に示す候補地以外で仮置場として利用可能な場所を探し、候補地を増やしておく必要がある。

仮置場の候補地選定の流れを以下に示す。なお、仮置場候補地のスクリーニングでは、次の条件を考慮する。

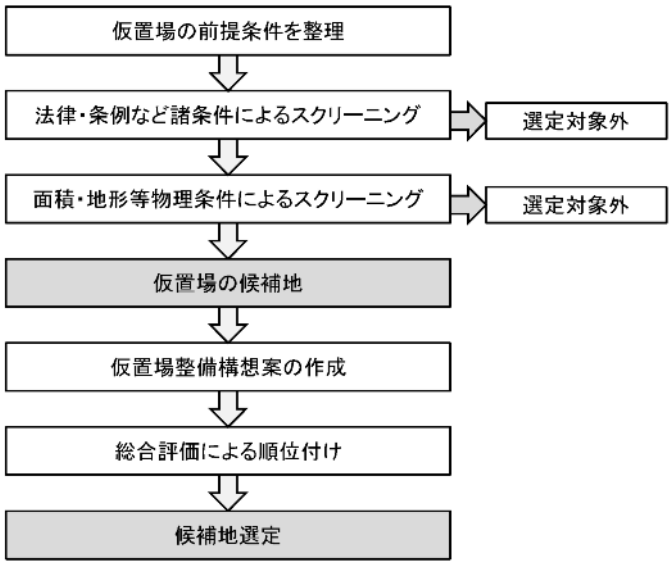

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

図 16　仮置場の候補地選定の流れ

表 28　仮置場の条件

項目		条件	理由
所有者		・公有地（市町村有地、県有地、国有地）が望ましい ・地域住民との関係性が良好 ・（民有地の場合）地権者の数が少ない	・迅速な用地確保が重要であるため
面積	一次仮置場	・広いほどよい	―
	二次仮置場	・12ha 以上が好適	・仮設処理施設等を併設する場合
平時の土地利用		・農地、校庭等は避けたほうがよい	・現状復旧の負担が大きくなるため
周辺の土地利用		・住宅密集地でない方がよい ・病院、福祉施設、学校等と隣接していない方がよい ・企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない方がよい	・粉塵、騒音、振動等の影響を避けるため
土地利用の規制		・諸法令による土地利用の規制がない	・手続・確認に期間を要するため
前面道路幅		・6m以上がよい	・大型車両が離合する必要があるため
輸送ルート		・高速道路のインターチェンジから近い方がよい ・緊急輸送路に近い方がよい ・鉄道貨物駅、港湾が近くにある方がよい	・廃棄物搬送時に、一般道の近隣住民への騒音や粉塵等の影響を軽減させるため ・広域搬送を行う際に、効率的に災害廃棄物を搬送するため
土地の形状		・起伏のない平坦地が望ましい ・変則形状である土地を避ける	・廃棄物の崩落を防ぐため。 ・車両の切り返し、レイアウトの変更が難しいため
土地の基盤整備の状況		・地盤が硬い方がよい	・地盤沈下が起こりやすいため
		・アスファルト敷きの方がよい	・土壌汚染、ガラス破片によるトラブル回避のため
		・暗渠排水管が存在しない方がよい	・災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため
設備		・防火用水を確保できる方がよい	・火災が発生した場合の対応のため ・粉じん対策、夏場はミストにして作業員の熱中症対策にも活用可能
		・電力を確保できる方がよい	・破砕分別機器等に電力が必要であるため
被災考慮		・各種災害（津波、洪水、土石流等）の被災エリアでない方がよい	・迅速に用地を確保する必要があるため
		・河川敷は避けたほうがよい ・排水の悪い場所は避ける方がよい	・梅雨に増水の影響を受けるため ・災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防止するため
地域防災計画での位置付けの有無		・仮設住宅、避難所等に指定されていない方がよい	・当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため
		・道路啓開の優先順位を考慮する	・早期に復旧される運搬ルート活用のため

出典：「大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画（平成 30 年 3 月）災害廃棄物対策中国ブロック協議会」

６）環境対策

環境対策は、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺における地域住民への生活環境への影響を防止することを目的として、災害時に実施する必要がある。

表 29　災害廃棄物への対応における環境影響と対策例

影響項目	環境影響	対策例
大気	・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

平時の備えとして、環境対策に必要となる資材（飛散防止ネット、フレコンバック、消臭剤、脱臭剤、防虫剤等）を予め保管しておくものとする。

また、土壌については、平時にサンプリング・調査することで、仮置場使用後に汚染されていないことを確認できるようにしておく。

参考）災害時の化学物質調査の事前準備について

環境中の化学物質濃度の測定には，分析対象物質，前処理，分析方法，分析機器，技術者等，種々の要素が必要となる。災害時には，環境基準項目等の平時から頻繁に分析対象になるもの以外の物質の分析が必要となる場合があり，これらの要素がすぐに揃わないことが想定される。また，通常取り扱うことが少ない物質については，安全に取り扱うための知識も不足することが懸念される。

災害時の対応のためには，PRTR データ等をもとに地域において災害時に環境汚染を引き起こすリスクが高い物質を把握し，分析方法や安全性に関する注意事項等を平時からデータベースとして整備しておくことが，有効な対策となる。

出典：広島県災害廃棄物処理計画 平成 30 年 3 月

７）仮設処理施設

仮設処理施設は、災害廃棄物発生量、処理可能量、処理期間を想定し、民間委託や広域処理の可能性を踏まえて、必要と判断される場合に設置する。仮設処理施設が必要となった場合は、極力、短期間で能力設定や設置手続きを行い、稼働させる必要がある。

（１）仮設処理施設の能力設定

仮設焼却炉を例として、施設の能力設定方法を整理する。

本計画で想定している震災（南海トラフ地震）では、7,560t の可燃物が発生する見込みであるのに対し、芸北広域きれいセンターでの最大処理可能量が 1,106ｔ/年である。

仮設処理施設の処理能力は、その不足分を補える能力とするため、以下のとおり試算する。

【仮設処理施設の能力設定】

① 必要処理量の設定

必要処理量　＝可燃物 7,560ｔ－処理可能量 1,106ｔ/年(表 16 注釈より)
　×処理期間 3 年
　＝4,242ｔ

日あたり必要処理量＝4,242ｔ÷（年稼働日数 280 日※×処理期間 3 年）
　＝5.05ｔ/日

② 処理能力の設定

処理能力＝日あたり必要処理量 5.05ｔ/日÷調整稼働率 0.96※
　＝5.3ｔ/日
　≒6.0ｔ/日

※ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版　公益社団法人全国都市清掃会議

年稼働日数：280 日（下記の停止期間 85 日から 365 日を差し引いた日数）

補修整備期間	30 日
補修点検期間	15 日×年 2 回
全停止期間	7 日
起動に要する日数	3 日×年 3 回
停止に要する日数	3 日×年 3 回

調整稼働率：0.96（突然の故障や、やむを得ない一時休止を年 2 週間ほど見込むもの）
（365 日－14 日）÷365 日＝0.96

（２）設置手続き

仮設処理施設の設置には、災害時であっても平時と同様の設置手続きが必要となる。そのため、平時の備えとして、実施までの期間の短縮や手続き等の簡易化を検討しおくことで、工事着工を早めることが可能となる。 設置工事までのフローを以下に示す。

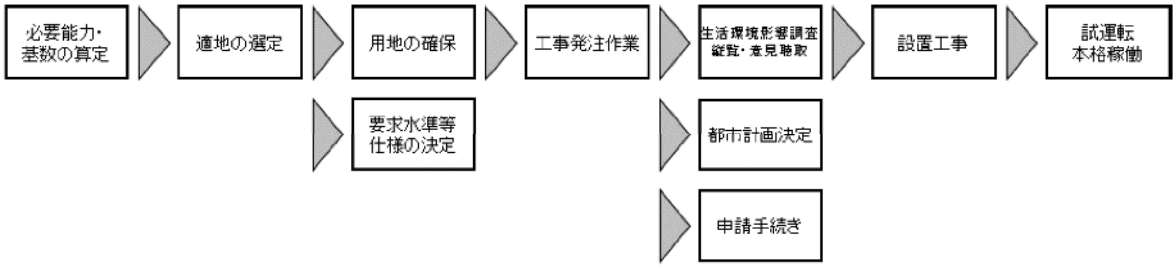

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

図 17　仮設処理施設設置までのフロー

８）損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

被害の大きな損壊家屋等については、原則として、所有者が撤去（必要に応じて解体）を実施する。ただし、二次災害が想定される場合等、早急な撤去（必要に応じて解体）が求められる場合は、公費による撤去（必要に応じて解体）を行う必要がある。

平時の備えとして、公費による撤去（必要に応じて解体）の対象とする家屋の条件や優先順位、撤去スケジュールを検討しておくものとする。また、撤去（必要に応じて解体）に係る作業が多く、設計・積算・現場管理等の土木建築職を含めた人員も必要となるため、関係部局との連携を検討しておく。

また、石綿含有建材が使用されている損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）が必要になった場合に迅速に適切な対応がとれるよう、予め石綿含有建材の使用状況について事前調査し、公共施設の管理者から情報を収集しておく。

９）選別・処理・再資源化

災害廃棄物を再資源化することは、最終処分量を減少させ、その結果として最終処分場の延命化に繋がる。また、処理期間の短縮等に有効である。

本計画の災害廃棄物処理フローとしては、コンクリートがら、柱角材、金属くずを選別し、再資源化する。そのため、平時の備えとしては、コンクリートがら、柱角材、金属くずの選別方法と処理先を検討しておくものとする。

１０）最終処分

災害廃棄物の最終処分は、基本的に、（一財）広島県環境保全公社に委託するものとする。ただし、大規模災害時には、（一財）広島県環境保全公社の受入量が増えるため、平常時と同様に委託できない恐れがある。

そのため、平時の備えとしては、最終処分場のリストを作成し、最終処分場を有する民間事業者もしくは近隣自治体と協定を結んでおくものとする。

１１）広域的な処理・処分

災害廃棄物の広域処理に関する手続き方法や契約書の様式等を平時に検討・準備する。

１２）有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物は、漏洩等により災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすこととなる。

有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の収集・処理方法は、基本的に平時と同様とするが、災害により平時と同様の対応ができない場合の対策を事前に検討しておく。以下に種類ごとの収集方法、処理方法の例を示す。

表 30　有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の収集・処理方法例

区分	項目		収集方法	処理方法
有害性をもつ物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）		販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却
	塗料、ペンキ			焼却
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破砕、選別、リサイクル
		ボタン電池	電器店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破砕、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯		回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破砕、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル		購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル
	有機溶剤（シンナー等）		販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却
	ガスボンベ		引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル
	カセットボンベ・スプレー缶		使い切ってから排出する場合は、穴をあけて燃えないごみとして排出	破砕
	消火器		購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破砕、選別、リサイクル
感染性廃棄物（家庭）	使用済み注射器針、使い捨て注射器等		地域によって自治体で有害ごみとして収集. 指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省（技術資料 1-20-15）

有害物質の保管場所等については、PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）届出事業所や、廃棄物処理法に基づく有害使用済機器（使用を終了し収集された家電 4 品目及び小型家電 28 品目）保管等の届出事業所に対応を依頼できるよう、事前に協議を行う。

本市内の PRTR 制度 届出事業所を以下に示す。

表 31　本市内の PRTR 制度届出事業所

事業所	所在地
安芸高田市八千代浄化センター	〒731-0302　広島県安芸高田市八千代町勝田 335
株式会社山口製作所本社工場	〒739-1202　広島県安芸高田市向原町戸島 2489
株式会社コメリ ｺﾒﾘﾊｰﾄﾞｱﾝﾄﾞｸﾞﾘｰﾝ 向原店	〒739-1202　広島県安芸高田市向原町戸島字八崎 2788
株式会社コメリ ｺﾒﾘﾊｰﾄﾞｱﾝﾄﾞｸﾞﾘｰﾝ 八千代佐々井店	〒731-0303　広島県安芸高田市八千代町佐々井 160 番地 8
安芸高田市向原中央浄化センター	〒739-1203　広島県安芸高田市向原町長田 25－1
新日本サービス株式会社	〒731-0304　広島県安芸高田市八千代町下根 516
宮田油業株式会社向原店	〒739-1203　広島県安芸高田市向原町長田 463
南条装備工業株式会社八千代工場	〒731-0303　広島県安芸高田市八千代町佐々井 1919
株式会社ＵＡＣＪ金属加工広島工場	〒739-1802　広島県安芸高田市高宮町佐々部 1368－1
安芸高田市甲田浄化センター	〒739-1101　広島県安芸高田市甲田町高田原 1543－1
広島北部農業協同組合高田インター給油所	〒731-0611　広島県安芸高田市美土里町横田 4232－5
安芸高田市吉田浄化センター	〒731-0501　広島県安芸高田市吉田町吉田 1489 番地 32
坂本重工株式会社吉田工場	〒731-0511　広島県安芸高田市吉田町竹原 515
大成石油株式会社吉田給油所	〒731-0521　広島県安芸高田市吉田町常友 1209
三和シヤッター工業株式会社広島工場	〒731-0523　広島県安芸高田市吉田町山手 980
アオイ化学工業株式会社広島工場	〒739-1202　広島県安芸高田市向原町戸島 208

注）[環境省ホームページ PRTR インフォメーション広場]にて検索した結果から、本市浄化センターを除いたもの
検索条件　排出年度：平成 28 年度、物質： すべての物質

なお、PCB、テトラクロロエチレン、フロン類等が水害等により流出した場合、県の担当部局（産業廃棄物対策課 適正処理グループ）の指示を基に対応を行う必要がある。そのため、予め緊急連絡体制を整備しておくものとする。緊急連絡体制の例を以下に示す。

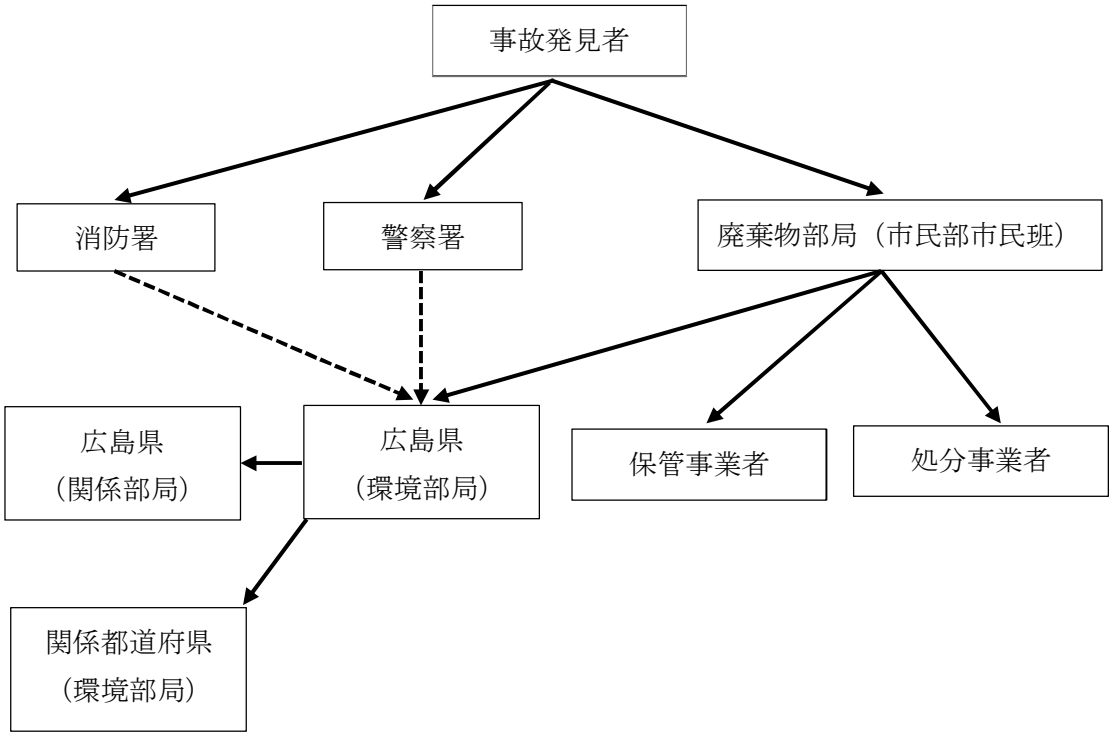

①運転者等は、消防、警察及び安全管理責任者に通報する。
②通報を受けた安全管理責任者は、予め定められた緊急通報網に基づき、都道府県の環境部局、保管事業者、処分業者等の関係者に連絡する。

注）「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン 平成 16 年 3 月（平成 23 年 8 月改訂）環境省」を参考に修正・加筆

図 18　緊急連絡体制例

１３）許認可の取扱い

許認可業務は、災害時であっても平時と同様に必要となる。そのため、平時の備えとして、関係法令を踏まえて必要となる手続きや事務作業を把握しておくものとする。また、担当部局と手続きを調整しておくことで、作業期間の短縮を図れるように準備するものとする。

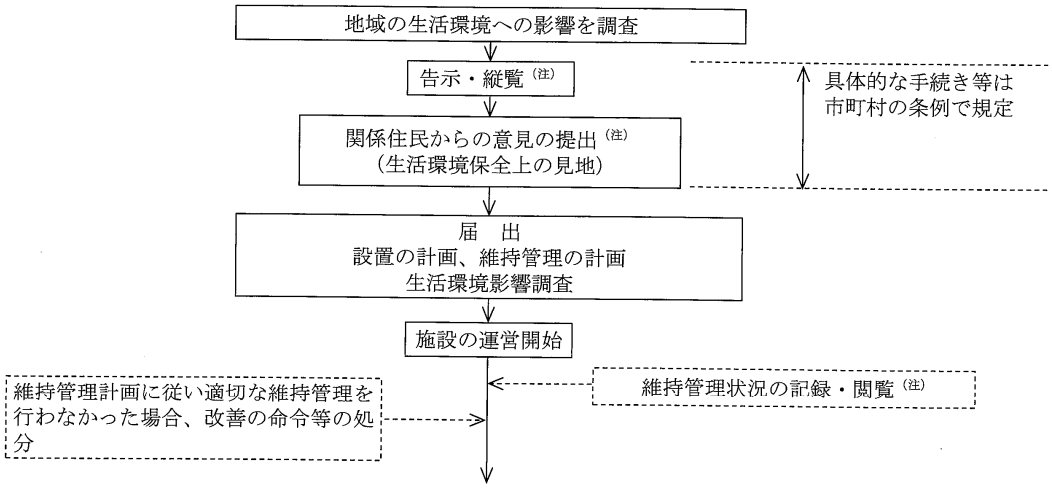

（注）の手続を行う施設の種類は市町村が条例で定める。

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版　公益社団法人全国都市清掃会議

図 19　一般廃棄物処理施設の設置届出手続きフロー

なお、施設の設置に関しては、届出の特例（廃棄物処理法 第 9 条の 3 の 2）※を活用することで、設置に係る期間を短縮できる。ただし、本特例の活用には周辺地域の生活環境に及ぼす影響ついて調査が必要となる。また、条例制定が必要となるため、平時から対応を検討する。

※ 廃棄物処理法　より抜粋
（市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例）
第九条の三の二　市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

１４）思い出の品等

災害廃棄物を撤去する場合、思い出の品や貴重品を取り扱うことになり、必要に応じて保管や引き渡し、警察への届出を行う必要が生じる。

平時の備えとしては、警察へ届け出る際の書類様式や、思い出の品のリストを事前に作成し、準備しておく。また、思い出の品の取り扱いルール（持主の確認方法、回収方法、保管方法、返却方法 等）を検討する。

表 32　思い出の品等の取り扱いルール例

項目	内容
定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
持主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）現場で発見された場合はその都度回収する。又は住民・ボランティアの持込みによって回収する
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管
運営方法	地元雇用やボランティアの協力等
返却方法	基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

７.各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から様々な相談・問い合わせが寄せられることが想定される。平時の備えとして、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置等）及び相談内容とその回答案、相談情報の管理方法を検討する。

表 33　廃棄物部局の窓口設置案

項　目	内　容
住民対応 （事務担当）	・災害廃棄物の処分に関する相談 ・持ち込み可能な仮置場の案内 ・思い出品の保管、引き渡し ・倒壊家屋の解体撤去の受付 ・住民への啓発、広報　　等
民間業者 （現場担当）	・支援要請 ・必要機材、必要人材の手配 ・応急復旧工事の発注　　等
関係部局 （班の代表）	・関係部局への連絡 ・関係部局からの情報受付 ・情報を総括して各担当への連絡　　等

なお、想定される相談・要望としては、以下の内容が考えられる。

【想定される相談・要望】
- 自動車や船舶等の所有物や思い出の品・貴重品に関する問い合わせ
- 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）の要望
- 有害物質（石綿含有建材の使　用有無等）の情報
- 生活環境への要望　等

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

８.住民への啓発・広報

住民や事業者への理解は、災害廃棄物を適正に処理する上で欠かせないものであり、平時の分別意識が災害時にも活きてくる。このため、次の事項について住民の理解を得るよう日頃から啓発等を継続的に実施する。

【啓発・広報の内容】

・仮置場への搬入に際しての分別方法
・腐敗性廃棄物等の排出方法
・便乗ごみ※の排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止

※便乗ごみ…災害廃棄物の回収に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物等

【啓発・広報の実施方法】

・ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
・広報紙、インターネット、その他広報媒体による普及啓発
・映画、スライド等による普及啓発
・防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催による普及啓発
・学校教育、少年消防クラブや幼年消防クラブの活動等を通じての児童生徒等に
・対する周知徹底
・女性防火クラブ等の育成指導
・その他時宜に即した方法による普及啓発

出典：安芸高田市地域防災計画

第２編 災害廃棄物対策

第２章　災害応急対応

第2章 災害応急対応

災害応急対応は、人命救助、被災者の健康確保を優先的に行うことを踏まえ、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、以下の項目について整理する。

表 34　「災害応急対応」の主な内容

項目		策定内容	平時の備え	災害応急対応	災害復旧・復興
１．処理主体の決定		主体の設定	―	各主体の行動内容	各主体の行動内容
２．組織体制・指揮命令系統		地域防災計画に基づく体制の構築	庁内の人員確認 関係部署との調整	人員確保 外部委託の検討	メンタルケア ストレス回避策
３．情報収集・連絡		連絡手段、連絡体制	情報伝達の訓練 連絡体制の整備	情報収集の内容 情報共有事項	確実な連絡手段の選択
４．協力・支援体制	１）　自衛隊・警察・消防との連携	連携体制の構築	連携にあたっての調整事項	伝達事項、支援要請	連携の継続
	２）　県、国の支援	連携体制の構築	連携体制構築	伝達事項、支援要請	連携の継続
	３）　近隣自治体による支援	連携体制の構築	支援内容と方法の検討 災害支援協定の締結	支援要請	連携の継続
	４）　民間事業者との連携	連携体制の構築	業者のリスト化 災害支援協定の締結	支援要請	連携の継続
	５）　ボランティアとの連携	連携体制の構築	ボランティア団体との連携	ボランティアへの情報を周知・広報	―
５．職員への教育訓練		教育訓練の実施	訓練手法、訓練内容	―	―
６．一般廃棄物処理施設等	１）　一般廃棄物処理施設等	施設の運転継続について	点検手引きの作成 必要資機材の備蓄	点検の実施 補修対応	復旧事業
	２）　仮設トイレ等し尿処理	仮設トイレの確保	備蓄状況 災害支援協定の締結	仮設トイレの調達、設置	仮設トイレの撤去
	３）　避難所ごみ	避難所ごみのルール	保管場所・方法、収集運搬ルートの検討	避難所ごみ保管にあたっての留意事項	仮設住宅の解体撤去
７．災害廃棄物処理	１）　災害廃棄物処理実行計画	計画について	―	策定項目について	計画の見直し
	２）　発生量、処理可能量、処理見込み量	計算方法について	想定災害での試算	計算方法	計算値の見直し
	３）　処理スケジュール	スケジュールについて	検討事項の整理	検討にあたっての留意事項	スケジュールの見直し
	４）　処理フロー	処理フローについて	想定災害での処理フロー	処理フロー作成について	処理フローの見直し
	５）　収集運搬	収集運搬体制の構築	収集運搬車両のリスト作成、複数のルート検討	体制構築にあたっての留意事項	体制の適時見直し
	６）　仮置場	仮置場について	必要面積の試算 候補地の設定	仮置場の管理・運営	仮置場返却について
	７）　環境対策、モニタリング、火災対策	モニタリング、環境対策について	対策に必要な資材の保管	モニタリング内容 対策例	対策の継続
	８）　仮設処理施設	仮設処理施設の設置	必要性の確認 設置手続き短縮の検討	―	施設の管理・運営 解体・撤去
	９）　損壊家屋等の撤去 （必要に応じて解体）	公費による撤去について	公費解体の対象条件について検討	公費解体の手順 石綿対策	撤去の効率化 損壊家屋の組成調査
	１０）　選別・処理・再資源化	処理、再資源化体制の構築	処理先の検討	処理方法と留意事項	処理の継続
	１１）　最終処分	最終処分体制の構築	最終処分場のリスト作成 協定の締結	処分先の設定	処分の継続
	１２）　広域的な処理・処分	広域処理体制の構築	手続き方法や契約書の様式等を検討	―	広域処理の検討
	１３）　有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	有害廃棄物の対策	届出事業所との事前協議 有害物質流出時の体制	処理フロー 有害物質の取り扱い	適正処理の継続
	１４）　思い出の品等	思い出の品等の取り扱い	取り扱いルールの検討	貴重品の引き渡し 思い出の品の保管	一定期間が経過したものの処分、住民への広報
	１５）　災害廃棄物処理事業の進捗管理	進捗の管理について	―	量的管理について	処理が長期間に及ぶ際の進捗管理
	１６）　許認可の取扱い	許認可について	手続きや事務作業の把握 作業期間短縮の検討	手続きの実施	手続きの実施
８．各種相談窓口の設置等		相談窓口の設定	窓口の設置案、受付体制、情報の管理方法	窓口の開設	受付の継続
９．住民等への啓発・広報		啓発・広報について	平時の啓発・広報の内容 実施方法	啓発・広報の内容 情報発信の留意事項	啓発・広報の継続
10．処理事業費の管理		処理事業費の管理について	―	―	適切な価格であるかの確認

１.災害応急対応時における各主体の行動と処理主体の検討

１）各主体の行動

初動期において、まずは組織体制の確保と情報収集が必要となる。

本市では、組織体制の確保に加えて、収集・運搬、処理、処分体制の確保、仮置場の選定・設置を速やかに進める必要がある。情報収集においては、災害廃棄物発生量と処理可能量だけでなく、建物被害状況、浸水区域等の被害情報等を断続的に収集する。また、被害の規模や組織体制等によっては、県へ支援を要請することを検討する。

災害廃棄物対策の実施時期目安を以下に示す

表 35　災害廃棄物対策の実施時期目安

区分	主体	実施項目	初動期	応急対応期（前半）	応急対応期（後半）	復旧・復興期
全般	県・市町	組織体制の整備				
	県・市町	被害状況等の情報取集				
	県・市町	処理実行計画		実行計画の検討・作成	実行計画の見直し	
	県	市町に対する支援・技術的助言				
し尿・生活ごみ等	県・市町	仮設トイレの設置・把握				
	市町	し尿の収集運搬・処理				
	県・市町	避難所設置状況の把握				
	市町	避難所ごみの収集運搬・処理				
	県・市町	市町支援に係る連絡調整				
災害廃棄物	市町	一次仮置場の設置・運営				
	県	仮置場の設置状況の把握				
	県・市町	廃棄物発生量の推計・把握				
	市町	二次仮置場の設置・運営			検討・整備	廃棄物の受入・処理
	県	広域処理の調整				
	市町	損壊家屋の解体・撤去		危険家屋等の優先撤去		その他解体・撤去
	県・市町	処理困難物等の処理	※有害性・腐敗性のものは優先的に処理			
	県・市町	仮設焼却炉			設置計画・検討　整備	処理実施

出典：広島県災害廃棄物処理計画　平成 30 年 3 月

２）処理主体の検討

処理主体は、基本的に本市とする。なお、災害廃棄物（ごみ）処理は、芸北広域環境施設組合と連携して実施する。

また、自区域内での処理が困難な場合は、県内市町村での処理に向けた調整を県に要請することや、協定等を締結している民間事業者への支援要請を行うものとする。

※道路、河川、農地に堆積している土砂、流木、火山噴出物については、基本的に各管理者が復旧事業の中で処理する。ただし、民地等に堆積し、損壊家屋等と混在している場合、国及び県と相談した上で対応方法について検討する。

※災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等）については、原則として事業者責任で処理する。

※損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は原則として所有者が実施する。ただし、倒壊のおそれがある等、二次災害の起因となる損壊家屋等については、損壊家屋等の所有者と協議・調整の上、本市にて撤去（必要に応じて解体）を実施する。なお、公共施設や大企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施する。

２.組織体制・指揮命令系統

組織体制・指揮命令系統は、前述（第１章１．組織体制・指揮命令系統 p22）と同様とする。

ただし、人命救助等の優先すべき業務により、平時に検討した組織体制を構築できない場合は、災害対策本部を通じて庁内での応援や県、近隣自治体からの人的・物的支援を考慮した段階的な体制を検討する。このとき、支援終了時についても想定し、支援終了以降も庁内でも組織体制を構築できるよう関係部局と調整しておく。

なお、組織体制を維持するため、以下に示す「労働安全の確保」に努めるものとする。

【労働安全の確保】

- 被災現場や仮置場の現地確認へ行く際、職員に作業着、手袋、ヘルメット、ゴーグル、マスク、安全靴等の必要な防護具を装着するよう指導する。
- 職員のメンタルケア・ストレス回避策を講じる。また、交代要員を準備し、ローテーションを検討する。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年３月　環境省

３.情報収集・連絡

１）情報収集の内容

情報収集・連絡の内容としては、人命救助を優先しつつ、次の内容について優先順位をつけて収集し、県へ報告するものとする。

【情報収集の内容】

① 被災状況

・ライフラインの被害状況
・避難箇所と避難者数及び仮設トイレの必要数
・自区域内の一般廃棄物等処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況
・自区域内の産業廃棄物等処理施設（ごみ焼却施設、最終処分場等）の被害状況
・有害廃棄物の状況

② 収集運搬体制に関する情報

・道路情報
・収集運搬車両の状況

③ 発生量を推計するための情報（現状を視察のうえ確認する。）

・全半壊の損壊家屋数と撤去（必要に応じて解体）を要する損壊家屋数
・水害又は津波の浸水範囲（床上、床下戸数）

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年３月　環境省

また、災害廃棄物処理を迅速に進めるため、次の内容について災害対策本部を通じて関係部局と情報共有を図るものとする。

【関係部局との情報共有事項】

・廃棄物処理施設の被害状況
・罹災証明の発行時期
・道路への流入土砂の処分先について、災害廃棄物のふるい・選別により発生した土砂の受入可否
・仮置場として設定した場所
・仮置場管理にあたっての他部局からの人員支援（必要人数、期間）

２）連絡方法

情報の連絡方法は、前述(第１章２．情報収集・連絡 p26)に示す方法（お太助フォン、災害情報共有システム（Ｌ－アラート）、広報車、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、アマチュア無線等）を用いて、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じて、直接伝達する。

３）連絡経路

連絡経路は、平時により検討した廃棄物部局（市民部市民班）の体制（第１章１．組織体制・指揮命令系統　p21 図 8）に基づくものとする。また、連絡する情報については、以下のとおりとする。

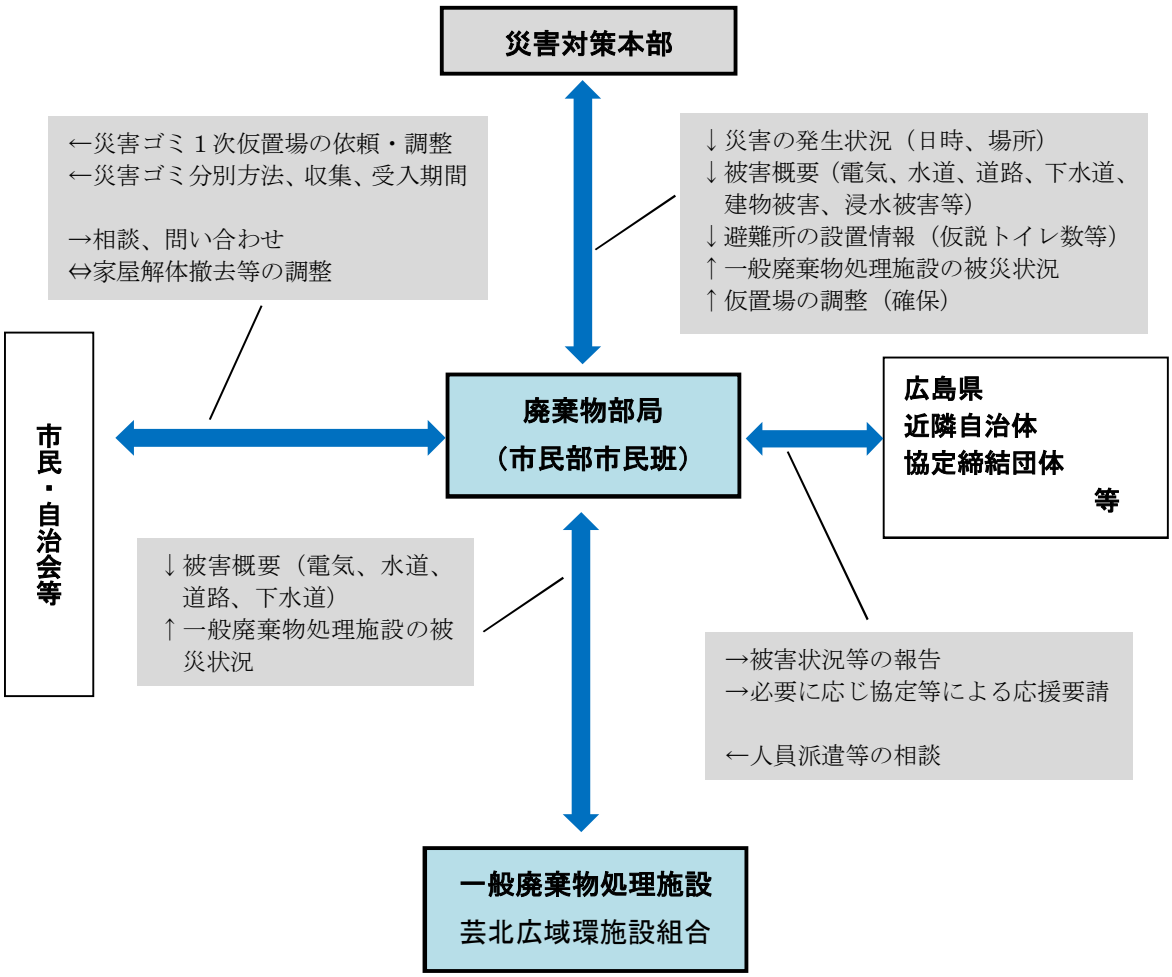

注）市町災害廃棄物処理計画モデル（三重県）を加筆・修正

図 20　一般廃棄物処理施設の設置届出手続きフロー

４.協力・支援体制

１）自衛隊・警察・消防との連携

発災直後の人命救助やライフライン復旧には、自衛隊や警察、消防等、さまざまな部局等が関係するため、情報の一元化の観点から災害対策本部と調整した上で連携する。

【情報伝達の内容】

・災害により道路が通行できないことも想定されるため、自衛隊・警察・消防等に収集運搬ルートを示し、協力が得られる体制を確保する。
・災害廃棄物等を撤去する際には、石綿や硫酸等の有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、その旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えるとともに安全確保に努める。
・関係者へ有害物質の保管場所を周知すると共に、優先的な回収・処理を心掛け、二次災害の防止に努める。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

２）国、県の支援

災害廃棄物の発生量が自区域内における処理可能量を大幅に超過する場合、県との調整等による広域的な処理の検討が必要となる。

県は、本市からの要請によって、関係機関への支援依頼や、必要に応じて県内の市町等に対して支援のための調整を行う。そのため、本市は、可能な限り情報を県へ伝達し、人員の確保に努め、支援者に対する明確な指示を行えるようにする。

３）近隣自治体による支援

近隣自治体に対しては、平時に調整した連絡体制により情報共有し、必要な協力・支援を要請する。

４）民間事業者との連携

発災初期における民間事業者との連携は、平時に作成した事業者リストや、協定を活用して、事業者に協力・支援要請を行う。そして、災害廃棄物の収集・運搬体制、処理体制を構築する。

５）ボランティアとの連携

ボランティアは損壊家屋の片づけ等に関わることが想定される。そのため、本市は、ボランティアに対してごみ出し方法や分別区分、健康への配慮等に係る情報を周知・広報を行う。

ボランティアへの広報は、総務班と連携し、広報車やホームページ、テレビ等を活用して行う。

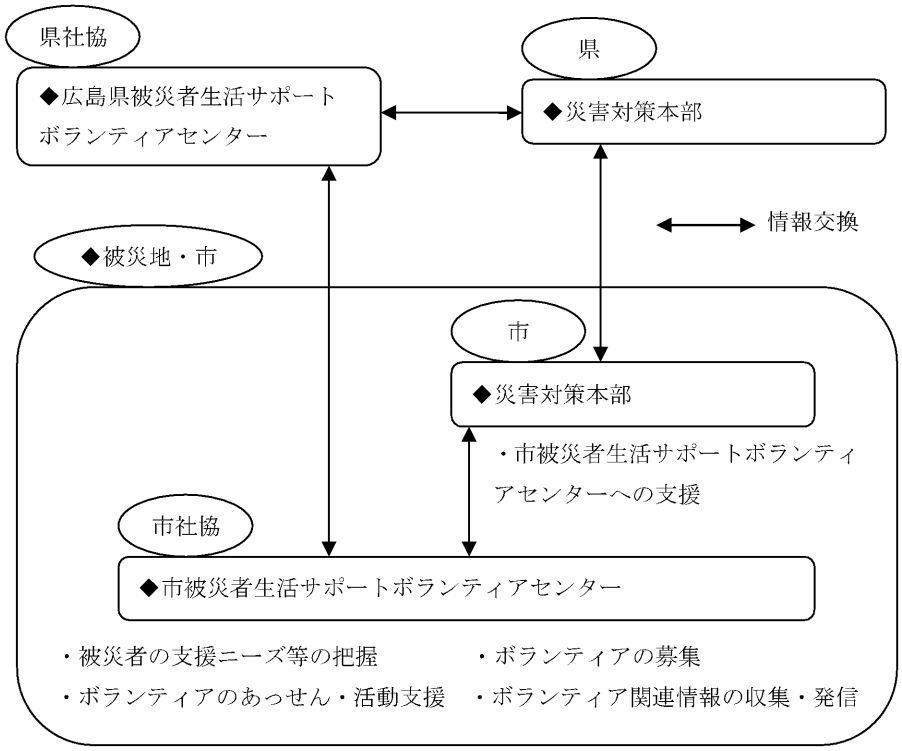

出典：安芸高田市地域防災計画

図 21　ボランティア関連情報の収集・発信

５.一般廃棄物処理施設等

１）一般廃棄物処理施設等の安全性の確認及び補修

安全性等の確認は、平時に作成した点検手引きに基づき行う。点検の結果、補修が必要な場合は平時に検討した補修体制を参考に、必要資機材を確保し補修を行う。

２）仮設トイレ等し尿処理

発災初期は、避難所箇所数と非難者数を基に必要な仮設トイレ数を確認し、不足する場合は他の近隣自治体や民間事業者団体に支援要請し、仮設トイレを確保する。仮設トイレは、トイレを使用できない被災住民等を優先し、計画的に設置していく。仮設トイレ設置後は、収集運搬体制の構築のため、仮設トイレ等の設置場所一覧を作成する。

３）避難所ごみ

避難所ごみは、発災後の都市機能の麻痺状態等を勘案して、発災後 3～4 日後には収集運搬・処理を開始することを目標とする。

避難所でのごみ保管にあたっては、次のことに留意する。

【避難所ごみ保管にあたっての留意事項】

- カセットコンロの使用量が増えるため、収集作業時はガスボンベによる発火事故に注意する。
- 弁当がらやカップ麺等の食品容器やペットボトル等の飲料容器が大量に発生する。
- ハエ等害虫の発生や、生活環境悪化に伴う感染症の発生及びまん延が予想される。専門機関に相談の上で、殺虫剤や消石灰、消臭剤・脱臭剤等の散布を行う。なお、誤使用や誤飲を防ぐため薬剤の管理に注意する。
- 注射針（特に、個人管理のインシュリン注射針）や血が付着したガーゼ等の感染性廃棄物について、安全確保のための専用容器の設置・管理、回収方法と処理方法について医療機関との調整を行う。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

６.災害廃棄物処理

１）災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後は、災害廃棄物等の処理状況の把握、必要な資機材等の広域的な支援要請、調整について至急検討し、講ずべき措置の具体化を図るため、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

策定内容は、以下の事項を参考に、状況に応じて整理する。

表 36　災害廃棄物処理実行計画の策定項目 例

1　実行計画の基本的考え方	4.4　二次仮置場
1.1　基本方針	4.5　処理･処分
1.2　実行計画の特徴	4.6　運搬計画
1.3　県への委託状況	5　安全対策及び不測の事態への対応計画
2　災害廃棄物の発生量及び性状	5.1　安全･作業環境管理
2.1　発生量の推計	5.2　リスク管理
2.2　災害廃棄物の性状	5.3　健康被害を防止するための作業環境管理
3　災害廃棄物処理の概要	5.4　周辺環境対策
3.1　災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方	5.5　適正処理が困難な廃棄物の保管処理方法
3.2　選別過程での災害廃棄物のバランスフロー	5.6　貴重品,遺品,思い出の品等の管理方法
3.3　市町内の処理･処分能力	5.7　取扱いに配慮が必要となる廃棄物の保管管理方法
3.4　処理の進め方	6　管理計画
3.5　全体工程	6.1　災害廃棄物処理量の管理
4　処理方法の具体的な内容	6.2　情報の公開
4.1　解体･撤去	6.3　県･市町等関係機関との情報共有
4.2　住民用仮置場	6.4　処理完了の確認（跡地返還要領）
4.3 一次仮置場	

出典：広島県災害廃棄物処理計画　平成 30 年 3 月

２）発生量・処理可能量・処理見込み量

発災後における実行計画の策定、緊急時の処理体制の整備のため、被災近隣自治体は被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量・処理見込み量の推計を行う。

推計方法は、前述（第１章　６．１）発生量・処理可能量 p33）の方法や、県からの情報・指示を基に、以下に示すフローを参考に行うものとする。

【推計フロー】

- 発生量は、損壊家屋等の棟数や水害又は津波の浸水範囲等の被害情報を基に、推計を行う。
- 処理可能量は、一般廃棄物処理施設等の被害状況等を踏まえて推計する。
- 処理見込み量は、損壊家屋等の所有者の意思を踏まえ、選別・破砕や焼却の各工程における処理量を整理する。

災害廃棄物の発生量の推計は、災害情報、被害情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階に応じてその精度を高めていく管理する必要がある。

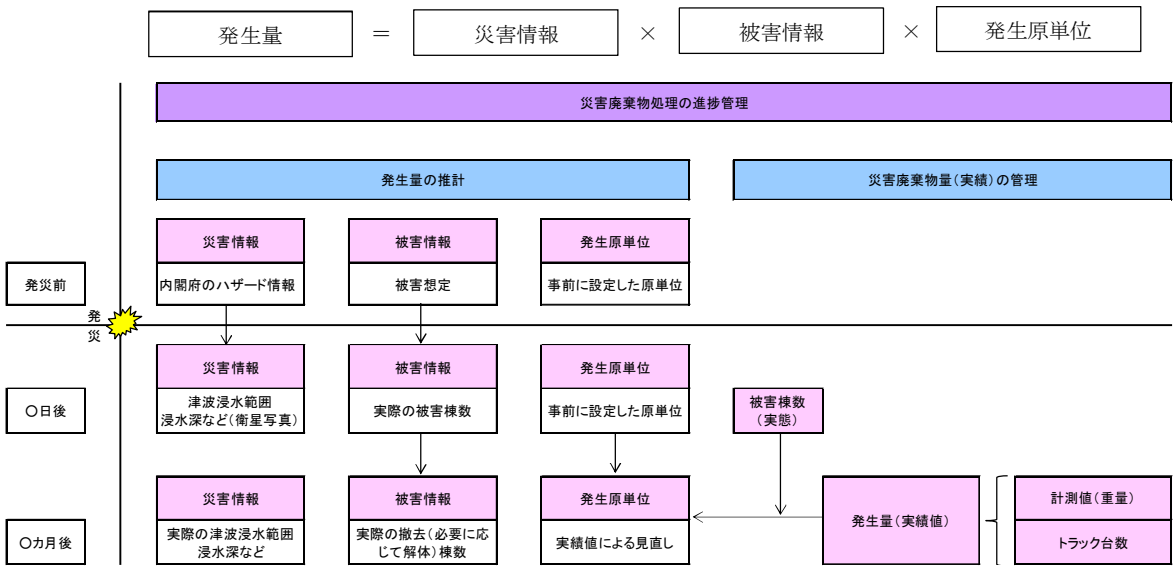

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年３月　環境省

図 22　発生量の推計フロー

３）処理スケジュール

処理スケジュールは、平時に検討していた災害廃棄物の種類ごとに保管及び処理方法を踏まえて、実際の被害状況、緊急性の高い事項等を考慮して検討する。

なお、水害廃棄物は、水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する等時間の経過により性状が変化する場合があることに留意する。また、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）に伴う廃棄物は、処理・処分、再生利用までの工程ごとに対応期間を踏まえて検討する。

【被害状況】
- 職員の被災状況、廃棄物の処分に関係する民間事業者被災状況
- 片付けごみの排出状況
- 撤去（必要に応じて解体）が必要な損壊家屋等の棟数
- 災害廃棄物の性状ごとの発生量
- 処理施設の被害状況等を考慮した可能量等

【緊急性の高い事項】
- 道路障害物の撤去
- 仮設トイレ等のし尿処理
- 有害廃棄物・危険の回収（回収後、早期に処理が必要）
- 倒壊の危険性ある損壊家屋等の撤去　（必要に応じて解体）
- 腐敗性廃棄物の処理

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

４）処理フロー

処理フローは、処理方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、平時に作成した処理フローを参考に、被災状況を加味して作成する。

５）収集運搬

収集運搬体制の構築は、片付けごみが初期段階から排出されることが多く、特に水害の場合は、発災翌日から排出されることもあるため、早急に実施する必要がある。また、意図していない場所に片付けごみ等が集積されている状況が見られる場合には、適宜、巡回して場所を把握・確認し、計画的に収集する必要がある。

したがって、収集運搬体制の構築にあたっては、平時に検討した内容を基とし、被害状況に応じて見直しを行うものとする。また、平時から決めておいた分別排出のルールは、周知徹底に努めるものとする。なお、収集運搬体制の構築にあたっては、以下の事項にも留意する。

【発災時・初動期の収集運搬における留意事項】

災害時には、建物損壊等によって直接発生する災害廃棄物だけではなく、避難所から発生する生活ごみ（避難所ごみ）について考慮する必要がある。

災害廃棄物全般	生活ごみ（避難所ごみを含む）
・ハザードマップ等により処理施設の被災状況等を事前に想定し、廃棄物の発生場所と発生量から収集運搬車両の必要量を推計する。 ・災害初動時以降は、対策の進行により搬入が可能な仮置場が移るなどの変化があるため、GPSと複数の衛星データ等（空中写真）を用い、変化に応じて収集車両の確保と収集、運搬ルートが変更修正できる計画とする。 ・災害初動時は廃棄物の運搬車両だけでなく、緊急物資の輸送車両等が限られたルートを利用する場合も想定し、交通渋滞等を考慮した効率的なルート計画を作成する。 ・利用できる道路の幅が狭い場合が多く、小型の車両しか使えない場合が想定される。この際の運搬には 2 トンダンプトラック等の小型車両で荷台が深い車両が必要となる場合もある。 ・直接、焼却施設へ搬入できる場合でも、破砕機が動いていないことも想定され、その場合、畳や家具等を圧縮・破砕しながら積み込めるプレスパッカー車（圧縮板式車）が活躍した例もある。	・避難所及び被害のなかった地域からの生活ごみを収集するための車両（パッカー車）の確保が必要となる。そのためには、発災直後の混乱の中で収集車両及び収集ルート等の被災状況を把握しなければならない。 ・発災直後は粗大ごみ等の発生量が増え、通常より廃棄物の収集運搬量が多くなるため、通常時を超える収集車両や人員の確保が必要となる。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省（技術資料 1-13-3）

【仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時の留意事項】

・収集運搬が必要な災害廃棄物量（推計値）から必要な車両台数を計画する。
・仮置場への搬入は収集運搬車両が集中する場合が多く、交通渋滞に配慮したルート計画が要求される。ルート計画の作成に当たっては、できるだけ一方通行で完結できる計画とし、収集運搬車両が交錯しないように配慮する。
・災害廃棄物の搬入・搬出量の把握のためには、仮置場にトラックスケール（車体ごと計量できる計量装置）を設置したり、中間処理施設において計量したりすることが考えられる。ただし、それらの設備が稼働するまでの間や補完のため、収集運搬車両の積載可能量と積載割合、積載物の種類を記録して、推定できるようにしておくことも重要である。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省（技術資料 1-13-3）

６）仮置場

発災後は、想定した災害廃棄物発生量を基に、仮置場の必要面積の算定を行う。そして、必要面積に応じて仮置場を確保し、仮置場の管理・運営を行う。

【仮置場の確保】

・仮置場の確保に当たっては、平時に選定した仮置場候補地が基本となるが、災害時は落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場へアプローチできない等の被害状況を踏まえ、必要に応じて見直す。
・住民が仮置場へ災害廃棄物を自ら持ち込むため、複数箇所に仮置場を設ける等アクセスのしやすさに配慮する。
・ごみステーションや小規模公園を活用する場合には、道路通行の支障や生活環境の悪化を招かないよう、収集頻度を多くする等、適正に管理する。
・仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。

【人員・機材の配置】

適切な仮置場の運用を行うために次の人員・機材を配置する。

・仮置場の管理者
・十分な作業人員、車両誘導員、夜間警備員、分別作業員
・廃棄物の積上げ・積下しの重機
・場内運搬用のトラック（必要に応じ）
・場内作業用のショベルローダー、ブルドーザー等の重機
・便乗ごみの持ち込み禁止を表示する看板
・分別区分を明確にするための仕切り（ロープ、カラーコーン等）

【仮置場の管理・運営】1/2

・持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所（発生場所）、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の不法な便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図る。
・重量管理は、トラックスケールを設置することで容易となるが、トラックスケールを設置しない場合、災害廃棄物の体積や比重から重量換算する方法が考えられる。なお、計測者による違いが生じないよう、計測ルールを定めて実施する。
・仮置場での保管に際し、廃棄物が混合状態とならいよう配置図を作成し（図 23）、分別排出・仮置き推進のために場内で管理・指導を行う。
・分別仮置きのための看板・保管している廃棄物の山を整地するための重機等が必要となるほか、搬入の受付・場内案内・分別指導・荷下ろし等の人員が必要となる。

【仮置場の管理・運営】2/2

・確保した仮置場の場内が舗装されていない場合、降雨等により場内がぬかるんで車両通行に支障をきたすことがあるため、敷き鉄板や砕石、砂利等の敷設を検討する。
・災害廃棄物の飛散防止策として、散水の実施及び仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置又はフレキシブルコンテナバッグに保管する等の対応を検討する。
・災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施やコンテナ、鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備等の設置を検討し、汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じる。
・火災焼失した災害廃棄物については、有害物質の流出等の可能性があることに留意し、仮置場へ搬入する場合は流出対策・土壌汚染対策を検討する。また、焼け焦げているため、可燃物、不燃物、リサイクル可能なもの等分別することが難しくなることが想定されることから、それ以外のものと区別して別途保管する。
・太陽光発電設備や、電気自動車・ハイブリッド車等の高電圧の蓄電池を搭載した車両を取扱う場合には、感電の危険性があることから、取扱いに注意する。
・仮置場の管理には多大な時間と人手が割かれることから、円滑な災害廃棄物処理を推進するため、職員は全体的なマネジメント業務に注力し、仮置場の管理は他の近隣自治体や民間事業者等に応援を要請することが望ましい。
・仮置場の管理マニュアルを作成し、関係者と共有する。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

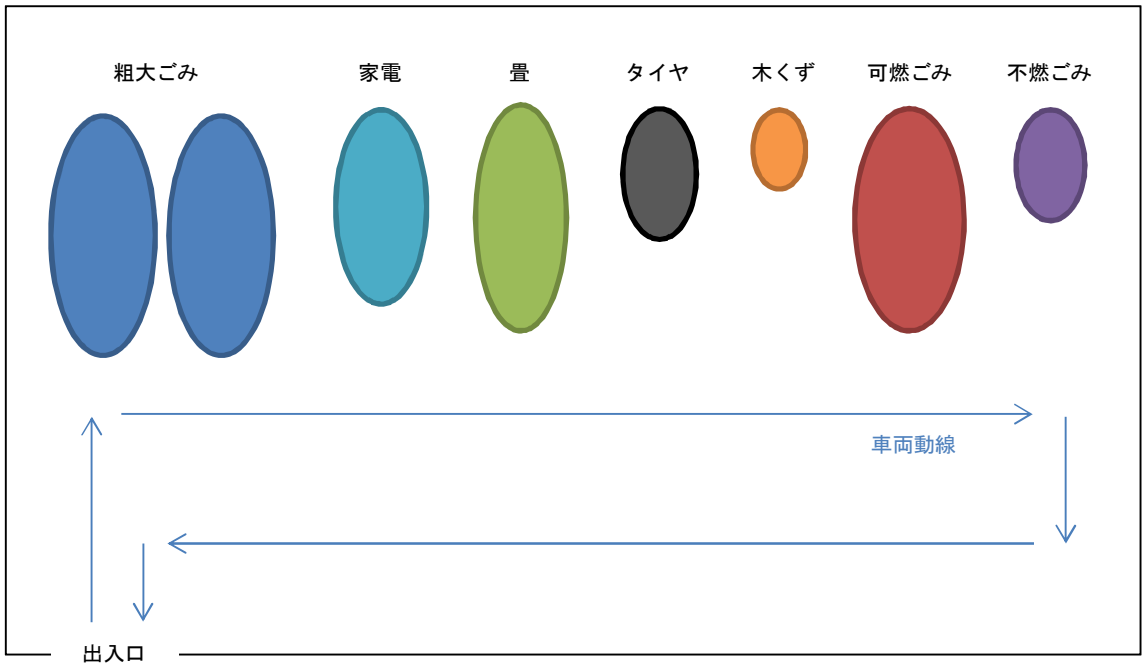

注）災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省（技術資料 1-14-5）

図 23　仮置場配置図例

７）環境対策、モニタリング、火災対策

発災後の環境対策、環境モニタリング、火災対策は、現場の被災状況を基に、以下のとおり実施する。

（１）環境モニタリング地点の設定

環境モニタリングは、労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）現場や仮置場において実施する。

環境モニタリング地点選定の考え方の例を以下に示す。なお、環境モニタリング地点を事前に検討している場合は、実際の被害状況や災害廃棄物処理機器の位置、処理・処分方法を踏まえ、環境モニタリング地点の再検討を行う。

①大気、臭気
- 災害廃棄物処理機器(選別機器や破砕機など)の位置、腐敗性廃棄物(水産廃棄物や食品廃棄物等)がある場合はその位置を確認し、環境影響が大きいと想定される場所を確認する。
- 災害廃棄物処理現場における主風向を確認し、その風下における住居や病院などの環境保全対象の位置を確認する。
- 環境モニタリング地点は、災害廃棄物処理現場の風下で周辺に環境保全対象が存在する位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。

②騒音・振動
- 騒音や振動の大きな作業を伴う場所、処理機器（破砕機など）を確認する。
- 作業場所から距離的に最も近い住居や病院などの保全対象の位置を確認する。
- 発生源と受音点の位置を考慮し、環境モニタリング地点は騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。

③土壌等
- 土壌については、事前に集積する前の土壌等 10 地点程度を採取しておくと、仮置場や集積所の影響評価をする際に有用である。また仮置場を復旧する際に、仮置場の土壌が汚染されていないことを確認するため、事前調査地点や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査地点として選定する。東日本大震災の事例として、以下の資料が参考となる。

【参考資料】仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項（環境省）
災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領（岩手県）
災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領運用手引書（岩手県）

④水質
- 雨水の排水出口近傍や汚土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省（技術資料 1-14-7）

環境モニタリングの頻度、調査・分析方法は、事例からみると、以下のとおりである。

表 37　環境モニタリングの頻度

<table>
<tr><th rowspan="2">調査事項</th><th colspan="2" rowspan="2">調査項目</th><th colspan="8">モニタリング調査</th></tr>
<tr><th>気仙沼</th><th>南三陸</th><th>石巻</th><th>宮城東部</th><th>名取</th><th>岩沼</th><th>亘理</th><th>山元</th></tr>
<tr><td rowspan="11">大気質</td><td rowspan="6">排ガス</td><td>ダイオキシン類</td><td>2回/年</td><td rowspan="6">4回/年</td><td>1回/年</td><td>1回/年</td><td>1回/年</td><td>1回/年</td><td rowspan="6">1回/月</td><td>1回/年</td></tr>
<tr><td>窒素酸化物（NOX）</td><td rowspan="5">1回/月</td><td rowspan="5">6回/年</td><td rowspan="5">6回/年</td><td rowspan="5">6回/年</td><td rowspan="5">1回/月</td><td rowspan="5">6回/年</td></tr>
<tr><td>硫黄酸化物（SOX）</td></tr>
<tr><td>塩化水素（HCｌ）</td></tr>
<tr><td>ばいじん</td></tr>
<tr><td colspan="2">粉じん（一般粉じん）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">石綿（特定粉じん）</td><td>作業ヤード</td><td>1回/月</td><td>4回/年</td><td>1回/月</td><td>4回/年</td><td>1回/月</td><td>1回/年</td><td>2回/年</td><td>※1</td></tr>
<tr><td>敷地境界</td><td>※2</td><td>4回/年</td><td>1回/月</td><td>4回/年</td><td>1回/月</td><td>※2</td><td>1回/月</td><td>1回/月</td></tr>
<tr><td colspan="2">騒音レベル</td><td>1回/月</td><td>※2</td><td>※2</td><td>※2</td><td>2回/年</td><td>※2</td><td>※2</td><td>※2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">騒音振動</td><td colspan="2">振動レベル</td><td rowspan="2">2回/年</td><td rowspan="2">2回/年</td><td rowspan="2">常時</td><td rowspan="2">2回/年</td><td rowspan="2">3回/年</td><td rowspan="2">3回/年</td><td rowspan="2">2回/年</td><td rowspan="2">4回/年</td></tr>
<tr><td>悪臭</td><td colspan="2">特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気強度）</td></tr>
<tr><td>悪臭</td><td colspan="2">特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気強度）</td><td>2回/年</td><td>2回/年</td><td>1回/月</td><td>1回/年</td><td>1回/年</td><td>1回/年</td><td>※1</td><td>※3</td></tr>
<tr><td rowspan="7">水質</td><td colspan="2">水質イオン濃度（pH）</td><td rowspan="4">1回/月
※4</td><td rowspan="7">2回/年</td><td>2回/年
※4</td><td rowspan="7">1回/年</td><td rowspan="5">1回/月</td><td rowspan="5">2回/年</td><td rowspan="5">1回/月
※4</td><td rowspan="7">2回/年</td></tr>
<tr><td colspan="2">浮遊物質量（SS）、濁度等</td></tr>
<tr><td colspan="2">生物化学的酸素要求量（BOD）
又は科学的酸素要求量（COD）</td><td rowspan="3">※5</td></tr>
<tr><td colspan="2">有害物質</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダイオキシン類</td><td rowspan="2">※5</td><td>1回/年</td><td>1回/年</td></tr>
<tr><td colspan="2">全窒素（T-N）全リン（T-P）</td><td>1回/月</td><td>2回/年</td><td>※5</td></tr>
<tr><td>分級土</td><td colspan="2">有害物質</td><td colspan="8">1回/900 ㎥</td></tr>
</table>

※1　影響が想定される周辺地域に人家等が存在しないため選定しない
※2　廃石綿等の廃棄物が確認された場合には測定
※3　煙突排ガスの臭気成分は高温燃焼により分解され、環境影響は小さいと考え選定しない
※4　雨水貯水池から公共水域への放流口で測定
※5　施設排水は生じないため選定しない

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年３月　環境省（技術資料 1-14-7）

表 38　環境モニタリングの調査・分析方法

影響項目	調査・分析方法（例）
大気（飛散粉じん）	JIS Z 8814 ろ過捕集による重量濃度測定方法に定めるローボリュームエアサンプラーによる重量法に定める方法
大気（アスベスト）	アスベストモニタリングマニュアル第 4.0 版（平成 22 年 6 月、環境省）に定める方法
騒音	環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）に定める方法
振動	振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に定める方法
土壌等	・第一種特定有害物質（土壌ガス調査） 平成 15 年環境省告示第 16 号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法） ・第二種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定方法） ・第二種特定有害物質（土壌含有量調査） 平成 15 年環境省告示第 19 号（土壌含有量調査に係る測定方法） ・第三種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定方法）
臭気	「臭気指数及び臭気排出強度算定の方法」（H7.9 環告第 63 号）に基づく方法とする。
水質	・排出基準を定める省令（S46.6　総理府令第 35 号） ・水質汚濁に係る環境基準について（S46.12　環告第 59 号） ・地下水の水質汚濁に係る環境基準について（H9.3　環告第 10 号）

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

（２）環境対策

環境対策は、環境モニタリング結果を踏まえ、環境基準を超過する等、周辺環境への影響が大きいと考えられる場合に適切な対策を実施することにより、環境影響を最小限に抑える必要がある。環境影響と対策例を以下に示す。

表 39　災害廃棄物への対応における環境影響と対策例

影響項目	環境影響	対策例
大気	・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

（３）火災対策

仮置場では、過去の事例にて、災害廃棄物を積み上げたまま長期間放置していると火災が発生することが報告されている。火災発生の防止策として、以下の内容を実施するものとする。

表 40　仮置場の火災対策

- 仮置場に積み上げられる可燃性廃棄物は、高さ5メートル以下、一山あたりの設置面積を200平方メートル以下にする。また、積み上げられる山と山との離間距離は2メートル以上とすること。
  - 5メートルを超過すると、内部の発熱速度 ＞ 表面からの放熱速度となり、蓄熱が促進される危険性があるため。
  - 堆積高さ、設置面積、離間距離を適切に管理することで、火災発生時の消火活動が容易になるため。
- 積み上げられた山の上で作業する重機の活動範囲を日単位で変更すること（毎日同じ場所に乗らない）。
- 数週間に1度は仮置場の堆積物の切り返しを行い、積み上げたままの状態で長期放置しないようにすること。
- ガスボンベ、ライター、灯油缶、バイク等の燃料を含む危険物や、電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物の混在を避ける。また、これらを含む可能性のある家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物を近接させない。

- 降雨が繰り返されることによって、廃棄物層内の温度が上昇することが懸念されるため、降雨が多い時期には特に注意が必要。
- 積み上げられた堆積廃棄物の深層温度は、気温よりも1～2か月遅れで上昇することから、8月を過ぎても少なくとも10月下旬程度までは注意が必要である。
- 火災予防のモニタリング
  - 最低でも1週間に1度程度は仮置場の山を巡回視察すること。
  - 表層から1メートル程度の深さの温度が摂氏75度を超過していたら危険信号
  - 表層から1メートル程度の深さの一酸化炭素濃度が50 ppmvを超過していたら危険信号
  - 堆積物から出てくる水蒸気が芳香系の揮発臭がある場合は危険信号
  - モニタリングは法肩部、小段部分を重点的に調査すること。
- 散水による火災防止効果を過度に期待せず、蓄熱しない環境（高さ制限等）や危険物の混入を避ける対策を実施すること。

a）地中火災

b）表層火災

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省（技術資料 1-14-7）

図 24　仮置場の火災の様子

８）損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

（１）公費解体の流れ

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、原則として所有者が実施するものである。そのため、公費による損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、予め検討した基準（第１章６．８）損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）p.55）を基に実施するかどうかを判断する。公費解体の手順は、以下のとおり進めるものとする。

【公費解体の流れ】

・所有者の意思確認は、申請方法を被災者へ広報し、申請窓口を設置し、窓口に申請をした場合とする。
・窓口への問合せが殺到することが想定されるため、広報時に対象となる家屋の条件を明示する。
・公費解体にあたっては、現地調査や図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動を実現できる順番等を勘案し、優先順位を検討する。
・損壊家屋等の中に家具・家財道具、貴重品、思い出の品等は、原則として、所有者に回収して貰うものとする。
・申請受け付け事務と並行して、解体工事の発注作業を進める。
・解体業者が決定次第、建設リサイクル法にも基づく届け出を行う。
・解体工事前には、所有者の立会を求め、撤去（必要に応じて解体）の範囲確認を行う。

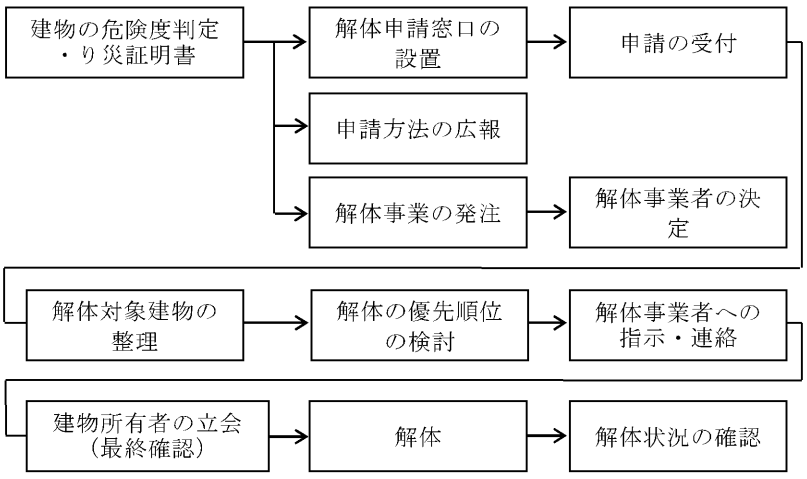

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年３月　環境省

図 25　公費解体の手順

（２）石綿対策

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、石綿含有建材を使用した建物が含まれることが想定されるため、以下の事項に留意して行うものとする。

【石綿対策】

・平時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。
・水害等により、石綿含有建材の混入が想定される場合、専門機関により分析調査等を行う。石綿の使用が確認された場合、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、関係機関と調整し、必要な手続きを行った上で、石綿の除去作業を実施する。
・石綿含有建材を使用した損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）、石綿含有廃棄物の撤去や収集・運搬に当たっては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）」を参照して安全に配慮する。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

（３）太陽光パネル、蓄電池等への対応

太陽光発電設備や家庭用、業務用の蓄電池撤去に当たっては、感電の恐れがあるため、取扱いに注意する。

また、電気自動車やハイブリッド等の高圧蓄電池を搭載した車両を取扱う場合には、感電する危険性があることから、十分に安全配慮して作業を行う。

９）選別・処理・再資源化

選別・処理・再資源化は、平時に検討した処理フローを基に、応急対応時においても可能な限り選別し、再資源化に努めるものとする。なお、処理については、種々の問題が生じることや、季節によって課題が異なることに留意する必要がある。

廃棄物種類ごとの処理方法・留意事項、季節別の留意事項について以下に示す。

表 41　廃棄物種類ごとの処理方法・留意事項 1/3

種類	処理方法・留意事項等
混合廃棄物	・混合廃棄物は、有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くず等を抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破砕し、選別（磁選、比重差選別、手選別等）を行う等、段階別に処理する方法が考えられる。
木くず	・木くずの処理に当たっては、トロンメルやスケルトンバケットによる事前の土砂分離が重要である。木くずに土砂が付着している場合、再資源化できず最終処分せざるを得ない場合も想定される。土砂や水分が付着した木くずを焼却処理する場合、焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、処理基準（800℃以上）を確保するために、助燃剤や重油を投入する必要が生じる場合もある。
コンクリートがら	・分別を行い、再資源化できるように必要に応じて破砕を行う。再資源化が円滑に進むよう、コンクリートがらの強度等の物性試験や環境安全性能試験を行って安全を確認する等の対応が考えられる。
家電類	・災害時に、家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）については他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき製造事業者等に引き渡してリサイクルすることが一般的である。この場合、被災市区町村が製造業者等に支払う引渡料金は原則として国庫補助の対象となる。（一方、津波等により形状が大きく変形した家電リサイクル法対象物については、東日本大震災では破砕して焼却処理を行った事例がある） ・冷蔵庫や冷凍庫の処理にあっては、内部の飲食料品を取り出した後に廃棄する等、生ごみの分別を徹底する。 ・冷蔵庫等フロン類を使用する機器については分別・保管を徹底し、フロン類を回収する。
畳	・破砕後、焼却施設等で処理する方法が考えられる。 ・畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、分離し高く積み上げないよう注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。
タイヤ	・チップ化することで燃料等として再資源化が可能である。火災等に注意しながら処理する。
石膏ボード、スレート板等の建材	・石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 ・建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。 ・バラバラになったもの等、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管する等の対策が必要である。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

表 42　廃棄物種類ごとの処理方法・留意事項 2/3

種類	処理方法・留意事項等
石綿	・損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。 ・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 ・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 ・損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。
肥料・飼料等	・肥料・飼料等が水害等を受けた場合は（港の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む）、平時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。
PCB廃棄物	・PCB廃棄物は、被災市区町村の処理対象物とはせず、PCB保管事業者に引き渡す。 ・PCBを使用・保管している損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合や撤去（必要に応じて解体）作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 ・PCB含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別する。
テトラクロロエチレン	・最終処分に関する基準を超えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。
被災自動車等	・通行障害となっている被災自動車を仮置場等へ移動させる。移動に当たっては、損壊した場合の訴訟リスク等が考えられるため、所有者の意向を確認する。 ・電気自動車やハイブリッド自動車等、高電圧の蓄電池を搭載した車両を取扱う場合は、感電する危険性があることから、運搬に際しても作業員に絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、絶縁手袋等）の着用、高電圧配線を遮断する等、十分に安全性に配慮して作業を行う。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

表 43　廃棄物種類ごとの処理方法・留意事項 3/3

種類	処理方法・留意事項等
太陽光発電設備	・太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。 ・感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか、切断する。 ・可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板等で覆いをするか、裏返しにする。 ・可能であれば、ケーブルの切断面から銅線がむき出しにならないようにビニールテープ等を巻く。 ・保管時において、太陽電池モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽光発電設備のケーブルが切れている等、感電のおそれがある場合には、不用意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受ける。
蓄電池	・感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・感電のおそれがある場合には、不用意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受ける。
腐敗性廃棄物	・水産廃棄物や食品廃棄物等の腐敗性廃棄物は、冷凍保存されていないものから優先して処理する。
損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）	・一定の原型を留め敷地内に残った損壊家屋等については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、価値がないと認められた損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）できる。その場合には、現状を写真等で記録する。 ・損壊家屋等内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

表 44　処理・処分にあたっての種々の問題及びその対策 例

処理・処分に当たっての種々の問題及びその対策	
土砂分の影響	・水害又は津波等により土砂が可燃物に付着・混入することで、焼却炉の摩耗や可動部分への悪影響、焼却残さの増加等の影響を及ぼすことや、発熱量（カロリー）が低下することで助燃剤や重油を投入する必要が生じるため、トロンメルやスケルトンバケットによる土砂分の分離を事前に行うことが有効である。 ・仮置場において発生した火災に対して、土砂による窒息消火を行う場合は、災害廃棄物が土砂まみれになるため、土砂を分離する方法として薬剤の使用も考えられる。
水分の影響	・水分を多く含んだ災害廃棄物を焼却することで焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、助燃剤や重油を投入する必要が生じることや、水分の影響で木くず等に付着した土砂分の分離を難しくすることから、テントを設置する等降雨から災害廃棄物を遮蔽する対策が考えられる。

※ 災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

表 45　季節ごとの留意事項

季節	季節別の留意事項（例）
夏季	・腐敗性廃棄物の処理 ・ねずみ族や害虫の発生防止対策
夏季～秋季	・台風等による二次災害（飛散等）の対策
冬季	・乾燥による火災等・積雪等による影響 ・強風による災害廃棄物の飛散 ・着火剤等爆発・火災の危険性のある廃棄物の優先的回収 ・地域によっては降雪・路面凍結　　等

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

１０）最終処分

災害廃棄物の最終処分は、広島県環境保全公社に委託するものとする。ただし、広島県環境保全公社が被災し、受入が出来ない場合は、平時に作成した最終処分場のリストを基に、最終処分先を選定する。

１１）有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物は、平時に検討した方法に基づき、優先的に保管、処分を行えるよう、早急に収集体制を構築する。（前述 第２編 第１章６．１２）有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策 p57）

有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の処理フローを以下に示す。

【処理フロー】

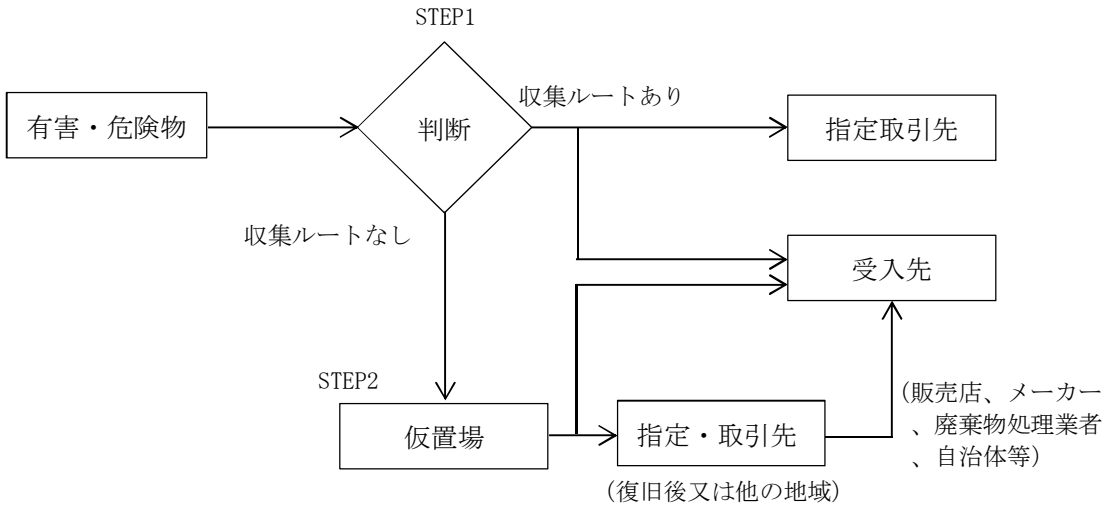

STEP1　収集先の確認

・発生物の収集ルートが機能している場合には、各指定引取先または受入先での回収を依頼し、速やかに処理・リサイクルを行う。

・発生物の収集ルートが機能していない場合は、仮置場で一時保管し指定引取先の復旧を待つか、他の指定引取先へ転送し、処理・リサイクルを行う。

STEP2　仮置場における保管

・市町村が回収・処分しているところでは、当該市町村の平常時の機能が回復するまで、または地域共同で回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムが機能するまで保管する。

・仮置場を新たな指定引取場所とし、運搬・処理業者と直接やり取りすることで、速やかに処理・リサイクルを行う方法も考えられる。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省（技術資料 1-20-15）

災害廃棄物が混合状態になっている場合は、有害廃棄物が含まれている可能性も考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水等による防塵対策の実施等、労働環境安全対策を徹底する。危険・有害製品の注意事項を示す。

表 46　危険・有害製品の注意事項

種類	注意事項
農薬	・容器の移し替え、中身の取り出しをせず、許可のある産業廃棄物業者または回収を行っている市町村以外には廃棄しない。 ・毒物または劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められている。 ・指定品目を一定以上含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されることがある。
塗料 ペンキ	・産業廃棄物の場合は、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 ・一般廃棄物の場合は、少量なので中身を新聞等に取り出し固化させてから可燃ごみとして処理し、容器は金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。 ・エアゾール容器は、穴を開けずに中身を抜いてから容器を金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。
廃電池類	・仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・水銀を含むボタン電池等は、容器を指定して保管し回収ルートが確立するまで保管する。 ・リチウム電池は発火の恐れがあるので取扱いに注意を要する。
廃蛍光灯	・仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・破損しないようドラム缶等で保管する。
高圧ガス ボンベ	・流失ボンベは不用意に扱わず、関係団体に連絡する。 ・所有者が分かる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一時保管する。
カセット ボンベ・ スプレー缶	・内部にガスが残存しているものは、メーカーの注意書きに従うなど安全な場所及び方法でガス抜き作業を行う。 ・完全にガスを出し切ったものは金属くずとしてリサイクルに回す。
消火器	・仮置場で分別保管し、日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理を委託する。特定窓口、指定取引場所の照会⇒㈱消火器リサイクル推進センター （http://www.ferpc.jp/recycle/index.html）

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省（技術資料 1-20-15）

PCB 含有廃棄物については、以下の事項に注意して取り扱う。なお、PCB 使用機器の判別については、現場では難しい場合があるため、保管場所へ移動した後に識別情報と照らし合わせて区別する。

【PCB 使用機器の取扱い】

①状態（破損・漏れ）の確認

破損･漏れが見られる場合は､機器を素手等で触れず近づかないようにするとともに、ビニールシートで覆う等により周辺への飛散・流出を防止する。

②他の廃棄物との分別・移動

PCB 使用機器については、他の廃棄物と一緒に取り扱わずに分別する。破損・漏れのある機器については、密閉性のある容器に収納する、防水性のビニールシート等で機器全体を包装する等、漏洩防止措置を講じた上で移動させる。

③保管場所での保管

保管場所には PCB 廃棄物の保管場所である旨表示する。屋根のある建物内で保管するか、密閉性のある容器に収納する、防水性のビニールシートで全体を覆う等、必要な漏洩防止措置を講じる。他の廃棄物等が混入するおそれのないよう、仕切りを設ける、離れて保管する等の措置を講じる。

保管場所では PCB 廃棄物が高温に曝されないための措置を講じる。地震等により PCB 廃棄物やその収納容器が落下、転倒等しないような措置を講じる。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省（技術資料 1-20-15）

なお、漏洩した場合は、平時の検討した緊急連絡体制に基づいて、広島県の担当部局等に連絡し、適正に対応する。漏洩時の留意事項を以下に示す。

【漏洩時の留意事項】

①液体漏洩

・漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
・危険でなければ洩れを止める。
・せき止めて吸引回収し、残留物は吸収材で取り除き、漏洩場所から移動して、後で適切に処理する。
・排水溝、下水口、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

②固体

・粉末のこぼれは飛散しないようにして回収する。
・シャベル等を用いて、容器等に回収し、後で適切に処理する。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省（技術資料 1-20-15）

１２）思い出の品等

思い出の品や貴重品は、平時に検討した取り扱いルールに基づき、保管・引き渡しを行うものとする。

貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。思い出の品（所有者等の個人にとって価値があると認められるもの）は、廃棄に回さず、自治体等で保管し、可能な限り所有者に引渡す。思い出の品等の引き渡しフローを以下に示す。

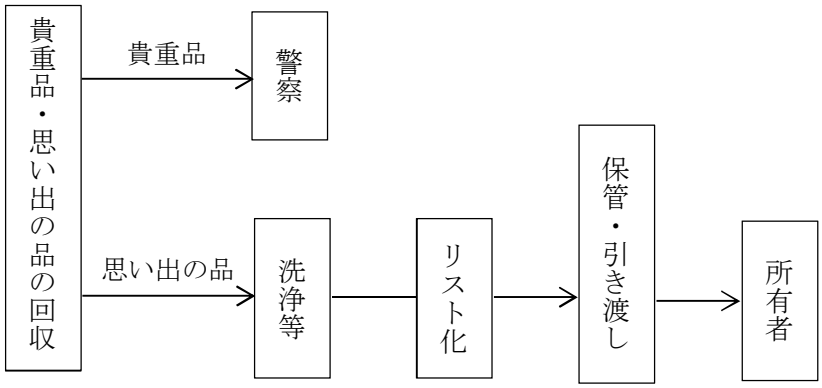

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省

図 26　思い出の品等の引き渡しフロー

なお、発災直後は回収量が大幅に増えることが想定されるため、早急に保管場所を確保する。保管した思い出の品は、住民等に周知し、所有者の手に戻りやすいように配慮する。

また、歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混合しないよう、処理の留意点（対象物が発見された場合の対処法等）を周知徹底する。

１３）許認可の取扱い

許認可については、災害応急対応と同様に、平時に検討した規制緩和や期限の短縮措置等、確認事項を適切に実施する。

１４）災害廃棄物処理事業の進捗管理

災害廃棄物処理事業の進捗管理としては、仮置場への搬入・搬出量、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）棟数、処分量等の量的管理に努め、想定した災害廃棄物発生量との比較により進捗管理を行う。

７.各種相談窓口の設置等

各種相談窓口は、平時に検討した方法を基に速やかに開設し、相談情報の管理を行う。

８.住民等への啓発・広報

被災者に対しては、災害廃棄物に係る情報についての啓発・広報を行う。広報する内容は、以下のとおりとする。なお、啓発・広報の手段としては、前述（第１章２．情報収集・連絡 p26）に示す連絡手段を活用する。

【啓発・広報の内容】

・災害廃棄物の収集方法、収集時期、収集期間
・避難所ごみの分別区分、収集頻度
・災害廃棄物の受け入れ場所（基本的に、仮置場に限定する）
・思い出品の保管場所
・災害廃棄物の処分にあたっての相談窓口の設置場所、連絡先
・ボランティアの受付窓口の連絡
・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止　　等

情報の伝達・発信は、他の優先情報による周知の阻害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努める。情報の伝達・発信における留意事項を以下に示す。

（１） 災害初動時

・優先して伝達すべき情報（被害状況や余震、安否確認、避難所や救援物資支給）の周知を阻害することや、多種の情報を提供し、混乱を招かないように配慮する。
・対応する職員によって提供する情報や用語に齟齬がないうように、Ｑ＆Ａ集などを作成し、情報の一元化に努める。
・どの時期にどのような情報を伝えるのかの大まかなロードマップを示す。

（２） 災害廃棄物の撤去・処理開始時

・具体的な取り扱いが決定しない段階では、住民側に対して当面の対処方法について明示する。
・仮置場の位置や搬入時間、搬入車両制限等の具体的な指示情報を発信する。
・被災現場での初期分別及び仮置場での分別・整理のため、計画するフローに沿った分別の手引きを、写真やイラストを用い、誰にでもわかりやすいものを作成する。

（３） 処理ライン確定～本格稼働時

・仮置場への搬入に関した通行禁止・不可ルート等を明示し、円滑に処理できるよう住民及び事業者に対して協力を要請する。

（４） 全般

・情報発信時には、発信元及び問合せ先を明示する。
・外国人に向けて、英語版のチラシを作成する[1)]
・障害者や高齢者に向けて、多種多様な情報提供手段を準備し、被災者全体への情報提供に努める。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省（技術資料 1-24）

第２編 災害廃棄物対策

第３章　災害復旧・復興等

第3章 災害復旧･復興等

災害廃棄物の再資源化や中間処理が本格化する復旧・復興時において、実施・検討する事項として、以下の事項を整理する。

表 47　「平時の備え」の主な内容

項目		策定内容	平時の備え	災害応急対応	災害復旧・復興
１．処理主体の決定		主体の設定	―	各主体の行動内容	各主体の行動内容
２．組織体制・指揮命令系統		地域防災計画に基づく体制の構築	庁内の人員確認 関係部署との調整	人員確保 外部委託の検討	メンタルケア ストレス回避策
３．情報収集・連絡		連絡手段、連絡体制	情報伝達の訓練 連絡体制の整備	情報収集の内容 情報共有事項	確実な連絡手段の選択
４．協力・支援体制	１）　自衛隊・警察・消防との連携	連携体制の構築	連携にあたっての調整事項	伝達事項、支援要請	連携の継続
	２）　県、国の支援	連携体制の構築	連携体制構築	伝達事項、支援要請	連携の継続
	３）　近隣自治体による支援	連携体制の構築	支援内容と方法の検討 災害支援協定の締結	支援要請	連携の継続
	４）　民間事業者との連携	連携体制の構築	業者のリスト化 災害支援協定の締結	支援要請	連携の継続
	５）　ボランティアとの連携	連携体制の構築	ボランティア団体との連携	ボランティアへの情報を周知・広報	―
５．職員への教育訓練		教育訓練の実施	訓練手法、訓練内容	―	―
６．一般廃棄物処理施設等	１）　一般廃棄物処理施設等	施設の運転継続について	点検手引きの作成 必要資機材の備蓄	点検の実施 補修対応	復旧事業
	２）　仮設トイレ等し尿処理	仮設トイレの確保	備蓄状況 災害支援協定の締結	仮設トイレの調達、設置	仮設トイレの撤去
	３）　避難所ごみ	避難所ごみのルール	保管場所・方法、収集運搬ルートの検討	避難所ごみ保管にあたっての留意事項	仮設住宅の解体撤去
７．災害廃棄物処理	１）　災害廃棄物処理実行計画	計画について	―	策定項目について	計画の見直し
	２）　発生量、処理可能量、処理見込み量	計算方法について	想定災害での試算	計算方法	計算値の見直し
	３）　処理スケジュール	スケジュールについて	検討事項の整理	検討にあたっての留意事項	スケジュールの見直し
	４）　処理フロー	処理フローについて	想定災害での処理フロー	処理フロー作成について	処理フローの見直し
	５）　収集運搬	収集運搬体制の構築	収集運搬車両のリスト作成、複数のルート検討	体制構築にあたっての留意事項	体制の適時見直し
	６）　仮置場	仮置場について	必要面積の試算 候補地の設定	仮置場の管理・運営	仮置場返却について
	７）　環境対策、モニタリング、火災対策	モニタリング、環境対策について	対策に必要な資材の保管	モニタリング内容 対策例	対策の継続
	８）　仮設処理施設	仮設処理施設の設置	必要性の確認 設置手続き短縮の検討	―	施設の管理・運営 解体・撤去
	９）　損壊家屋等の撤去 （必要に応じて解体）	公費による撤去について	公費解体の対象条件について検討	公費解体の手順 石綿対策	撤去の効率化 損壊家屋の組成調査
	１０）　選別・処理・再資源化	処理、再資源化体制の構築	処理先の検討	処理方法と留意事項	処理の継続
	１１）　最終処分	最終処分体制の構築	最終処分場のリスト作成 協定の締結	処分先の設定	処分の継続
	１２）　広域的な処理・処分	広域処理体制の構築	手続き方法や契約書の様式等を検討	―	広域処理の検討
	１３）　有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	有害廃棄物の対策	届出事業所との事前協議 有害物質流出時の体制	処理フロー 有害物質の取り扱い	適正処理の継続
	１４）　思い出の品等	思い出の品等の取り扱い	取り扱いルールの検討	貴重品の引き渡し 思い出の品の保管	一定期間が経過したものの処分、住民への広報
	１５）　災害廃棄物処理事業の進捗管理	進捗の管理について	―	量的管理について	処理が長期間に及ぶ際の進捗管理
	１６）　許認可の取扱い	許認可について	手続きや事務作業の把握 作業期間短縮の検討	手続きの実施	手続きの実施
８．各種相談窓口の設置等		相談窓口の設定	窓口の設置案、受付体制、情報の管理方法	窓口の開設	受付の継続
９．住民等への啓発・広報		啓発・広報について	平時の啓発・広報の内容 実施方法	啓発・広報の内容 情報発信の留意事項	啓発・広報の継続
10．処理事業費の管理		処理事業費の管理について	―	―	適切な価格であるかの確認

１.処理主体の決定

処理主体は、災害応急対応時と同様に、基本的に本市とするが、災害廃棄物処理見込み量や廃棄物処理施設能力、職員の被災状況等を踏まえ、必要に応じて県や民間事業者へ支援要請を行うものとする。

２.組織体制・指揮命令系統

組織体制は、災害廃棄物処理の進捗に応じて、役割分担の見直しを行う。なお、職員のメンタルケア・ストレス回避策を講じ、交代要員を準備し、ローテーションを検討する。

３.情報収集・連絡

情報収集・連絡は、電気や通信網の復旧に伴い、より確実な手段を選択して継続する。

４.協力・支援体制

１）自衛隊・警察・消防との連携

自衛隊・警察・消防に対しては、災害応急対応と同様に連携し、災害廃棄物の撤去、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う。

２）国、県の支援

国、県に対しては、災害応急対応と同様に、支援が継続して得られるよう、引き続き情報提供・連絡調整を行う。

３）近隣自治体による支援

近隣自治体に対しては、災害応急対応と同様に、必要な協力・支援を要請する。

４）民間事業者との連携

民間事業者に対しては、災害応急対応と同様に、災害廃棄物の撤去、損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）、災害廃棄物の処理・処分を発注する。

５.一般廃棄物処理施設等

１）一般廃棄物処理施設等の復旧

一般廃棄物処理施設が被災した場合、出来るだけ早期の復旧を図る。復旧事業では、国庫補助の対象となるが、補助金交付までは当面の予算確保が必要であることに注意する。また、復旧事業を実施している間の廃棄物処理手段を確保する必要する。

復旧後は、平時と同様の処理ではなく、災害廃棄物処理を行うことになるため、処理量の増加による運転時間の延長、異物混入のリスクを考慮した運転を心がける。また、復旧事業は国庫補助の対象となるが、補助交付までの予算を当面確保する必要があることに注意する。

２）仮設トイレ等し尿処理

災害復旧・復興期では、避難所の閉鎖に合せて、仮設トイレの撤去や平時のし尿処理体制への移行を行う。

３）避難所ごみ

災害復旧・復興期では、避難所の閉鎖に合せて、平時のごみ収集体制への移行を行う。また、仮設住宅の解体撤去に伴うごみ対策を併せて実施する。

６.災害廃棄物処理

１）災害廃棄物処理実行計画の見直し

復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理に当たって課題等が次第に判明することから、処理の進捗に応じて実行計画の見直しを行う。

２）処理見込み量

災害応急対応に想定した処理見込み量は、以下の方法により適時見直しを行う。

【処理見込み量の見直し方法】
- 処理先もしくは処分先での計量結果から処理済み量を確認
- 仮置場に搬入された災害廃棄物を測量し、体積に比重を掛け合わせて重量を算出
- 損壊家屋を撤去（必要に応じて解体）する棟数に応じて廃棄物量を推計

３）処理スケジュール

処理スケジュールは、施設の稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材の確保状況を踏まえ、適時進捗管理を行う。なお、遅れが見られる場合は、対策を講じることで処理を加速させ、やむ得ない場合は、処理スケジュールの見直しを行う。

４）処理フロー

処理フローは、災処理・処分先の決定や災害廃棄物の処理の進捗、性状の変化等に応じ、災害応急対応時に作成した処理フローの見直しを行う。

５）収集運搬

収集運搬については、道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、適時見直しを行う。

６）仮置場

仮置場では、災害応急対応時と同様に適切な管理運営が行えるよう、人員、機材を引き続き配置する。

なお、仮置場の閉鎖、返却にあたっては、土壌分析等を行う等、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

７）環境対策、モニタリング、火災対策

環境対策、環境モニタリング、火災対策は、災害応急対応時と同様に、継続して実施する。なお、災害廃棄物処理の進捗に伴い、仮設処理設備の設置等を行った場合、必要に応じて環境調査項目の追加を行う。

８）仮設処理施設

災害廃棄物発生量、一般廃棄物処理施設の復旧目途、処理期間を考慮したとき、既存の一般廃棄物処理施設での処理が困難な場合は、仮設処理施設による処理を行う。仮設処理施設の設置手続き、管理・運営、処理終了後の解体・撤去について以下に示す。

（１）設置手続き

仮設処理施設の設置が必要となる場合、その設置場所や施設配置を検討する。設置場所の決定後は、生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進める。なお、設置手続きは、簡易化した手法を平時に定めている場合、その手法を活用することで工期短縮を図るものとする。

（２）管理・運営

仮設処理施設の設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設処理施設の運営・管理を適切に行う。

【仮設処理施設の運営・管理における留意事項】

- 仮設焼却炉への投入に当たっては、災害廃棄物の分別を徹底し、土砂等の不燃物を取り除くことでクリンカや残さ物の発生を抑制する。
- 土砂や水分が影響し、仮設焼却炉の発熱量（カロリー）確保が必要となった場合は、助燃剤として解体木くずや廃プラスチック類、又は重油等の投入を検討する。
- 仮設処理施設に搬入された災害廃棄物への降雨等による水分の影響を防ぐため、シートで覆うか、テントの設置等で対応する。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年３月　環境省

（３）処理終了後の解体・撤去

仮設焼却炉の解体・撤去工事にあたっては関係法令を順守し、周辺環境に影響を及ぼすことのないよう、配慮して実施する。

【仮設焼却炉の解体・撤去にあたっての留意事項】

- ダイオキシン類の汚染状況を把握するため、ダイオキシン類調査を、作業開始前、洗浄作業後、解体作業中、解体作業後、廃棄物について実施する。
- 測定・分析結果により管理区域を設定し、管理区域に応じた適切な保護具を着用して作業を行う。
- 作業場所の養生、負圧除じん装置・クリーンルーム・仮設排水処理設備を設置し、汚染物の除染工事を実施する。
- 発生する廃棄物については、種類ごとに発生量を推計し、廃棄物の種類に応じて保管方法、処理方法、管理方法を検討する。

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年３月　環境省（技術資料 1-17-3）

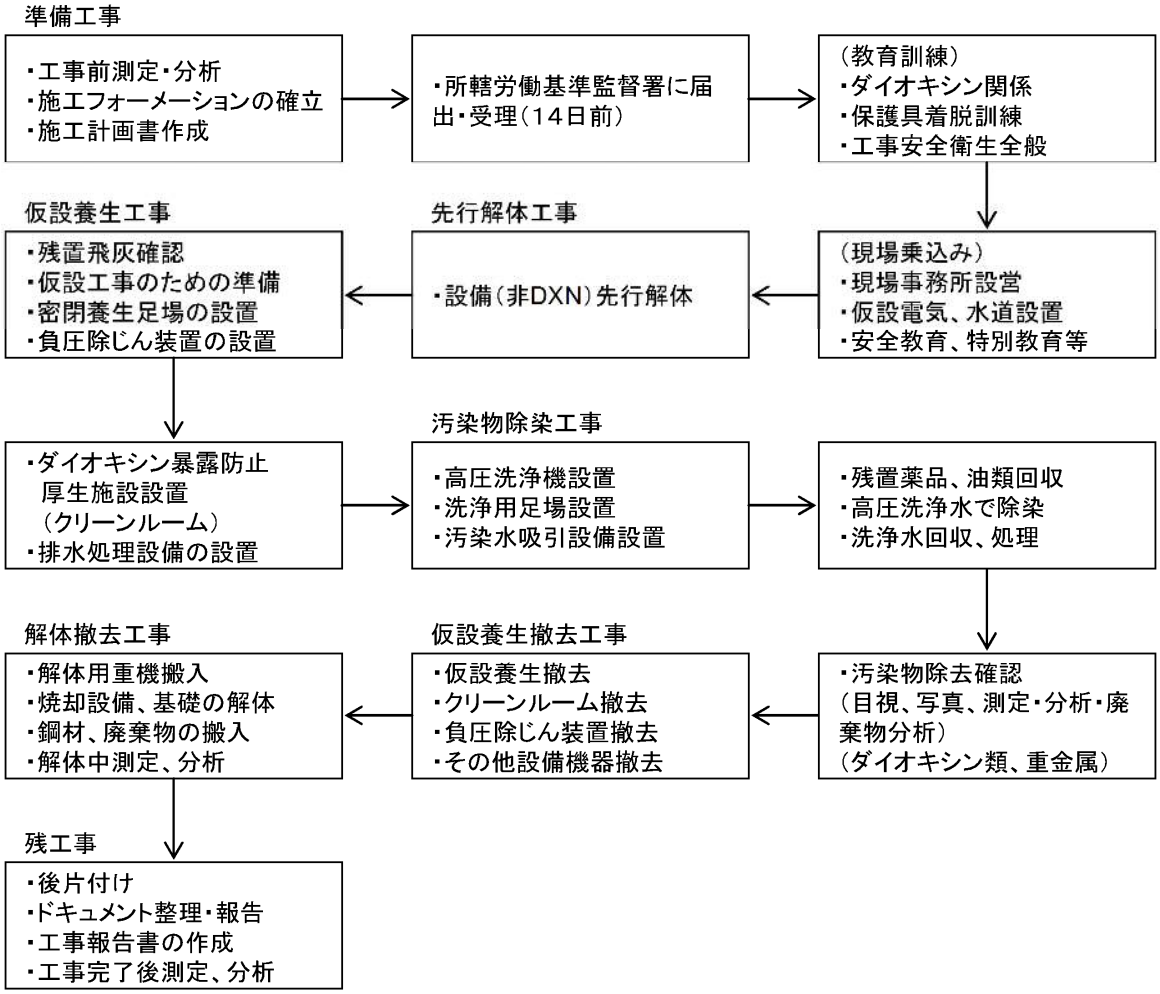

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月　環境省（技術資料 1-17-3）

図 27　仮設処理施設の解体・撤去フロー（仮設焼却炉）例

９）損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は、災害応急対応時と同様に、優先度の高い建屋から順次行う。なお、被災規模が大きく、広い範囲で撤去（必要に応じて解体）が必要な場合、作業の発注は、損壊家屋ごとでなく地区ごとに行い、効率化を図ることを検討する。

また、撤去（必要に応じて解体）の際に損壊家屋等の組成調査を行い、発生量原単位を調査し、実行計画の見直しに役立てる。

１０）選別・処理・再資源化

選別・処理・再資源化は、災害応急対応時と同様に、処理フローに基づいて実施する。

１１）最終処分

災害廃棄物の最終処分は、災害応急対応時と同様に、適正な処分を継続する。

１２）広域的な処理・処分

処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分を検討する。広域的な処理・処分を行う場合には、国や県と相談の上、広域処理に向けた調整を行う。処理･処分先については､必要に応じて民間事業者団体のネットワーク等を活用し､確保する。

１３）有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物は、災害廃棄物処理の進捗に伴い減少すると想定される。しかし、災害廃棄物の撤去や損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）中に有害廃棄物や危険物が発見された場合は、その都度回収し、災害応急対応時と同様に、適正に実施する。

１４）思い出の品等

思い出の品や貴重品は、災害応急対応時と同様に、保管・引き渡しを行う。

なお、保管にあたっては、時間の経過とともに、写真等の傷みやカビ等の発生が考えられるため、清潔な保管を心掛ける。また、一定期間を経過した思い出の品等については被災近隣自治体の判断で処分する。処分する前には、広報紙やホームページ等で住民等に対して十分に周知した上で実施する。

１５）災害廃棄物処理事業の進捗管理

災害廃棄物処理事業の進捗管理は、災害応急対応と同様に、継続して行う。なお、処理が長期間に渡る場合は、総合的、計画的に処理を進める観点から、必要に応じた関係機関による連絡会を設置し、全体の進捗管理を行う。

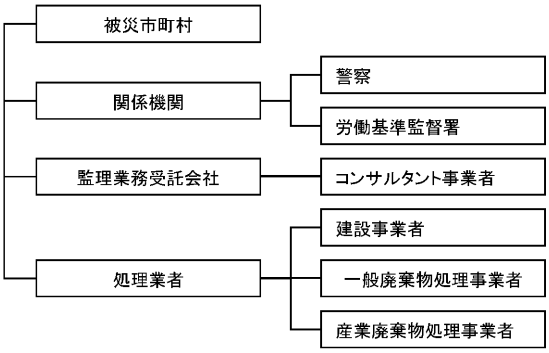

図 28　連絡会の設置例

１６）許認可の取扱い

許認可については、災害応急対応と同様に、平時に検討した規制緩和や期限の短縮措置等、確認事項を適切に実施する。

７.各種相談窓口の設置等

各種相談窓口は、災害応急対応と同様に、受付を継続する。

８.住民等への啓発・広報

住民等への啓発・広報は、災害応急対応と同様に、継続して行う。

９.処理事業費の管理

災害廃棄物処理費用について、適切な価格であるか確認を行う。

第３編　課題の整理と今後の取り組み

課題の整理と今後の取り組み

本計画は、「完成完結型」のものではなく「持続発展型」の計画であり、計画策定後も教育訓練や研修を行いながら、少しずつ完成度の高いものを目指していくことが必要である。

そのため、計画の策定を通して明確となった、さらに具体的な対策を講じておくべき課題を整理し、今後の取り組みとして、他の関連計画（地域防災計画、一般廃棄物処理計画等）とも連動しながら、毎年度、見直し・検討作業を行える体制を整えるものとする。

【今後の課題（「第１章 平時の備え」より抜粋）】

- 廃棄物部局での体制の構築・維持
- 情報伝達の訓練やマニュアルの整備
- 情報の一元化
- 自衛隊・警察・消防との連携にあたっての調整
- 国、県との情報収集・連絡体制の構築
- 近隣自治体との支援内容と方法、連絡体制等の検討
- 民間事業者と災害支援協定等を締結し、協力・支援体制を構築
- ボランティア等への周知事項を記載したチラシ等を作成
- 定期的に研修、訓練等を企画・実施
- 一般廃棄物処理施設等を修復するための点検手引きを作成
- 薬品や燃料、補修等に必要な資機材の備蓄
- 仮設トイレ等の備蓄
- 避難所ごみの保管場所・方法、収集運搬ルートを検討
- 可燃物を３年以内処理するため、県との調整による広域処理や外部への処理委託、仮設処理施設の設置についての検討
- 最終処分、資源化の民間委託について検討
- 災害時の収集運搬体制（優先する廃棄物の種類、収集運搬方法、収集ルート、資機材、連絡体制等）を検討
- 候補地候補地について、地元住民や関係部局等と調整
- 災害時のモニタリングに必要となる資材（飛散防止ネット、フレコンバック、消臭剤、脱臭剤、防虫剤等）を予め保管
- 災害時の仮設処理施設の設置手続き
- 公費による撤去の対象とする家屋の条件や優先順位、撤去スケジュールの検討
- 石綿含有建材の使用状況
- 思い出の品の取り扱いルール
- 窓口の受付体制、相談内容とその回答案、情報の管理方法
- 住民への啓発・広報

第４編　参考資料

参　考　資　料

本計画の参考資料として、下記の資料を添付する。

１.災害廃棄物に関する協定

(1)災害時の相互応援に関する協定【広島県及び県内市町村】 ····· 116
(2)安芸高田市と邑南町の災害時相互応援に関する協定【邑南町】 ····· 122
(3)安芸高田市と防府市の災害時相互応援に関する協定【防府市】 ····· 123
(4)災害時におけるし尿収集運搬等の支援協力に関する協定····· 126
【有限会社 国司衛生興業、株式会社 高田環境、有限会社 日之丸衛生社、
広島県環境整備事業協同組合】

２.災害廃棄物処理に関する補助

(1)補助金制度に関する説明資料····· 130
出典：「災害等廃棄物処理事業」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業」の補助金制度等について
平成 31 年 3 月 1 日　環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課
(2)災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表····· 138
出典：災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）平成 26 年 6 月
環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

災害時の相互応援に関する協定書

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項第１２号の規定に基づき，広島県（以下「県」という。）及び広島県内の市町村は，広島県内で災害が発生し，災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に，広島県内の他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため，また，県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため，次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は，次のとおりとする。

(1)　食料，飲料水，生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

(3)　救援活動等に必要な車両，舟艇，航空機及び資機材の提供

(4)　医療，救援，応急復旧等に必要な医療職，技術職，技能職等の職員の人的応援

(5)　被災者を一時収容するための施設の提供

(6)　前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第２条　応援を受けようとする市町村は，原則として，次の事項を明らかにして，第４条に定める県又は市町村の連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて，電話，ファクシミリ等により要請し，後日，速やかに文書を提出するものとする。

(1)　災害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては，物資等の品名，数量等

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては，職種別人員

(4)　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては，収容を要する被災者の状況及び人数

(5)　応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路

(6)　応援を必要とする期間

(7)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

2　被災市町村以外の市町村は，通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れず，災害の実態に照らし特に緊急を要し，被災市町村が前項の要請を行ういとまがないと認められるときは，同項の要請を待たないで，必要な応援を行うことができるものとする。この場合には，同項の要請があったものとみなす。

3　他の都道府県の市町村の応援を受けようとする市町村は，県の連絡担当部局を通じて要請するものとする。

4　県を通じて他の都道府県の市町村から応援要請を受けた市町村は，速やかに応援の諾否を県に通報するものとする。

5　県は，市町村間の応援について必要な指示又は調整を行うものとする。

（応援経費の負担）

第3条　応援に要した経費は，原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2　応援を受けた市町村が，前項に規定する経費を支弁するいとまがなく，かつ，応援を受けた市町村から要請があった場合には，応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

3　前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は，別紙「応援経費の負担基準」に定めるところによる。

（連絡担当部局）

第4条　県及び市町村は，あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め，災害が発生したときは，速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（連絡協議会の設置）

第5条　県及び市町村は，この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう，広島県災害時相互応援連絡協議会を設置し，定期的に研究・協議するものとする。

（他の協定との関係）

第6条　この協定は，市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

（その他）

第7条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は，県及び市町村が協議して定めるものとする。

（施行）

第8条　この協定は，平成8年12月2日から施行する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため，この協定書８７通を作成し，県及び各市町村が記名・押印をして，各自その１通を所持する。

平成８年１２月２日

広島県
代表者　広島県知事　藤田　雄山

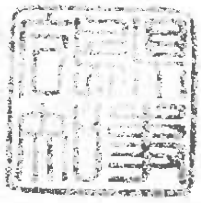

広島市
代表者　広島市長　平岡　敬

呉市
代表者　呉市長　小笠原　臣也

竹原市
代表者　竹原市長　中尾　義孝

三原市
代表者　三原市長　山本　清治

尾道市
代表者　尾道市長　亀田　良一

因島市

代表者　因島市長　岡野　敬一

福山市

代表者　福山市長　三好　章

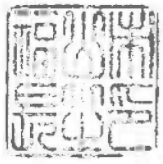

府中市

代表者　府中市長　橘高　泰司

三次市

代表者　三次市長　福岡　義登

庄原市

代表者　庄原市長　八谷　泰央

大竹市

代表者　大竹市長　豊田　伊久雄

東広島市

代表者　東広島市長　讃岐　照夫

廿日市市

代表者　廿日市市長　山下　三郎

府中町

代表者　府中町長　林原　亘

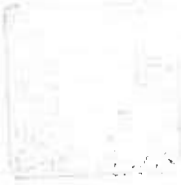

海田町

代表者　海田町長　加藤　天

熊野町

代表者　熊野町長　西村　清登

坂町

代表者　坂町長　吉田　隆行

江田島町

代表者　江田島町長　平木　重巳

音戸町

代表者　音戸町長　中野　孝義

倉橋町

代表者　倉橋町長　石橋　杉嘉

下蒲刈町

代表者　下蒲刈町長　竹内　弘之

蒲刈町

代表者　蒲刈町長　柴崎　龍雄

大野町

代表者　大野町長　中丸　元夫

湯来町

代表者　湯来町長　新田　政丸

佐伯町

代表者　佐伯町長　正木　完

吉和村

代表者　吉和村長　梅田　昭吾

宮島町

代表者　宮島町長　梅林　良定

能美町

代表者　能美町長　田中　早苗

沖美町

代表者　沖美町長　江口　俊明

大柿町

代表者　大柿町長　平口　武

加計町

代表者　加計町長　佐々木　清蔵

筒賀村

代表者　筒賀村長　小田　美嗣

戸河内町

代表者　戸河内町長　道菅　十三紀

芸北町

代表者　芸北町長　増田　邦夫

大朝町

代表者　大朝町長　野村　常雄

千代田町

代表者　千代田町長　森下　公造

豊平町

代表者　豊平町長　前田　達郎

吉田町

代表者　吉田町長　浜田　一義

八千代町

代表者　八千代町長　沖本　信男

美土里町

代表者　美土里町長　織田　邦夫

高宮町

代表者　高宮町長　児玉　更太郎

甲田町

代表者　甲田町長　今井　正

向原町

代表者　向原町長　望月　星稀

黒瀬町

代表者　黒瀬町長　小林　倫仁

福富町

代表者　福富町長　功野　健次

豊栄町

代表者　豊栄町長　小川　博晧

大和町

代表者　大和町長　岡田　孝裕

河内町

代表者　河内町長　隨行　孝文

本郷町

代表者　本郷町長　恵木　慧

安芸津町

代表者　安芸津町長　山下　龍男

安浦町

代表者　安浦町長　沖田　範彦

川尻町

代表者　川尻町長　銭谷　実男

豊浜町

代表者　豊浜町長　北山　峯生

豊町

代表者　豊町長　長本　憲

大崎町

代表者　大崎町長　長岡　舜

東野町

代表者　東野町長　望月　正博

木江町

代表者　木江町長　高田　大介

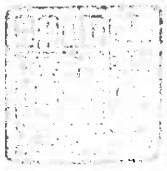

瀬戸田町

代表者　瀬戸田町長　柴田　大三郎

御調町

代表者　御調町長　若林　茂生

久井町

代表者　久井町長　増田　實雄

向島町

代表者　向島町長　向井　弘

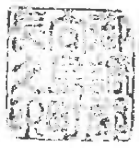

甲山町

代表者　甲山町長　稲住　三男

世羅町

代表者　世羅町長　友近　將

世羅西町

代表者　世羅西町長　平野　節美

内海町

代表者　内海町長　佐藤　荒夫

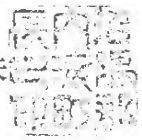

沼隈町

代表者　沼隈町長　佐藤　憲一

神辺町

代表者　神辺町長　堀田　克巳

新市町

代表者　新市町長　藤原　平

油木町

代表者　油木町長　川上　力男

神石町

代表者　神石町長　村上　憲郎

豊松村

代表者　豊松村長　岡崎　齊

三和町

代表者　三和町長　丸山　英三

上下町

代表者　上下町長　梶田　昌宏

総領町

代表者　総領町長　杉谷　譯三

甲奴町

代表者　甲奴町長　森岡　隆寿

君田村

代表者　君田村長　藤原　清隆

布野村

代表者　布野村長　三吉　献二

作木村

代表者　作木村長　野田　史朗

吉舎町

代表者　吉舎町長　元廣　和亨

三良坂町

代表者　三良坂町長　湯免　龍夫

三和町

代表者　三和町長　神重　和夫

西城町

代表者　西城町長　田盛　敬三

東城町
代表者　東城町長　黒田　文男

口和町
代表者　口和町長　盛谷　強

高野町
代表者　高野町長　藤原　公昭

比和町
代表者　比和町長　積山　恭幸

応援経費の負担基準

1　応援職員の派遣に要する経費の負担等

第３条第１項に定める経費のうち，第１条第４号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については，次のとおりとする。

ア　応援を受けた市町村が負担する経費の額は，応援をした市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ　応援職員が応援業務により死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は，応援をした市町村の負担とする。

ウ　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において，その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市町村が，応援を受けた市町村への往復の途中において生じたものについては応援をした市町村が賠償の責めに任ずる。

エ　ア，イ及びウのほか，応援職員の派遣に要する経費については，応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

2　経費の一時繰替支弁等

⑴　応援をした市町村は，第３条第２項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は，次に掲げる経費に相当する額を，応援を受けた市町村に請求する。

区　　分	経　　費
第１条第１号及び第２号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第１条第１号から第３号までの資機材（同条第３号の車両，舟艇及び航空機を含む。）に係るもの	借上料，燃料費，輸送費，維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第１条第４号の職員の派遣に係るもの	１に定める経費
第１条第５号の施設の提供に係るもの	借上料
第１条第６号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

⑵　⑴の請求は，応援をした市町村の市町村長名による請求書により，連絡担当部局を経由して応援を受けた市町村の市町村長に請求するものとする。

⑶　⑴及び⑵により難いときは，応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

安芸高田市と邑南町の災害時相互応援に関する協定

（協定の趣旨）

第1条 安芸高田市と邑南町（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において地震等の大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた自治体（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災自治体の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない自治体が友愛的精神に基づき、被災自治体に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 応援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(3) 被災者の受け入れ

(4) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(5) ボランティアの斡旋

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第3条 応援を要請しようとする被災自治体は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部課を通じて、電話、電信等により要請するものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

(1) 被害の状況

(2) 前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容

(3) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(4) 応援場所及び応援場所への経路

(5) 応援期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された自治体は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 協定自治体は、前条の規定にかかわらず、協定自治体のいずれかの区域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。

3 自主応援活動を開始した場合は、応援の内容を被災自治体に速やかに連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請自治体が負担することとし、災害復旧後、

両自治体協議のうえ速やかに清算するものとする。

（連絡担当部課）

第6条　協定自治体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

（受入体制）

第7条　協定自治体は、被災者、救援物資及び派遣職員を受け入れるための場所又は施設を相互に提供するものとする。

（資料の交換）

第8条　協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（応援職員の指揮）

第9条　被災自治体から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災自治体の指揮下にて行動するものとする。

（訓練等の実施）

第10条　協定自治体は、協定の実効性を確保するために、それぞれが実施する防災訓練等に、相互に参加するよう努めるものとする。

（効力等）

第11条　この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

2　この協定の締結後、協定自治体のどちらか一方がこの協定を破棄しようとする場合は、相手方協定自治体に対し、この協定を破棄しようとする日から起算して6か月前までに、文書をもってその旨を通知しなければならない。

（その他）

第12条　この協定の定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し，協定自治体が記名、押印のうえ、各自その1通を保有する

平成23年6月3日

安芸高田市長　渋田一義　広島県安芸高田市長印

邑南町長　石橋良治

安芸高田市と防府市の災害時相互応援に関する協定書

安芸高田市と防府市（以下「協定市」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、協定市のいずれかの地域で、大規模な災害（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。以下「災害」という。）が発生した場合において、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が応急対策等を円滑に遂行できるように、被災市の要請に応えて、相互に応援、協力を行うために必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第２条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

（応援の種類）

第３条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 救援、救助及び応急対策等に必要な職員の派遣

(2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(4) 被災者の受け入れ及び被災者の一時収容のための施設の提供

(5) ボランティアの調整等

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第４条　応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、電話、電信等により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は、必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容

(3) 前条第２号及び第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

(4) 応援場所及び応援場所への経路

(5) 応援期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第５条　応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2　協定市は、前条の規定にかかわらず、いずれかの区域において災害が発生したことが明らかで、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、自らの判断に基づき、自主応援活動を行うことができるものとする。

3　自主応援活動を開始した場合は、応援の内容を被災市にできるだけ速やかに連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として被災市が負担することとし、災害復旧後、協定市協議の上、速やかに清算するものとする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して別に定めるものとする。

（受入体制）

第７条　被災市は、派遣職員及びボランティアを受け入れるための場所又は施設を提供するものとする。

（効力等）

第８条　この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

2　この協定の締結後、協定市のどちらか一方が、この協定を破棄しようとする場合は、協定市に対し、この協定を破棄しようとする日から起算して６か月前までに、文書をもってその旨を通知しなければならない。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、協定市が記名、押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年２月４日

安芸高田市長　浜田一義　県広島高田市長印

防府市長　松浦正人　山口県防府市長之印

安芸高田市の災害時におけるし尿収集運搬等の支援協力に関する協定書

安芸高田市の災害時におけるし尿収集運搬等の支援協力に関する協定書

安芸高田市（以下「甲」という。）と有限会社国司衛生興業（以下「乙」という。）と株式会社高田環境（以下「丙」という。）と有限会社日之丸衛生社（以下「丁」という。）とは、広島県環境整備事業協同組合（以下「戊」という。）を支援協力団体として、災害時におけるし尿収集運搬等に関して、次の通り協定を締結した。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬並びに、安芸高田市合理化事業に関する協定書第２条に定める代替業務に関連する業務（以下「関連業務等」という。）の実施に関して、甲が乙、丙、丁に支援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

２　この協定における「支援協力」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

（１）災害し尿等の収集運搬及び関連業務等の実施に関して必要な乙、丙、丁の機材、物資等の提供

（２）災害し尿等の収集運搬及び関連業務等の実施に関して必要な乙、丙、丁の職員の派遣

（３）前２号に定める以外で必要な事項

（災害時の支援協力要請）

第３条　甲は災害時の対応について、乙、丙、丁に対して、災害し尿等の収集運搬及び関連業務等の実施について迅速的且つ適正な対応を図るため、支援協力要請を行う。また、災害状況に応じて戊に支援協力の要請を図るものとし、戊は支援協力を実施するものとする。

（支援協力要請の方法）

第４条　甲は、災害し尿等の収集運搬及び関連業務等の実施は建設部上下水道課が担当し要請するものとする。また、要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書（別紙１）により、乙、丙、丁に対して行なうものとする。但し、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

（１）支援協力の要請内容

（２）その他必要な事項

（支援協力要請の承諾）

第５条　甲からの支援協力要請に対し、乙、丙、丁は、（別紙２）により回答するものとする。

但し、文書により難い場合は口頭で承諾し、後に速やかに文書で回答するものとする。

（実施報告）

第６条　乙、丙、丁は、甲に対して災害し尿等の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

（１）支援協力の実施内容

（２）その他必要な事項

（無償期間）

第７条　災害し尿等の収集運搬及び関連業務等については、乙、丙、丁及び戊は、支援協力を無償で行うものとし、甲に支援協力に要する経費負担を一切求めないものとする。無償期間は基本１０日間とする。

但し、関連業務等の実施に伴う経費については、双方が内容等を協議し決定するものとする。

（損害賠償）

第８条　災害し尿等の収集運搬及び関連業務等の実施の際、乙、丙、丁及び戊の職員が、作業時に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）その他の法令によるものとする。

（協議）

第９条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙、丙、丁及び戊が協議の上、決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第１０条　本協定の期間は、平成２９年３月１６日から平成３３年３月３１日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙、丙、丁並びに戊のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は相互の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、５年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書５通を作成し、甲、乙、丙、丁並びに戊が記名押印の上、各１通を所持するものとする。

平成２９年　３月１５日

甲　広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市長　　浜　田　　一　義

乙　広島県安芸高田市吉田町国司 196 番地
有限会社　国司衛生興業
代表取締役　　鉄　本　　秀　樹

丙　広島県安芸高田市吉田町吉田 1489 番地 14
株式会社　高田環境
代表取締役　　茂　本　　敬　植

丁　広島県安芸高田市吉田町国司 543 番地
有限会社　日之丸衛生社
代表取締役　　伊　藤　　義　博

戊　広島県広島市中区東平塚 3 番 28 号
広島県環境整備事業協同組合
会長　　黒　瀬　　榮　治

環境省
Ministry of the Environment

資料2

「災害等廃棄物処理事業」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業」の補助金制度等について

平成31年3月1日

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

環境省における災害関係事業について

➢ 廃棄物適正処理推進課における災害関係事業は、「災害等廃棄物処理事業」「廃棄物処理施設災害復旧事業」の２種類。

➢ 災害等廃棄物処理事業

（概要）

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援。

①事業主体　　市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

②補 助 率　　１／２

③補助根拠　　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）　第22条

（参考）災害等廃棄物処理事業の沿革

・清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定
・廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に趣旨が規定
・平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加

➢ 廃棄物処理施設災害復旧事業

（概要）

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業。

①事業主体　　都道府県、市町村等、廃棄物処理センター、PFI選定事業者、広域臨海環境整備センター、中間貯蔵・環境安全事業株式会社

②補助率　　１／２

③補助根拠　　予算補助（阪神・淡路大震災及び東日本大震災は法律補助）

（参考）廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革

・平成５年度まで及び平成８年度以降は立目流用により対応
・平成６、７年度は、阪神・淡路大震災による被害等について立項立目のうえ補正予算対応
・平成26年度予算から当初予算に計上

災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象

（処理フローから見るイメージ）

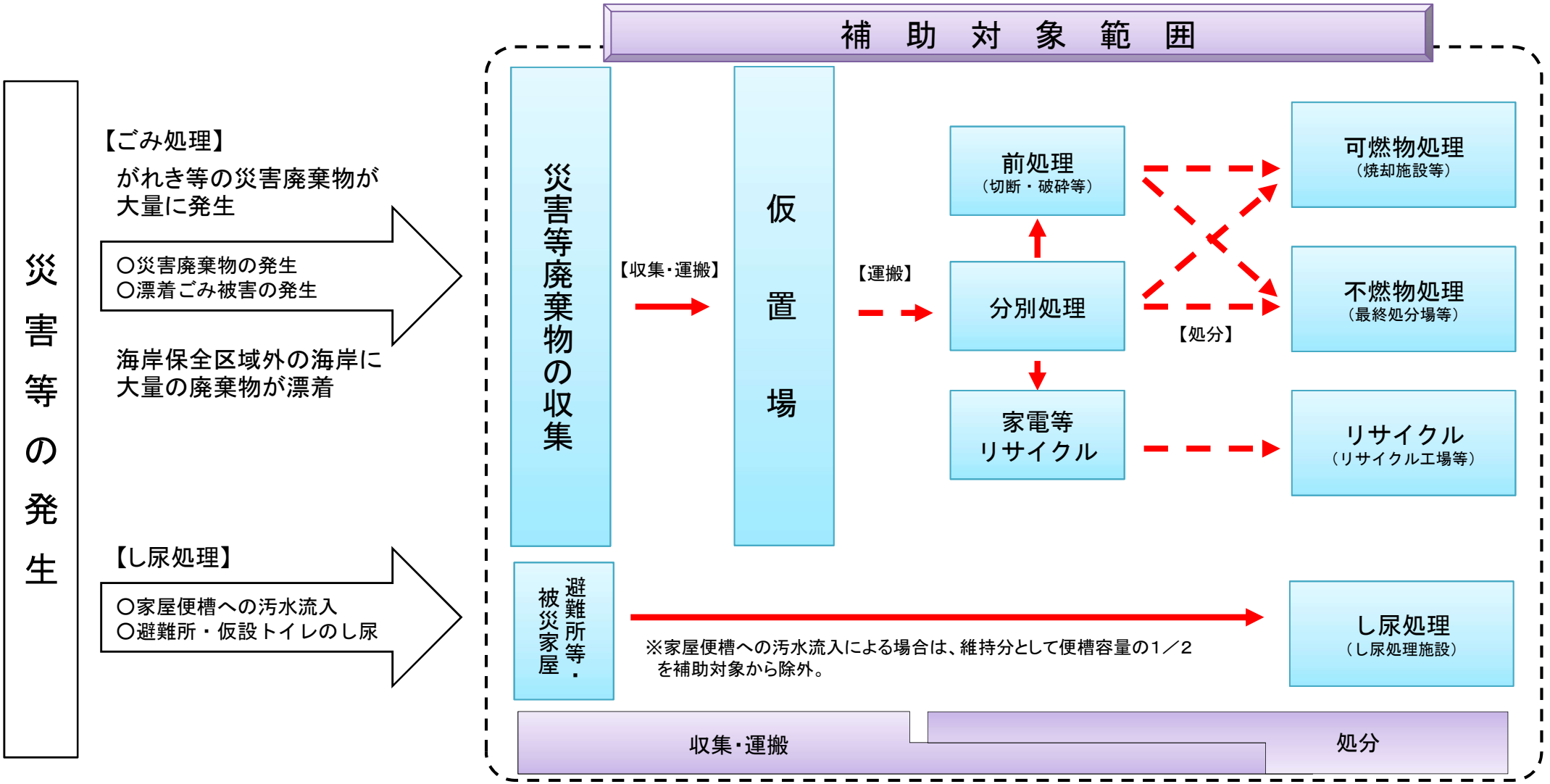

【主な補助対象経費】
- 労務費（公共工事設計労務単価によるもの）
- 自動車、船舶、機械器具の借料・燃料費
- 機械器具の修繕費
- し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- 処分に要する覆土及び運搬に必要な道路整備費
- 条例に基づき算定された手数料
- 家電リサイクル法にかかるリサイクル券購入費
- し尿の汲み取り費用　　など
- 諸経費は対象としない

災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業は、市町村（一部事務組合・広域連合を含む）が**災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業**であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

	通常災害（右記以外）	激甚災害	平成30年7月豪雨（平成30年7月）		熊本地震（平成28年4月）		東日本大震災（平成23年3月）
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	特定被災地方公共団体である市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2		1/2		対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて 10/100以下の部分は5/10、 10/100超20/100以下の部分は8/10、 20/100超の部分は9/10 ※東日本大震災財特法
GND基金	―	―	―	具体的な所要額の算定については、市町村等の処理状況を把握する必要があり精査中。規模感が判明次第、速やかに対応を行う	―	事業費の2.5%（国庫補助及び地方財政措置後の残割合）から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、熊本県に設置した基金を取り崩して措置	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。 ※東日本大震災がれき特措法
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置　※起債充当率100%	（1）災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入　※起債充当率100% （2）災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		（1）災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入　※起債充当率100% （2）災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置		地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
	90%	95.7%	97.5%	(P)	97.5%	最大99.7%（※） ※環境省試算に基づく	100%

廃棄物処理施設災害復旧事業

廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し 生活の早急な回復を図ります。

	通常	平成30年 7月豪雨	新潟県 中越地震	熊本地震	東日本大震災
対象事業	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 ・ＰＣＢ廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）	・一般廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）
国庫補助率	1/2 （交付要綱）	8/10 （交付要綱）	8/10 （交付要綱）	8/10 （交付要綱）	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じて 20/100以下の部分は80/100、 20/100を超える部分は90/100 （東日本大震災財特法） その他の市町村については次により補助 1/2 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
	73.75%～92.75%	99%	99%	99%	100%

災害関係事業（処理事業・施設復旧事業）の交付フロー

（発災から補助金交付まで）

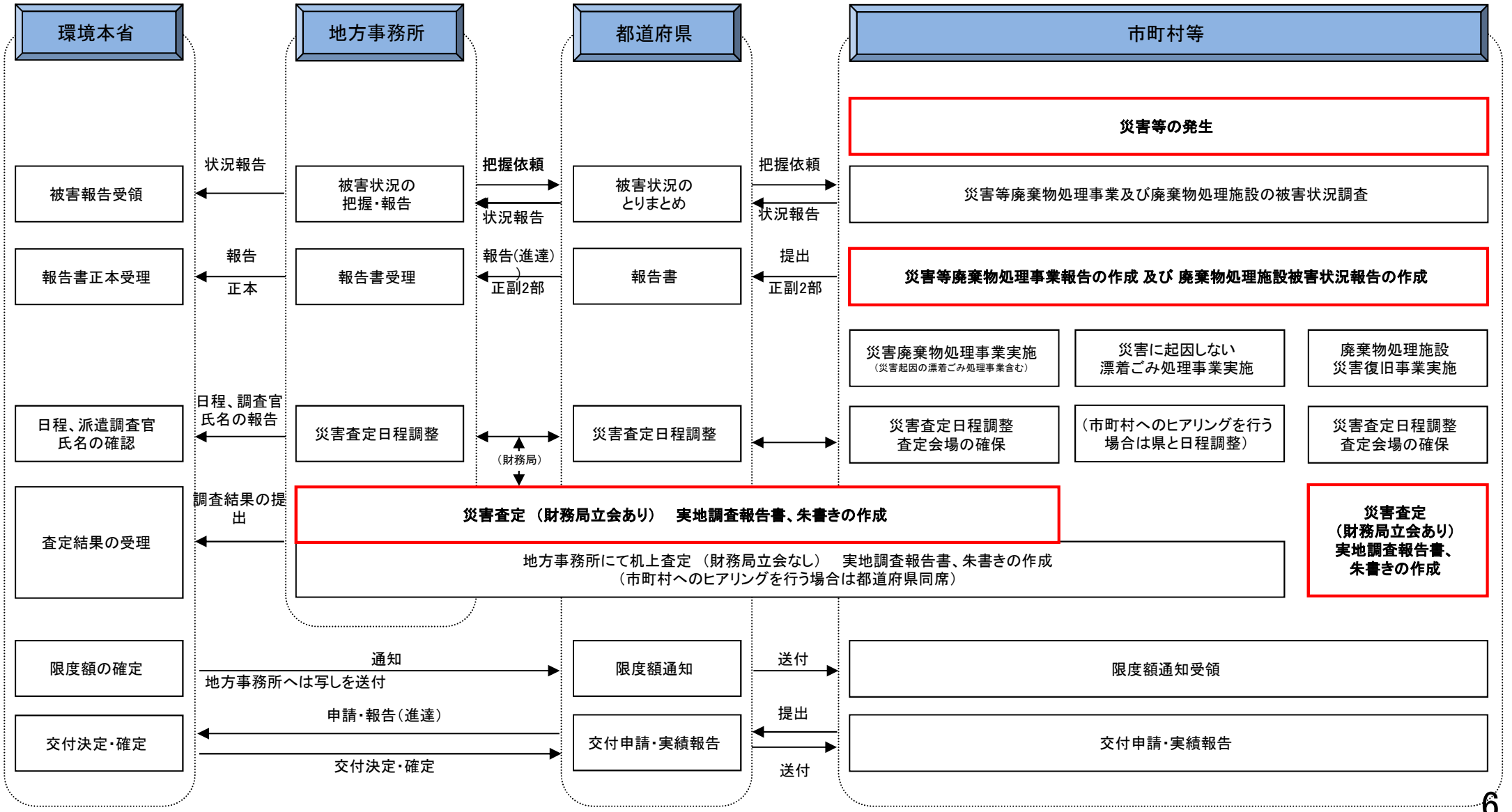

災害等報告書の作成

- 災害報告は、被災した市町村が、国庫補助を申請する意思表示であり、また、災害等報告書は実地調査において査定の根幹となる非常に重要な報告書。
- 災害報告は、期間も短く、災害直後の多忙な中で作成が行われるものであるが、一方で、限られた時間の中で効率的に実地調査を行うため、的確かつ正確に作成することが重要。
- 環境省では、これらの作成方法等についてまとめた「災害関係業務事務処理マニュアル」について、平成26年６月25日付けで公表、周知しているところ。

災害等報告書に添付する資料（主なもの）

◆ 災害時の気象データ【補助金の採択要件を満たしているのかどうかを確認するために使用される】
← 気象台・都道府県・市町村等での公的データ
降雨：最大２４時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況
暴風：風向、風速、気圧等及びこれらの時間的関係

◆ 地図・図面【被災状況や被災の範囲等を確認するために使用される】
← 地図・図面に以下の場所や写真等を明示した資料
気象観測地点、仮置場、廃棄物処理施設、被災状況写真の撮影地展、浸水地域や被災世帯

◆ 写真【被災の事実、被災の程度等を判断するために使用される】
←道路の冠水や河川の増水、土砂崩れなど被害状況が確認できるもの
←仮置場の状況や災害廃棄物の収集・運搬・処理の状況が確認できるもの

◆ 事業費の根拠資料【単価や数量の妥当性や必要性等を確認するために使用される】
←積算単価が確認できるもの（見積書や委託契約書、設計図書など）
←員数の根拠が確認できるもの（作業日報や運行記録、処理伝票など）

災害査定（被災状況の実地調査）

- 災害査定とは、市町村等からの申請に基づき環境大臣が災害等廃棄物処理事業費の決定を行うにあたって、その事業費を決めるために行う実地調査。
- 災害査定は、環境省の査定官により、災害報告書その他関係書類の審査等が行われ、同時に財務省（局）の職員が立会（りっかい）することとされている。

災害査定時のポイント

◆ 災害発生の事実を公的データをもとに説明
- 観測地点と被災箇所を確認
- 雨量、水位、風速等、当該災害が補助事業の採択要件を満たしているかを確認

被災＝補助対象ではないため、採択要件を満たしている事実の証明することがポイント。

◆ 被災状況の説明
- 写真、地図等を用いて被災状況を説明する（写真はどこの地点で撮影されたものかが地図上で確認できること）
- がれきの発生量や仮置場等のごみの収集状況を説明
- 倒壊家屋がある場合には全半壊家屋の位置を図示し、合わせて罹災証明を準備する

がれきの発生量は、事業費積算の根幹となる部分なので、どのように推計したのか合理的に説明できることがポイント。

◆ ごみ処理の流れを説明
- ごみ処理の流れを説明する（収集～運搬～最終処分までをフロー図等で示す）。
- 仮置場を設置した場合には、その設置の理由、位置図、収集状況、搬入・搬出の方法等を説明する。

◆ 事業費算出内訳の確認
- 計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法等を説明する。

計上された各経費について、数量の根拠、単価の根拠、契約方法を個別具体的に確認するので合理的に説明できることがポイント。

◆ 事業費の確定
- 申請内容について確認後、事業費を確定し、査定内容について講評を行う。査定後の事業費が１億円を超える場合には、財務本省への協議が必要となるので、査定結果は「保留」となる。

（４）災害等廃棄物処理事業費補助金　補助対象内外早見表

「補助対象」に「〇」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象とした事例もある。

区　　分	対象	根拠等
１．災害廃棄物を処理するために必要な労務費	〇	公共土木設計単価を限度とする
２．災害廃棄物を処理するための焼却施設職員の超過勤務手当	×	超過勤務手当は対象外
３．薬品費	〇	単なる消臭目的は×
４．仮置き場に必要な重機の燃料費	〇	各自治体の毎月の燃料単価（契約単価）又は物価資料による単価を限度とする
５．半壊と診断された被災家屋の解体費	×	被災者生活再建支援法の支援対象
６．一部損壊家屋から排出された家財道具の収集・運搬・処分	〇	いわゆる「片づけごみ」
７．被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	企業に排出責任
８．中小・零細企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの	〇	住居を伴う個人商店の除去ごみも〇
９．豪雨により上流から流され、河川敷に漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
１０．崖崩れによる災害土砂の処分費	×	国交省の災害復旧事業
１１．避難所における仮設トイレの設置・借上費	×	厚労省災害救助法の対象
１２．避難所のトイレ・仮設トイレのし尿のくみ取り費用	〇	
１３．災害廃棄物を分別するための委託費	〇	
１４．破砕・チップ化等中間処理業務の委託費	〇	
１５．収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
１６．ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
１７．仮置場の造成費用	原則×	被害が甚大により補助対象とした事例あり
１８．仮置場の原形復旧費	×	
１９．仮置場表土のはぎ取り（数十ｃｍ程度）・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら〇
２０．仮置場内の道路整備費	〇	必要最小限のみ対象
２１．仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンス	〇	
２２．飛散防止のためのブルーシート	〇	家屋の雨漏り防止用は×
２３．家電リサイクル法対象被災品のリサイクル料金・リサイクル券購入手数料	〇	
２４．家電リサイクル法対象被災品の運搬費	〇	
２５．消火器、パソコン等処理困難物の処分費	〇	リサイクルされるのなら対象
２６．仮置き場に不法投棄されたタイヤの処分費	×	仮置き場の管理が不備
２７．スクラップ（鉄くず）売却代	〇	必ず売却し、申請額より差引くこと
２８．運搬にかかる交通誘導	〇	公共土木設計単価を限度とする
２９．運搬にかかる高速道路料金	原則×	道路がそれしかない場合は〇
３０．機械器具の修繕費	〇	定期的に行っている修繕は対象外
３１．浸水により便槽に流入した汚水の汲み取り費用	〇	便槽の半量は維持分として対象外
３２．被災した浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	×	廃棄物処理施設災害復旧費の対象（市町村設置型のもの）
３３．消費税	〇	
３４．搬入道路や場内道路の鉄板敷、砂利敷	〇	必要最小限のみ対象
３５．通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用	〇	
３６．漂着ごみの収集を行った漁協に対し、市町村が出した補助金への補助	×	補助金への補助は×。委託なら〇
３７．諸経費（一般管理費、現場管理費等）	×	財務省通知により対象外
３８．工事雑費	×	財務省通知により対象外

３９．台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみ	×	国交省大規模漂着流木処理事業
４０．台風により海岸保全区域外の海岸に漂着した１５０㎥ 未満のごみ	○	災害起因には㎥ 要件は無し
４１．海岸保全区域外の海岸の沖で回収した漂流ごみ	×	
４２．海岸保全区域外の海岸の沖で回収した海底ごみ	×	
４３．海岸保全区域外の人が立ち入らない海岸の漂着ごみ	×	「生活環境保全上」にあたらない
４４．海岸管理を怠り堆積させ、150 ㎥ を超えた漂着ごみ	×	海岸管理を怠った異常堆積は対象外
４５．豪雨により上流から流され海岸保全区域外の海岸に漂着した流木	○	